

官報

號外 昭和十二年三月十七日

○第七十回衆議院議事速記錄第二十三號

昭和十二年三月十六日(火曜日)

午後二時十分開議

議事日程 第二十四號

昭和十二年三月十六日

午後一時開議

質問

一 退職積立金及退職手当法ノ運用ニ關スル質問(鈴木正吾君提出)

二 政府事業ニ於ケル土地買収ニ際シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問(三宅正一君提出)

三 議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營造物使用ニ關スル質問(高岡大輔君提出)

四 第十二回國際オリシピック大會準備速進ニ關スル質問(笠井重治君提出)

第一 昭和七年法律第十二號中改正法律案(造船局資金拂出ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第二 日本銀行條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三 日本銀行參與會法廢止法律案(政府提出) 第一讀會

第四 東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第五 地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 小運送業法案(政府提出) 第一讀會

第七 日本通運株式會社法案(政府提出) 第一讀會

第八 帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法案(政府提出) 第一讀會

第九 船員法改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 揮發油及アルコール混用法案(政府提出) 第一讀會

第十一 貿易組合法案(政府提出) 第一讀會

第十二 貿易調整法案(政府提出) 第一讀會

第十三 工業組合法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十四 橫莊鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買収ノ爲公債發行ニ關スル法案(政府提出) 第一讀會

第十五 製鐵事業法案(政府提出) 第一讀會

第十六 大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第十七 大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第十八 防空法案(政府提出) 第一讀會

第十九 海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二十 農村負債整理資金特別融通及損失補償法案(政府提出) 第一讀會

第二十一 帝國燃料興業株式會社法案(政府提出) 第一讀會

第二十二 人造石油製造事業法案(政府提出) 第一讀會

第二十三 日本銀行金買入法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十四 商法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十五 肥料取締法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十六 酒造組合法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十七 日本無線電信株式會社法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十八 特許法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十九 商標法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十 不正競争防止法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十一 裁判所構成法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十二 大正十年法律第二百二號中改正法律案(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第三十三 兵役法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十四 產業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十五 產業組合自治監査法案(政府提出) 第一讀會

第三十六 軍機保護法改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十七 刑事訴訟法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十八 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三十九 百貨店法案(政府提出) 第一讀會

第四十 辨理士法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四十一 樺太市制案(政府提出) 第一讀會

第四十二 輸出補償法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第一讀會ノ續(委員長報告)

昭和十年度第一豫備金支出ノ件

昭和十年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和十年度特別會計豫備費支出ノ件

昭和十年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件

自昭和十一年一月至昭和十一年三月昭

和十年度第二豫備金支出ノ件

自昭和十一年一月至昭和十一年三月昭

和十年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

自昭和十一年一月至昭和十一年三月昭

和十年度特別會計第一豫備金支出ノ件

承諾ムル件

自昭和十一年一月至同年三月
昭和十一年度特別會計豫
備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
昭和十一年度第二豫備金支出ノ件
昭和十一年度特別會計第二豫備金支出ノ件
昭和十一年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件

○議長(富田幸次郎君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
衆議院議員大野伴睦君提出精神病者ノ保護救療ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員鈴木正吾君提出退職積立金及退職手当法ノ運用ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員三宅正一君提出政府事業ニ於ケル土地買収ニ關シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員高岡大輔君提出議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營建物使用ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員笠井重治君提出第十二回國際オリムピック大會準備速進ニ關スル質問ニ對スル答辯書
(以上三月十六日受領)

精神病者ノ保護救療ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年二月二十七日

提出者 大野 伴睦

精神病者ノ保護救療ニ關スル質問主意書

一 精神病者ハ社會ノ複雜化ト文明ノ進歩トニ伴フ時代病ニシテ逐年増加スルニ拘ラス之カ保護救療ノ施設ニ至リテハ歐米先進國ニ比シテ九牛ノ一毛ニ過キス其ノ家族カ精神上經濟上ニ被リ損害ハ想像ニ餘アリ或ハ人ヲ殺シ火ヲ放チ時トシテハ不敬罪ヲ犯シ首相ヲ狙ヒ大臣官邸ニ闖入スル等國家ノ安寧ヲ害シ秩序ヲ紊シ戰慄ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ如何ナル方法ヲ以テ其ノ發生ヲ防止シ且是等未監置患者ヲ保護シ取締ラムトスルヤ
一 過激ナル思想ヲ抱キテ社會ノ秩序ヲ破壊シ或ハ住所不定ノ患者ニシテ浮浪徘徊シ公安ヲ害スルノ虞アルモノ少カラス政府ハ國立精神病院ヲ設立シテ是等ノ患者ヲ收容保護スルノ意思ナキヤ
一 精神病院法ハ道府縣ニ公立病院ヲ設置セシムルノ趣意ナルニ拘ラス其ノ設立ヲ見タルハ僅ニ指ヲ屈スルニ過キス是レ毎年豫算ニ補助金ノ計上過少ノ結果ナリト信ス政府ハ何故ニ適當ノ金額ヲ計上シテ之カ設置ヲ獎勵促進シ重病且危險ノ虞アル患者ヲ收容保護セシムルノ意思ナキヤ
一 道府縣ノ設立スル精神病院ニ對シテハ建築及増改築ニ向テ其ノ經費ノ二分ノ一ノ補助ヲ與フルニ拘ラス之カ代用トシテ指定シタル病院ノ増改築ニ對シテハ全ク此ノ事ナシ政府ハ何故ニ補助途ヲ講シ之カ均衡ヲ計ラサルヤ
一 精神病者ノ過半数ハ遺傳性ノモノナリト聞ク政府ハ斷種法ヲ制定シテ遺傳性精神病ヲ豫防スルノ意思ナキヤ
一 中年以後ノ精神病ハ青年時ニ於ケル徵毒ニ基因スルモノ多數ナリト聞ク政府ハ花柳病ノ豫防撲滅ニ對シテ徹底的

方策ヲ講スルノ意思ナキヤ

一 精神病ニ關シテハ徒ニ監置ヲ主トスル精神病院法及醫藥ヲ目的トスル精神病院法カ適用サルモ時代ヲ異ニシタル制定ニシテ複雜煩瑣其ノ取扱區ニシテ當事者ノ迷惑少カラスト聞ク政府ハ速ニ之ヲ統一改正スルノ意思ナキヤ
右及質問候也
本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラムコトヲ望ム
昭和十二年三月十六日
内閣總理大臣 林 銑十郎
衆議院議長富田幸次郎殿
衆議院議員大野伴睦君提出精神病者ノ保護救療ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
(別紙)
衆議院議員大野伴睦君提出精神病者ノ保護救療ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一、精神病ノ發生ヲ防止スル方法トシテハ精神衛生思想ノ普及ヲ圖リ一面徵毒、中毒等精神病ノ原因トシテ明白ナルモノノ排除ニ努メ居ルモ遺傳性精神病ノ發生防止ニ付テハ更ニ一層慎重ノ研究ヲ進ムル考ナリ、又社會保安上危險ナル精神病者ニ付テハ精神病者監護法、精神病院法ノ規定ニ依リ之ヲ放置スルコトナキ様努メ居ルモ尙未監置ノモノニ付テハ精神病院施設ヲ擴充シテ其ノ保護取締ニ遺憾ナキ様努メタキ考ナリ
一、精神病者ハ全國ニ散在シ且其ノ疾病ノ性質上之ヲ遠隔ノ地ニ送致スルコト困難ナルヲ以テ各道府縣ニ公立精神病院ヲ普及シ其ノ道府縣ノ病者ヲ收容スルコトニ努メツツアリ、尙特殊ノ病者ヲ收容スル爲國立精神病院ノ設置ニ關シテハ更ニ考究セントス
一、公立精神病院建設ニ對スル補助豫算

ハ現在ノ財政ノ都合上極メテ少額ヲ計上シアリ、其ノ結果公立精神病院ノ普及未ダ十分ナラザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、將來財政ノ許ス限り補助豫算ヲ増額シテ公立精神病院ノ擴充ヲ圖ラントス

一、代用精神病院ハ公立精神病院ノ不足ヲ補フ爲ニ既設ノ病院ヲ利用スルノ本旨ナルヲ以テ其ノ新築ニ對スル場合ト同様増改築ニ對シテモ公立病院同様國庫補助ノ途ヲ開クノ考ナシ
一、遺傳性精神病者ノ發生防止ノ目的ヲ以テ斷種法ヲ制定スルノ可否ハ極メテ重大ナル問題ナルヲ以テ目下慎重ニ調査研究中ナリ
一、花柳病ノ豫防ニ關シテハ娼妓取締規則、花柳病豫防法等ニ依リ種々施設ヲ講ジ居ルモ今後一層之ヲ充實シ取締ヲ嚴ニスルト共ニ一般民衆ニ對シテモ豫防知識ノ普及ニ努メ花柳病豫防ノ徹底ヲ期セントス
一、精神病者監護法並精神病院法ノ改正ニ付テハ政府モ既ニ其ノ必要ヲ認メ曩ニ地方長官ニ照會シ更ニ民間専門家ノ意見ヲ徵シ目下調査研究中ナリ
右及答辯候也
昭和十二年三月十六日
内務大臣 河原田稼吉
退職積立金及退職手当法ノ運用ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十二年二月二十七日
提出者 鈴木 正吾
退職積立金及退職手当法ノ運用ニ關スル質問主意書
退職積立金及退職手当法ノ運用ニ關シ次ノ二點ヲ御尋ネ致シマス
第一ハ退職積立金及退職手当法ニ關ス

ル官廳ノ事務取扱ノ方針ニ付テデアリマス

本年一月一日ヨリ施行セラレ居ル本法ニ依リ各事業主ニ於テハ第十七條ノ規定ニ依ル者モ第三十條ノ規定ニ依ル者モ共ニ各、其ノ事業沿革、現在ノ従業員ニ對スル規定等ヲ參酌シテ自工場ニ適應シタル退職積立金並退職手当ニ關スル規程案ヲ作製シ當該地方長官ニ對シテ其ノ許可又ハ認可ヲ申請シテ居ルノデアリマス

此ノ場合成ルベク許可又ハ認可ヲ速ニシテ民間業者ニ迷惑ヲ掛ケナイヤウ注意スルコトハ本法審議ノ委員會ニ於テ當局ノ言明セラレタ所デアリマスガ現前ノ實情ハ其ノ認可ガ中々手間取ツテ當該官廳モ民間業者モ共ニ困ツテ居ルノデアリマス

何故ソウナツテ居ルカト云ヘバ同一ノ事業主ノ工場又ハ鑛山ガ他府縣ニモアル場合ニ於テ事業主ノ立場トシテハ各工場（鑛山）ヲ同一ノ規定ニ依テ律シタイト云フ經營上當然ノ理由カラ同一ノ規程案文ヲ各工場（鑛山）カラ當該地ノ行政官廳ニ提出スル之ヲ受取ツタ道府縣當局者ハ内務省カラノ通牒ニ退職積立金及退職手当法ニ關スル事務取扱方針ノ第三十條ノ四——同一ノ事業主ノ工場又ハ鑛山ガ他府縣ニモ在ル場合ニ於テ同一ノ退職手当規定ヲ定メントスル希望アル場合ハ労働部ニ協議ノ上許可スルコト——ト云フ指令ニ基キ其ノ認可又ハ許可ニ付社會局ニ相談スルノデアリマス

即チ各府縣ノ官廳デハ退職規定ノ許可又ハ認可申請ハ受付ケルガ單獨デ許可又ハ認可スルコトハ出來ナイ形式上デハ地方長官ガ許可又ハ認可スルコトニナツテ居ルガ實際ハ社會局労働部ト協議シナケレバナラナイ所ガ各府縣ノ當局者ハ必ズシモ意見ガ一致シテ居ルト云フ譯デハナイカラ思ヒ思ヒノ見解ニ基キ認可又ハ許可ノ

申請ニ對シテ事業主ト折衝スル勿論事業主トスレバ各府縣限リ決定マルモノ又ハ各地方事情各工場ノ特殊事情ニ依テ決定マルモノ等モアリ必ズシモ同一ノ規定ヲ必要トシナイ就業規則ノヤウナモノデアレバ各府縣ノ單獨意思ニ依リ或ハ單獨ノ折衝ニ依テ許可又ハ認可シテ貰ツテ良イノデアアルガ退職手当積立金ノ規定ノ如キハ其ノ工場又ハ鑛山ノ所在地如何ニ拘ラズ同一規定ヲ必要トスル場合ハ其レデハ困ル又各府縣ノ官廳デ色々審査シテミタ所デ結局實質的ニハ社會局ノ労働部ガ其ノ規定ヲ決裁スルコトニナル斯ナコトナラ最初カラ社會局ノ労働部ニ其ノ規程案ヲ提出シテ其ノ許可又ハ認可ヲ得ルコトニスレバ手數ガ省ケテ府縣モ事業主モ共ニ便利デアリマスガ法文ノ組立ガ行政官廳ノ許可又ハ認可可ト云フコトニナツテ居ル爲實際上ノ許可又ハ認可權ヲ有スルモノガ陰ニ隱レテ何處マデ府縣ヲ表面ニ立テテ居ルカラ仕事ガ遅レルノミナラズ各府縣ノ工場課ニ於テモ結局自分達デ審査シテモ社會局デドウ取扱フカ判ラナイカラ無駄ナ手數ガ掛カル許リデアルト云フ氣ニナツテ益々事方抄ラナイノデアリマス

其處ガ斯ル事務取扱方針ヲモツト簡易化スル爲政府ニ御尋ネ致シタイ所ヘ

同一ノ事業主ノ工場又ハ鑛山ガ他府縣ニモ在ル場合ニ各工場（鑛山）ニ共通ノ退職規定ヲ希望スル向キニ對シテハ其ノ事業ノ本社又ハ主タル工場（鑛山）所在地ノ行政官廳ニ對シテ先ヅ其ノ規定ノ許可又ハ認可ノ申請ヲ爲シ其ノ許可又ハ認可ヲ得タル上ハ其ノ旨ヲ附記シテ從タル工場（鑛山）所在地ノ行政官廳ニ許可又ハ認可ノ申請ヲ爲スコト

此ノ場合本社又ハ主タル工場（鑛山）所在地ノ地方長官ハ其ノ規定ノ許可又ハ

認可ヲ爲スニ當リ社會局ト十分協議シテ慎重ニ之ヲ決定セラレルコトハ勿論デアリマスガ從タル工場（鑛山）所在地ノ府縣當局ハ其ノ許可又ハ認可ノ申請ニ對シテハ同一規定ナルガ故ニ其ノ儘直ニ之ヲ許可又ハ認可スルコト

右ノ通り其ノ取扱方針ヲ簡易化スレバ官廳モ民間モ共ニ非常ナル便宜ヲ得ルコトニナリマスノデ現ニ各府縣當局ニ於テモ斯ウナルコトヲ希望スル空氣ガアルヤニ聞キ及ビマス政府ガ速ニ本法ノ事務取扱方針ヲ右ノ様ニ定メ各府縣ニ指令ヲ出シテ頂キタイト思ヒマスガ政府ノ御所見ハ如何デアリマスカ

第二ハ本法適用ノ範圍ヲ更ニ擴張セラレル御考ハナイカドウカト云フ點デアリマス

申ス迄モナク本法適用ノ範圍ハ當時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場法ノ適用ヲ受クル工場ト鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ二ツニ（第一條）限ラレテ居リマスガ退職者保護ノ意味カラ云ヘバ右ノ範圍ヲ擴張スルコトハ望マシイコトデアアル殊ニ事業主ニ於テ之ヲ擴張スル氣持ガアレバ政府ハ進ンデ之ヲ獎勵スベキデアルト思ヒマス

現在各種ノ工場ニ於テハ主タル工場内ノ職場デ生産ニ從事シテ居ル職工以外ニ門衛、小使、食堂ノ炊事夫、倉庫人夫等附屬ノ仕事ニ携ツテ居ル者モ少クナイ此等ノ從タル仕事ニ從事シテ居ル労働者ニ對シテモ其ノ退職ノ場合工場法ノ適用ヲ受クル職工ト同額ノ手当ヲ支給スルコトハ工場經營上カラモ又社會政策的見地カラモ望マシイコトデアアル事業主ガ此等ノ規定ヲ退職手当ニ關スル規定ノ中ニ包括スルコトハ現在ニ於テモ退職手当法ノ認ムル所デアアル然シナガラ本法ノ適用ヲ當然受クベキ職工ト之ニ準ズル從タル労働者

トノ間ニハ次ノ如キ取扱上ノ差違ガアリ又法ノ保護ヲ受ケテ居ラス事實ガアル

一 本法ニ於テハ支拂獎金ノ百分ノ二ノ額ヲ強制的ニ積立テルコトニナツテ居ルガ從タル労働者ハ事業主ニ於テ其ノ取扱ヲスルコトガ出來ナイ從テ労働者ノ方カラ言ヘバ退職ノ際主タル職工ハ退職手当ノ外ニ自己積立金モ手取ニナルガ積立ヲ強制サレテ居ラスカラ其レダケ退職ノ際ノ手取り金額ガ少クナル

二 主タル職工ハ普通ノ郵便通帳ノ外ニ積立金ハ別ノ通帳デ預リ得ルノデアアルガ從タル労働者ニハ其ノ特典ガナイ（郵便貯金ノ通帳ハ一人一冊ニ定メラレテ居ル）

三 事業主ノ退職手当支給ノ爲ノ準備金ノ積立ニハ免稅ノ特典ガアルガ從タル労働者ハ法ノ保護ガ及バナイカラ是等ノ労働者ノ爲ノ事業主ノ積立金モ免稅ノ特典ナク別途ニ之ヲ積立テネバナラス

四 法ノ適用ヲ受ケル主タル職工ノ退職手当ハ差押ヘラレスト云フ法ノ保護ガアルガ從タル労働者ハ本法ノ保護ヲ受ケナイカラ差押ノ危険ニ曝サレル

大體以上四ツノ差別待遇ヲ受ケルコトニナツテ居リマスガ元來本法ノ精神ハ出來ルダケ廣範圍ノ労働者ヲ保護スルニアルベキ筈ナルガ故ニ工場法ノ適用ヲ受クル職工ト其ノ他ノ労働者ヲ併セ用シテ居ル事業主ガ後者ニ對シ前者ト同様ナル取扱ヲ爲サント希望スル場合ハ上述ノ如キ差別取扱ヲ廢シ本人ノ積立金、事業主ノ準備積立金其ノ他凡テノ取扱ヲ同一ニスル方針ニ改メラレタイト思ヒマスガ當局ノ御所見ハ如何デアリマスガ若シ之ヲ否ナ

リトセラレルナラバ其ノ理由ヲ明示セラレタイ
右及質問候也

昭和十二年三月十六日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員鈴木正吾君提出退職積立金及退職手當法ノ運用ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員鈴木正吾君提出退職積立金及退職手當法ノ運用ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 退職積立金及退職手當法第三十條ノ規定ニ依ル許可ノ取扱ニ付テハ地方官及鑛山監督局長ヲシテ出來得ル限り速カニ其ノ手續ヲ取運バシメツツアリ

同一事業主ノ經營スル工場又ハ鑛山ガ數府縣ニ存在スル場合ニ於テ當該事業主ヨリ各事業ニ付同一ノ退職手當規定ヲ制定シ度キ希望ヲ附シ地方官又ハ鑛山監督局長ニ許可ヲ申請シタル場合ニハ許可ノ際社會局労働部ニ協議スル取扱ト爲シ居ルモ、其ノ事業主ノ主タル工場鑛山ノ所在地ノ行政官廳ヨリ労働部ニ協議アリタル場合ニハ便宜労働部ヨリ其ノ他ノ工場鑛山ノ所在地ノ行政官廳ニ對シテ適宜連絡ヲ取り許可ノ手續ヲ簡易ナラシムルコトトシ法律施行ノ圓滑ヲ期シ居ル次第ナリ

第二 退職積立金及退職手當法ノ適用範圍ノ問題ニ付テハ、本法ガ工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ適用セラルル關係上本法ノ適用ヲ受クル労働者モ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル労働者ヲ謂フモノナリ、門衛、小使、賄夫、人夫等工場法又ハ鑛業法ノ適用ナキ者ニ付テハ本法

外ニ於テ福利施設トシテ適宜ノ制度ヲ設クルコトヲ獎勵シ其ノ保護ヲ圖ル方針ナリ
右及答辯候也

昭和十二年三月十六日

内務大臣 河原田稼吉

政府事業ニ於ケル土地買収ニ際シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年二月二十七日

提出者 三宅 正一

政府事業ニ於ケル土地買収ニ際シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問主意書

一 鐵道敷設其ノ他ノ政府事業ニ於テ土地ヲ買収スルニ際シ耕作權ニ對スル補償若ハ作離料ハ由來小作人ニ直接支拂ハス其レ等ヲ含メテ地主ニ土地代金トシテ手交スルヲ以テ往々ニシテ地主ハ其ノ金額ヲ私シ小作人ハ一文ノ迷惑料ヲ受クルヲ得ス徒ニ耕作地ヲ失フニ止マルノ事例頗ル多シ政府ハ斯ル不合理ニ對シ適正ナル方法ヲ講スルノ意思ナキヤ

二 鐵道工事其ノ他ノ政府事業ガ請負ニ付セラルル際ニ於テ元請負人ハ其ノ工事ノ一部ヲ下請負人ニ、下請負人ハ更に下下請負人ニ請負ハシムルハ斯界ノ常態ナリ然ルニ下請負人ハ往々労働賃銀不拂ノ儘逃亡シ或ハ小賣商人ノ賣掛代金ヲモ支拂ハサルコトアリ之ヲ元請負人ニ請求スルモ責任ヲ回避スルノ事例多シ政府ハ政府事業ニ付テ斯ル不合理ヲ絶滅シ元請負人ニ其ノ責任ヲ負ハシメ是等一切ノ不都合ヲ生セサルヤウ適當ノ規定ヲ設クルノ意思ナキヤ
右及質問候也

昭和十二年三月十六日
内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員三宅正一君提出政府事業ニ於ケル土地買収ニ際シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員三宅正一君提出政府事業ニ於ケル土地買収ニ際シ小作人ノ被リタル損失補償等ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、永小作權若ハ賃借權ノ登記アル場合又ハ土地賣買ノ慣習アル場合ハ其ノ慣習ニ準據シ小作人ヲモ關係人トシテ直接協議ヲ爲シ地上物件又ハ作離料等ノ補償ヲ爲スモ其ノ他ノ場合ニ於テハ土地所有者ヲ通シ補償ノ解決ヲ爲サシムルノ方法ヲ採リ來レリ
尙土地所有者ニシテ前述ノ補償ヲ理由ナク私スル者アラハ之等ニ對シテハ遺憾ナキ方策ヲ講スヘシ

二、鐵道其ノ他政府事業ノ工事ノ請負人ハ資力信用共ニ確實ナルモノヲ選ヒ其ノ現場代人及下請負人ニ對シテモ充分注意ヲ爲シ以テ労働賃銀又ハ小賣商人ヨリノ賣掛代金ヲ不拂ノ儘逃亡スルカ如キコトナカラシムル様努メツツアルモ猶萬一斯ノ如キ事態ノ生スル場合ニ於テハ請負人ニ對シテ嚴重警告ヲ爲シ地方ニ迷惑ヲ掛ケサル様取扱ヒツツアリ尤モ政府ノ直接施行スル河川道路港灣等ノ事業ニ在リテハ請負ニ附スルトナシ

右及答辯候也
昭和十二年三月十六日

農林大臣 山崎達之輔
鐵道大臣 伍堂 卓雄

内務大臣 河原田稼吉
大藏大臣 結城豊太郎

議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營造物使用ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十二年三月二日

提出者 高岡 大輔

議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營造物使用ニ關スル質問主意書

衆議院議員選舉ニ當リテハ小學校舍ヲ始メ官公營造物ヲ演說會場トシテ借り得ルガ議會報告或ハ時局批判演說會ニハ右營造物ノ管理人ノ意思如何ニ依ルハ甚ダ不都合ナルモノト思フ議會報告ハ代議士ノ義務ナリ然ルニ右ノ管理人ハ取締ノ煩シサヲ理由ニ往々市町村當局者ノ所謂反對黨所屬ノ代議士ニハ借用セシメズ從テ村落ニ在リテハ農民ノ議會報告演說ヲ要望スルモノ多アルニモ拘ラス之ヲ爲シ得ザル現況ナリ
政府ハ國民ノ政治教育ノ觀點ヨリシテ議會報告並時局批判演說會ニ對シテハ選舉ノ際ニ於ケルト同様官公營造物ヲ損料ヲ徴收シテ差支ナキ限り申込次第使用セシムルノ意思アリヤ否ヤ
右及質問候也

昭和十二年三月十六日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員高岡大輔君提出議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營造物使用ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員高岡大輔君提出議會報告並時局批判演說會ニ際シ官公營造物使用ニ關スル質問ニ對スル答辯書

代議士ガ議會報告演說會或ハ其ノ他ノ政治演說會ノ會場トシテ小學校ノ校舍ヲ使用セントスルトキハ授業ニ差支ナキ限り

之ヲ使用セシムル様文部省ヨリ地方廳ニ
通牒シアル所ナルモ之ヲ選舉ニ於ケルト
同様に扱ニ改ムルコトニ付テハ尙篤ト考
究ノ要アルモノト認ム
右及答辯候也

昭和十二年三月十六日

内務大臣 河原田稼吉
文部大臣 林 銑十郎

第十二回國際オリムピック大會準備進
進ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十二年三月十六日

提出者 笠井 重治

第十二回國際オリムピック大會準備進
進ニ關スル質問主意書

第十二回國際「オリムピック」大會ハ昭和
十五年東京ニ開催スルコトニ決定セリ時
恰モ建國二千六百年ニ方リ之方成否ハ國
運ノ消長ニ多大ノ影響ヲ有スルヲ以テ政
府ハ速ニ之ニ關スル指導精神ヲ明示シ國
民精神ノ作興ト保健衛生ノ向上トニ資シ
且我カ國文化ヲ海外ニ宣揚スルコトニ努
力セサルヘカラス何故ニ政府ハ速ニ之カ
準備ニ著手スルト共ニ「オリムピック」組
織委員會ヲ鞭撻セサル乎
右及質問候也

昭和十二年三月十六日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長 富田幸次郎殿

衆議院議員笠井重治君提出第十二回國際
オリムピック大會準備進ニ關スル質問
ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員笠井重治君提出第十二回國
際オリムピック大會準備進ニ關スル
質問ニ對スル答辯書
第十二回國際オリムピック大會ハ恰モ皇
紀二千六百年ニ東京ニ開催セラルニ付
キ、之ヲ單ニ國際的運動競技會ニラシ

ムルコトナク此ノ機會ニ於テ日本文化ノ
宣揚國民精神ノ作興國民體育ノ振興等ヲ
圖ルベキ必要アリ依ツテ是ガ準備並ニ實
行ニ關シテハ舉國一致之ニ當ル趣旨ノモ
トニ、政府ハ曩ニ大會直接ノ施行團體
ヲ組織委員會ノ成立ヲ助ケ其ノ進行ニ關
シテモ適當ナル指導ト協力トヲ與ヘ來レ
リ、而シテ昭和十二年度豫算ニオリムピッ
ク大會指導監督費ヲ計上シタルノミナラ
ズ最近組織委員會ヨリ申請ノ大會經費ニ
關シ國庫補助金ヲ交付スベキ意圖ヲ以テ
目下種々研究中ナルニ付不日十二年度追
加豫算トシテ計上ノ豫定ナリ
右及答辯候也

昭和十二年三月十六日

文部大臣 林 銑十郎

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス〕
一昨十五日貴族院ヨリ受領シタル政府提出
案左ノ如シ
百貨店法案
辦理士法中改正法律案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ
關スル法律案
提出者

寺田 市正君 東郷 實君
井上 知治君 天辰 正守君
〔以上三月十三日提出〕
一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ
帝都防火建築ニ關スル質問主意書
提出者 深澤豐太郎君
外務大臣ノ演說ニ關スル質問主意書
提出者 清瀬 一郎君
對滿對支政策ニ關スル質問主意書
提出者 中村 嘉壽君
〔以上三月十三日提出〕

機船底曳網ニ關スル質問主意書

提出者

北 吟吉君 田邊 熊一君
三宅 正一君 內藤久一郎君
〔以上三月十五日提出〕

一去十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如
シ

第一部選出

南雲正朔君(坂東幸太郎君
補闕)

第一部選出

大石大君(馬場元治君補闕)

第二部選出

中野邦一君(湊季松君補闕)

第三部選出

勝田永吉君(渡邊鏡藏君補
闕)

第五部選出

仲井間宗一君(高野喜六君
補闕)

第九部選出

江藤源九郎君(中原謹司君
補闕)

一去十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲特別會計
ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案(政府提出)
外二件委員

辭任今井 新造君 補闕田川大吉郎君

關稅定率法中改正法律案(政府提出)外四
件委員

辭任渡邊 泰邦君 補闕大石 大君

絲價安定施設法案(政府提出)外一件委員

辭任栗山 博君 補闕松尾 四郎君

辭任助川啓四郎君 補闕小林 鎭君

辭任最上 政三君 補闕高木太太郎君

辭任生田 和平君 補闕益谷 秀次君

辭任篠原 義政君 補闕登坂 良作君

輸出補償法中改正法律案(政府提出)委員
辭任馬場 元治君 補闕木村 武雄君

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員

辭任大石 倫治君 補闕石川 定辰君

辭任林 讓治君 補闕大本貞太郎君

樺太市制案(政府提出)委員

辭任服部 教一君 補闕牧山 耕藏君

一昨十五日常任委員理事補闕選舉ノ結果左
ノ如シ

請願委員

理事大島 寅吉君(理事高野嘉六君本
月十二日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨十五日特別委員理事補闕選舉ノ結果左
ノ如シ

樺太市制案(政府提出、貴族院送付)委員
理事川崎末五郎君(理事服部教一君本
月十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如
シ

一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲特別會計
ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案(政府提出)
外二件委員

辭任北原阿智之助君補闕宮澤 胤勇君

絲價安定施設法案(政府提出)外一件委員

辭任瀨川 嘉助君 補闕東條 貞君

辭任百瀬 渡君 補闕多田 滿長君

國民健康保險法案(政府提出)外二件委員

辭任小林 三郎君 補闕勝田 永吉君

關稅定率法中改正法律案(政府提出)外四
件委員

辭任松岡 俊三君 補闕松山常次郎君

農地法案(政府提出)委員

辭任杉山元治郎君 補闕川俣 清吾君

○議長(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ
マス、御諮リ致シマス、第二部選出豫算委
員平川松太郎君、第七部選出豫算委員川橋
豐治郎君、第八部選出豫算委員杉山元治郎
君、第八部選出豫算委員北勝太郎君、第三
部選出建議委員角源泉君、右常任委員辭任

ノ申出ガアリマス、之ヲ許可スルニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可スルニ決シマシタ、其部ノ諸君ハ速ニ補選舉行ヒ、御届アラシコトヲ望ミマス、本日ノ日程ニ掲ゲマシタ質問一乃至四ハ、何レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス、質問ノ答辯書ニ對スル意見陳述ノ申出ガアリマスガ、是ハ適當ノ機會ニ許可スルコトニ致シマス

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四十一ヲ繰上ガ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、日程第四十一、樺太市制案、第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長野村嘉六君

第四十一 樺太市制案(政府提出、貴族院送付)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 樺太市制案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年三月十五日

委員長 野村 嘉六

衆議院議長富田幸次郎殿

(野村嘉六君登壇)

○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ樺太市制案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ樺太ニ市制ヲ施行スルト云

フ案デアリマス、其理由ハ、樺太ハ領有以來三十年ノ歲月ヲ經過シマシタ、初メハ專ラ官治行政ヲ續ケテ來タガ、次第二人口モ増加シ、地方モ發達シテ來タノデ、大正十一年樺太ノ特殊事情ヲ斟酌致シマシタ、町村制ヲ實施致シマシタ所、良好ナル成績ヲ收メタノデ、昭和四年ニ更ニ町村制ヲ改正致シマシタ、略、内地同様ナ自治機能ヲ有スル制度ニ致シマシタ、其後ノ實績ハ、島民ノ自治的訓練モ行届キ、各町村ノ基礎モ亦漸次鞏固トナリマシタ、殊ニ樺太廳ノ所在地タル豊原町ノ如キハ、人口三萬五千ヲ超エントスル有様デアリマス、故ニ樺太ニ市制ヲ施行スルコトニ依ッテ、町村ノ發達ヲ促ス結果トモナリマス、又樺太拓殖上ニ寄與スル所モ多イト云フ、此見地カラ提案シタト云フコトデアリマス、サウ致シマシタ

本案ハ全文デ七箇條アリマシタ、樺太ノ特殊事情ニ鑑ミタル規定以外ハ、多クハ内地ノ市町村制ノ規定ヲ例トシテ居リマス、審議ニ入りマシタ、委員長ノ政府トノ間ニ色色質疑應答ガアリマシタ、其二三ヲ御紹介申上ゲマスレバ、本案ハ勅令ニ讓テ居ル事項ガ多イノデアリマス、從來ノ例ニ依レバ、勅令ニ讓ツタ結果出來上ツタ規定ハ、動トモスレバ立法府ノ考ヲ裏切り、遺憾ノ點ガ多イノデアリマス、例ヘバ選舉法ニ關スル規定ノ如キハソレデアリマス、故ニ此點十分注意シテ貫ヒタイトノ意見ヲ述ベタノデアリマス、又本市制施行ノ上ハ、支廳長ヲ以テ第一次監督者トスル如キ、或ハ市會ノ解散權ヲ樺太長官ノ權限ニ屬セシメタル如キ、勅令ニ對スル政府未定稿ノ原案ハ、監督權又ハ解散權ヲ輕シズルモノデ、何レモ改メネバナラスト云フ立場カラ、第一次監督者ハ樺太長官トナシ、又市會解散ハ主管大臣ニ屬セシメネバナラストノ質問ニ對シマシタ、拓務大臣ハ委員ノ意見ヲ諒シテ、十分考慮ノ上適當ナ處置ヲ執ルトノ答辯ガ

アリマシタ、審議ノ結果、全委員一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、茲ニ此段御報告ヲ致シマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○中山福藏君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

樺太市制案

第二讀會(確定議)

○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)日程第一乃至第三ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、昭和七年法律第十二號中改正法律案、日程第二、日本銀行條例中改正法律案、日程第三、日本銀行參與會法廢止法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣結城豐太郎君

第一 昭和七年法律第十二號中改正法律案(造幣局資金拂出ニ關スル件)

(政府提出)

第二 日本銀行條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三 日本銀行參與會法廢止法律案(政府提出) 第一讀會

昭和七年法律第十二號中改正法律案
昭和七年法律第十二號中左ノ通改正ス
第三項中「拂出シノ日ヨリ五年以内」ヲ「昭和二十二年度末迄」ニ改ム

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行條例中改正法律案
日本銀行條例中左ノ通改正ス
第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ
日本銀行ハ其業務ニ參與スル參與理事

七人以内ヲ置クヘシ
第十九條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ
但大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此

限ニ在ラス
同條ニ左ノ二項ヲ加フ

參與理事ハ金融業者ハ産業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ大藏大臣之ヲ命シ其任期ヲ二年トス

參與理事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社等ノ常務ニ從事セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

日本銀行參與會法廢止法律案
日本銀行參與會法ハ之ヲ廢止ス

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣結城豐太郎君登壇)
○國務大臣(結城豐太郎君) 只今議題トナリマシタ昭和七年法律第十二號中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本法律ノ現行規定ハ、昭和六年以來ノ滿洲事變ノ影響ニ因リマシタ事業ノ經營ガ甚シク困難トナリ、又ハ不能ニ陥リマシタル支那在留邦人ニ對シ、其事業復興ノ資金ヲ貸付クル

爲ニ、造幣局資金トシテ保有セラレマスル銀
地金ノ拂出ヲ認ムルト共ニ、其拂出ニ係ル
銀地金ハ、是ガ拂出ノ日ヨリ五箇年以内ニ、
一般會計ノ負擔ニ於テ之ヲ補填スベキコト
ニ相成ツテ居リマスルガ、一般會計ノ歲計ノ
現狀ニ鑑ミマシテ、是ガ補填ヲ貸付銀ガ償
還ニナリマスル昭和二十二年度末マデ延期
シ得ルヨウ改正スルヲ適當ト認メマシテ、
本改正法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリ
マス

次ニ日本銀行條例中改正法律案及日本
銀行參與會法廢止法律案ニ付キ御説明申上
ゲマス、日本銀行ノ機能ヲ一層發揚セシム
ル爲メ、日本銀行ニ新ニ參與理事ヲ置クコ
トト致シマシテ、又現行ノ規定デハ理事及
ビ監事ハ絕對ニ兼職ヲ禁ゼラレテ居リマ
シテ、甚ダ不便ヲ感スル場合ガアリマスル
デ、大藏大臣ノ許可ヲ受クレバ、他ノ銀行
會社等ノ役員ヲ兼テ得ルコトニ改メ、同時
ニ日本銀行參與會法ハ、之ヲ廢止スルヲ適
當ト認メマシテ、本改正法律案及ビ廢止法
律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何
卒御審議ノ上御協賛アラントラ切望致シ
マス

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ
マス、順次之ヲ許可致シマス——本幕武太
夫君

(本幕武太夫君登壇)
○本幕武太夫君 只今議題トナリマシタ日
本銀行條例改正ノ法律案ニ關聯致シマシテ、
現在及ビ將來生ズベキ我國龐大豫算ノ圓滿
ニ遂行シナケレバナラナイト云フ立前カラ、
政府ハ現行ノ日本銀行條例ニ對シマシテ、
如何ナル觀方ヲ致シテ居ルカト云フコトヲ
四五ノ點ニ付テ質問致シテ見タイト思フノ
デアリマス、結城大藏大臣ガ、過般多年日
銀ノ經營ニ當リマシテ、學識ト多年ノ經驗
ニ於テ評判ノ好カク深井前總裁ノ辭任ノ
後ヲ承ケマシテ、世間ノ表面カラハ暫ク隱

退シタ形ヲ取ラレタ池田氏ヲ無理ニ懇請ヲ
致シマシテ、日本銀行ノ總裁ノ地位ニ就カ
シメタ、此事ハ所謂刮目スベキ現内閣ノ一
ツノ人事行政デアリマシテ、是ガ爲ニ將來
大藏大臣ハ日本銀行活動ノ爲ニ、條例ノ徹
底的ノ改正ヲスルノデハナカラウカ、其用
意ト覺悟ガアルノデハナカラウカト云フコ
トヲ、推測セシムルニ十分ナルモノガアツ
タデアリマス、何トナレバ、昭和八年六月
デアリマシタカ、日本經濟聯盟ガ前年以來
研究シタ我國ニ於ケル金融制度改善ヲ調査
シタル結果ヲ文書ニ致シマシテ、我國金融
制度改善ニ關スル意見書ナルモノヲ政府ニ
提出シテ、其中ニハ日本銀行ノ職制ノ改正、
日本銀行ノ事業金融ニ敢然トシテ出動スベ
キコトヲ懇懇致シテ居ル等、幾多ノ日銀條
例改正ノ意味ヲ含メタル、我國金融制度改
善ニ對スル意見書ト云フモノヲ出シマシタ
ガ、主トシテ之ヲ出シタル中心ノ人ハ、現日
銀總裁池田氏デアルト云フコトハ、世間周
知ノ事實デアリマス、加フルニ現大藏大臣
ハ興業銀行總裁御在職中カラ、常ニ日本銀
行條例ノ改正ヲ雜誌其他御主張ニナツテ、
日本銀行ガ産業金融ニ乗出スト云フコトノ
必要ト、而シテ其當然ナルコトヲ主張セラレ
テ居ルコトヲ、私共ハ常ニ耳ニ致シテ居タ
デアリマス、ソレバカリデハアリマセス、
更ニ加フルニ今期議會ノ初メニ於ケル結城
藏相ノ言明ト云フモノハ、此大藏大臣ガ日
本銀行條例ノ改正ニ乗出スト云フコトヲ推測
セシムルニ、十二分ノ理由ガアツタノデゴザ
イマシタル、例ヘバ二月十五日貴族院ニ於ケ
ル阪谷男爵ノ質問ニ對シマシテ、大藏大臣
ハ何ト御答ニナツテ居ルカト云フト、日本銀
行條例ニ揭ゲテ居ル點ガ可ナリ古イモノデ
アルカラ云々ト、其改正ノ必要ノアルコト
ヲ暗示シテ、進シテ殊ニ中央銀行ノ仕事ト
致シマシテハ、全般的ニ産業界ニ金融ノ疏
通ヲ圖ルコトガ必要デアリマシテ、ト云フ

意味ニ於テ營業方針ヲ考ヘ、同時ニ條例ノ
改正スベキモノハ、議會ノ協賛ヲ經ルヤウ
ニナルデアラウト思フノデアリマス答ヘ
テ居ルノデアリマス、更ニ其翌日、二月十
六日本院ニ於テ太田正孝君ガ質問致シマシ
テ、太田君ハ御自分ノ意見ヲ可ナリ長ク御
述ニナツテ居ルノデアリマス、太田君ガ「日
本銀行ノ仕事振ハ從來餘リニ消極的デアリ、
化石化シ、民間金融ニ對シテ不親切、或ハ絶
緣狀態デアリマシタ、今回條例ヲ改正シ、其
職能ヲ積極ニ向ハシメルト云フコトハ、寧
ロ遲カッタト思ハレルノデアリマスガ、吾々
ハ一歩進ンデ機構其モノヲモ、改革スベキ
必要ニ迫ラレテ居ルノデハナイカト思フノ
デアリマス」云々、更ニ「非常時財政遂行
上重大ナル役割ヲ持ツベキ銀行ノ銀行トシ
テノ日本銀行之ニ新シイ考ヲ盛ルノニハ、
古イ革囊ニ副ハザルモノアルヤニ見受ケル
ノデアリマス、是コソ行政機構ノ改革ニモ
比スベキ經濟金融制度ノ改革ノ根本義ト信
ジマスガ、大藏大臣ハ如何ニ考ヘラレマス
カ」ト云フ大藏大臣ニ對スル太田君ノ質問
ニ對シマシテ、結城大藏大臣ハ何ト言ッテ
居ル「日本銀行ノコトハ是ハ太田君ハ大體
御贊成下サイマシタヤウデアリマス、モウ
ソレヨリ外ハナイト思ヒマス」云々ト答辯
シテ居ラレルノデアリマス、更ニ二月十五
日阪谷男爵ガ貴族院ニ於テ御質問ニナツテ、
ソレニ對スル結城大藏大臣ノ答辯ニ恰モ呼
應スルガ如ク、當時ノ總テノ新聞ニ池田日
銀新總裁ハ其抱負ヲ語ラレテ居リマス、何
ト語ラレテ居ルカト云フト、池田日銀總裁
ハ、貴族院ニ於ケル日銀條例改正ニ關スル
結城藏相ノ答辯ニ關シ、左ノ如ク語ッタ「日銀
ノ現制度ヲ改革スルト云ヘバ、日銀ノ營業
方針ニ關スル問題デ、日銀條例第十一條及
第十二條ヲ改正シテ、從來日銀ノ機能ガ商
業金融ノ範圍ニ閉籠メラレテ居タノヲ、工
業金融マデ擴大シ、日銀ヲシテ廣ク産業資

本ヲ「バック」セシメルト云フコトデアラウ」
ト云フコトデ、明ニ條例ノ改正ノ點マデモ
言明シテ抱負ヲ語ラレテ居ルノデアリマス、
以上ノ事實ヲ、即チ深井氏ノ後ニ日銀條例
改正論者デアル池田氏ヲ懇請シテ新總裁ニ
舉ゲタト云フコトト、又新藏相自ラモ在野
時代同ジ議論ヲ御持チニナツテ居タト云フ
コトト、本會議初メノ御言明ト云フヤウナコ
トヲ、私共ガ靜ニ振返ッテ考ヘテ見マスルナ
ラバ、結城藏相コソ日本銀行ノ所謂傳統ノ
殼ヲ打破ル所ノ、最初ノ立役者デハナカラ
ウカト考ヘルノハ、至當デアラウト私共ハ
信ズルノデアリマス、結城藏相コソ日本銀
行條例ニ飛躍的ノ改正ヲ加ヘテ、産業金融
ニ一新時期ヲ劃スル人デアラウト世間ガ確
信スルコトガ、何處ニ無理ガアルカト思フノ
デアリマス、然ルニ其後初メ脱兎ノヤウデ
アツタ結城大藏大臣ガ、段々ト處女ノヤウニ
變ッテ來テ、三月一日ノ豫算委員會第三分科
ニ於ケル民政黨ノ中村三之丞君ニ對スル答
辯ニ於テ、又三月三日ノ太田正孝君ニ對ス
ル答辯ニ於ケマシシテモ、一月ノ初メノヤウ
ナ御聲明トハ全く異ル所ノ言明ガアツテ、結
局ハ本日只今此處ニ出デマシタル所ノ、泰
山鳴動鼠一匹ト申シマスカ、極メテ簡單ナ
ル改正案ダケガ出タノデアリマス、或ハ心
境ノ變化ト云フ御返事ガアルカ知レマセヌ
ケレドモ、責任ノアル大藏大臣ノ御言動ト
致シマシテ、靜ニ御反省ヲ願ヒタイノデハ
ナカラウカト思ヒマス

ソコデ第一ニ私ガ伺ヒタイコトハ、會期
ガ切迫シテ居ル爲ニ、一月初メノ御言明ノ
ヤウニ、又産業界一般ガ大藏大臣ニ御期待
申上ゲタ如キ、徹底シタル改正案ヲ出シ
ニナレヌノデアリマスガ、不提出ノ原因ト
云フモノガ、會期ノ切迫ト云フコトニアル
カト云フコトヲ、先ツ第一ニ御同致スノデ
アリマス

第二ニ御同致スコトハ、一體大藏大臣ハ
官報號外 昭和十二年三月十七日 衆議院議事速記第二十三號 昭和七年法律第十二號中改正法律案(造幣局資金拂出ニ關スル件)外二件 第一讀會 五五七

日本銀行條例第十一條、第十二條ヲ改正シテ、日本銀行ノ金融對象物ト云フモノヲモットウシテ擴張シテ、サウシテ産業金融ニ乗出ス所ノ御意思ガアルカドウカ、又意思ガアツテ現在研究シテ、來ルベキ次ノ議會ニ御提案ニナルヤウナ御考デアアルカドウカト云フコトヲ、第二ニ御同致スノデアリマス、何故カト申スト、結城大藏大臣ハ二月十五日本院ニ於キマスル初メテノ財政演說ノ中デスウ言ウテ居ル「産業ノ助長發展ノ爲ニハ政府ノ諸施設ノ外、生産力擴充等ノ爲メ金融機關ノ活躍ヲ期待スル次第デアリマス」ト申サレテ居ルノデアリマス、其後ノ委員會或ハ本會議ノ質問應答ヲ通ジテ見マシテモ、大藏大臣ガ今回ノ龐大ノ豫算ノ圓滑ナル遂行ニ當ッテ、物價ノ暴騰ヤ惡性「インフレーション」襲來スルコトヲ極力防止スル必要ヲ痛感シテ、現在著シク不足シテ居ル所ノ生産力ノ擴充ヲ急務ト認メマシテ、産業資金ノ潤澤ヲ供給ヲ圖ルト云フコトヲ、御自分ノ金融政策ノ中心トシテ居ルト云フコトハ、吾々ニモ察知サレノデアリマシテ、又斯クナケレバ今日ノ龐大ナル豫算ヲ圓滑ニ實行スルコトハ出來ナカラウカト思ヒマス、サウシタナラバ大藏大臣ノ御考ニナッテ居ルヤウナ、生産力擴充ノ必要ノ爲ニ、豐富ナル潤澤ナル産業資金ヲ供給スルト云フヤウナコトガ、必要デアッタシタナラバ、日本銀行現行條例デハ不便デアリマセヌカ、十一條、十二條ヲ改正シテ、サウシテ金融ノ對象物ト云フモノヲモット擴張シテ、初メテ積極的ニ金融ヲ援助スルコトガ出來ルノデアリナカト私共ハ考ヘマス

元來日本銀行條例ハ明治十五年、今カラ丁度五十五年前ニ、松方大藏卿ノ時ニ出來タ、洵ニ古色蒼然タルモノデアリマシテ、其後續々ニ點ニ付テハ幾ラカ改正ガアリマシタケレドモ、根本的ノモノニハ改正ガナイノデアリマス、歐洲大戰後總テノ經濟機

構ガ變化、進轉致シマシタ今日、日本銀行條例ダケガ、何時マデモ舊態依然タルコトハ、斷ジテ我國ニ於テモ許サレナイモノガアルト信ズルノデアリマス、日本銀行ノ營業ハ初メカラ極メテ窮屈ニ規定セラレマシテ、日本銀行ノ現在ノ條例ノ儘ニ仕事ヲ行ヒマスルナラバ、日本銀行ガ通貨ヲ一般ノ經濟界ニ送出ス所ノ通路ト云フモノハ、僅ニ算ヘル位シカアリマセヌ、第一ハ商業手形ノ割引ト買入、第二ハ金銀ノ買入及ビ金銀ヲ抵當トスル貸付、第三ガ政府發行手形ノ割引及ビ買入、第四ガ公債證書ノ買入、第五ガ公債證書、政府發行手形及ビ政府保證ノ證券ヲ抵當トスル貸付ト云フダケニ止マッテ居ルノデアリマシテ、皆サンガ御考ヘ下サイマスレバ分リマスガ、吾々國民ノ產業界カラ發生スル所ノ有價物ノ殆ド總テト云フモノハ、日本銀行ノ條例ノ上カラ見レバ金融ノ對象物デハナイ、僅ニ金銀ト商業手形ダケガ條例ノ上カラ見テ、金融ノ對象物ト相成ッテ居ルノデアリマス、我國ニ於テハ昔カラ商業ニ所謂手形ノ割引デ融通サレテ、金融ヲ付ケルト云フヤウナ習慣ガ、割合ニ乏シイノニ加ヘマシテ、國際貿易ノ爲替手形ガ盛ンニ金融市場ニ出廻ハルト云フヤウナコトモ、澤山ハナイノデアリマスルカラ、明治ノ初年ニ於キマシテハ、洵ニオ互民間ニ於テ必要ノナカッタモノ、甚ダ乏シキモノニダケ金融スルト云フヤウナ、極メテ商業手形偏重ノ金融制度デアッタ申上ゲテ差支ナイノデアリマス、勿論公債ニ付テハ、政府ガ幾ラデモ金ヲ出スコトヲ、此條例ニ於テ日本銀行ニ許シマシタケレドモ、元來政府保證ノ證券トカ公債トカ云フモノハ、國民ノ產業界ノ持つ資産デハナイノデアリマシテ、市中銀行ガ自分持ッテ居ル所ノ資産ノ一部デアアル公債ヲ犧牲ニシテ、間接的ニ產業界ヲ潤ホスニ止マリマシテ、產業界自ラ直接ニ日本銀行カラ金融

ヲ受ケルト云フヤウナ途ガナカッタ、斯ウ云フ商業手形尊重、商業金融偏重ノ日本銀行條例ト云フ窮屈ナモノハ、何時カハ其缺陷ヲ暴露スル時期ガ來タノデアリマス、既ニ早ク明治二十三年ニハドウモ斯ウモ——商業手形偏重ノ日本銀行條例デハ、明治二十二年ノ好景氣ノ後ヲ受ケタ反動のノ不景氣、銀ノ値打ノ世界的昂騰ニ依ッテ生ジタ恐慌、之ヲ克服スルコトガ出來マセヌデ、コ、デ初メテ保證準備ヲ七千萬圓カラ八千五百萬圓ニ擴張シタガ、マダソレデモ恐慌ヲ克服スルコトガ出來ナイ、已ムヲ得ズ商業手形偏重ノ日銀條例ノ中ニ、變態的デハアルガ、有價證券ヲ擔保ト致シマスル所ノ融通手形ニ金融ヲスルト云フ、今日ノ所謂見返擔保ノ制度ト云フモノガ、明治二十三年ニ初メテ出來タノデアル、斯ウ考ヘテ參リマス今日、明治二十三年ニ既ニ日本銀行ノ商業手形偏重ノ金融デハヤリ切レナイト云フコトガ分ッテ、見返擔保ト云フモノガ出來タコトヲ考ヘテ見マス、今日十一條、十二條ヲ擴張シテ、サウシテ金融ノ對象物ヲ殖ヤシテ行クト云フコトハ、サウ吾々ガ見テ突飛ナ改正デハナイ、寧ロ當然デハナイカト考ヘルノデアリマス、ヨク健全通貨論者其他ノ人ハ、外國ノ中央銀行ニ於テ健全ナル商業手形ノミヲ相手トシテ、商業金融中心ノコトヲ致シテ居ルカラ、日本銀行モ亦其條例ヲ改正スベカラズト云フ、御議論ヲ爲サル方モアリマスケレドモ、最近ニ於キマシテハ各國ノ中央銀行ト云フモノモ、其動向ト云フモノハ著シク變ッテ來テ、昔ノヤウニ商業金融ノミヲ中心トシテ居ル中央銀行ハ段々ト減ッテ、各國ノ中央銀行ハ商業金融バカリデハナク、進ンデ産業金融、殊ニ工業金融ニ手ヲ染メナケレバナラヌト云フコトヲ自覺シテ來タノデアリマス、佛蘭西ニ於テ然リ、獨逸ニ於テ然リ、亞米利加ニ於テ然リ、殊ニ正統派ト稱セラル、商業金融ノミヲ掌ルヤウニ考ヘラレテ居ッタ所ノ英蘭銀行ニ於テサヘモ、思想上、實際上ドウシテモ産業金融、工業金融ト云フモノニ乗出サナケレバナラヌト云フコトガ、今日ノ實際ノ狀態ト相成ッテ來タノデアリマス、御承知ノ通りニ千九百三十三年デアリマシタカ、不況ニ虐ゲラレタ所ノ工業ヲ助クル爲ニ、「バンク・インダストリアル・デベロップメント・カンパニー」ト云フモノヲ設立シタト云フコトモ、即チ英蘭銀行ガ古イ正統派ノ商業金融專門ニノミ生キテ行クコトガ出來ナイ立派ナ立證デアアルト言ハナクテハナリマセヌ、日本銀行ノミガ獨リ此方面ニ怠惰デアリ、非常ニ臆病デアルト云フ理由ヲ、私ハ日本ノ産業金融ノ爲ニ解スルコトガ出來ナイモノデアリマス(拍手)

ソコデ第三ニ政府ニ御伺ヒタイコトハ、政府ハ一體明治二十三年ニ日本銀行條例ガ餘リ窮屈デ、商業手形ニ偏重シテ居ルコトガ禍ヲ爲シテ、當時ノ恐慌ヲ救ヒ得ザル爲ニ、變態的ニ許シタ一時ノ方便、便宜、機宜ノ處置デアッタ見返擔保制度ノミニ依ッテ、今後ノ産業資金ノ潤澤ナル融通ト云フコトヲ賄ヒ得ル御確信ガアルカ、又賄ヒ來テ居ッタモノト大藏大臣ハ御考ニナッテ居ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、元來日本銀行ノ今日通例見返擔保ト云ッテ居ル所ノ制度ト云フモノハ、日本銀行條例カラ見レバ、私共ハ嚴格ニ判斷スレバ違法ダラウト思フ、日本銀行條例十二條第一ノ不動產及ビ銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲スコトヲ禁ジテ居ル所ノ條項トカ、或ハ同ジク十二條第三ノ直接間接ノ問ハズ工業ニ關係スルコトヲ禁止シテ居ル所ノ條項カラ見マスルト、有價證券ヲ見返品トシテ融通手形ニ金ヲ貸出ト云フコトハ、嚴格ナ意味ニ於テハ濫リノ仕事デアルト私ハ考ヘル、唯必要ニ迫ラレテ明治二十三年ニ此

見返制度ト云フモノガ出来タノデスカラ、見返制度ヲ作ラナケレバナラナカッタ其事自體ガ、日本銀行條例ノ改正ノ必要ヲ的確ニ物語ツテ居ルモノデアラウト私ハ信ジテ居ルノデアリマス(拍手)近頃日本銀行ノ一般貸出ノ中デ割引手形ガ非常ニ多イ、而モ其割引手形ノ中デモ見返品擔保附ノ融通手形ニ對スル貸出ガ又多イト云フコトヲ見テ、所謂見返制度ニ依ツテ産業資金ヲ潤澤ニ賄ヒ得テ居ルヤウニ御考ニナル人ガアリマスガ、是ハ思ハザルノ甚シキモノデゴザイマシテ、此見返擔保ノ手形ノ中ノ大部分ハ、昭和二年ノ恐慌ノ時ノ特融ニ基クモノデ埋マツテ居ルノデゴザイマス、數字ヲ擧ゲテ申上ゲマスルト直グ分ル、昨年六月ノ日本銀行ノ一般ノ貸出金ヲ見ルト、割引手形ニ依ル貸付ト云フモノガ八二%強デアル、一般貸出ノ中デ割引手形ニ依ル貸出ト云フモノガ八二%強デアル、此割引手形ノ中ニ、ソレデハ昭和二年ノ勅令第五十五號ノ五億圓口ノ特融ノ貸付ノ幾ラアルカト云フト、八五%強ノ多キニ達シテ居ルノデアル、サウシテ見マスナラバ、此見返擔保ノ制度ガ今日産業金融ニ非常ニ役立ッテ居ルト云フヤウナコトヲ斷ジテ言フコトハ出来ナイノデアリマス、政府ハ一體此潛力ノ仕事デアリ見返擔保ノ制度ダケニ依賴シテ宜シイカ、既ニ有價證券、銀行債、或ハ會社債ト云フモノヲ擔保ニシテ貸出スルコトヲ便宜ノ方法トシテ、所謂一時ノ方便ナリトハ言ヒナガラ、今日恒久的ニ日本銀行ノ營業デオヤリニナツテ居ルノナラバ、ナゼ寧ロ進ンデ正々堂々ト條例十一條、十二條ヲ御改正ニナツテ此等ニ對スル貸付ヲオヤリニナラスカト、私ハ伺ヒタクナルノデアリマス

二條ノ改正ヲオヤリニナツテ、日本銀行ノ活動範圍ヲ擴張スルト云フコトガ、參與理事制ト云フモノヲ決議機關トシテ新ニ置ク必要ガアルノデハナイカ、十一條、十二條ヲ御改正ニナラズ、從來ノ儘ノ日本銀行ノ活動範圍デ止マツテ居ルナラバ、參與理事制ト云フモノハ無意味デアリマセスカ、少クトモ其效果ヲ半減スルモノヤウニ私ハ考ヘルノデアリマスガ如何デアリマスカ、御承知ノ通り高橋サンノ御創意ニ依ツテ御作リニナツタ所ノ日本銀行參與制ト云フモノハ、其效能ヲ發揮致シマセズデ、月一回金融情況ヲ聽イテ御飯ヲ食ベルト云フ飯食ヒノ會ニナツテシマツタト云フコトハ、是ハ高橋サンノ創意ガ惡イノデハナイ、制度ガ惡イノデハナイ、即チ之ヲ運用スル人ガ骨抜きニシタコトニ缺點ガアルノデ、大藏大臣ノ今ノ御説明ノヤウニ、一般産業界、一般金融界ト日銀ト密接ナル連絡ヲ取ルコトノ爲ニ、今回ノ制度ヲ設ケルト云フノデアリマシタナラバ、今マデノ高橋サンノ創意ニ依ツテ出来タ今迄ノ參與制度ト云フモノヲ屢々開クコトニ依ツテ、其目的ハ達スルコトガ出来ルノデハナカラウカ、何ヲ苦シンデ決議機關トシテ此新シイ法律ヲ御作リニナルカト云フコトモ考ヘラレルノデアリマス、ソコデ五十五年前ノ古い條例、時代遅レノ條例ト云フモノヲ御改メニナラズニ、昭和七年七月ニ漸ク施行シタ所ノ、新シイモノヲ茲ニ御變ヘニナルト云フコトモ、隨分矛盾シタヤウニ私共ニハ考ヘラレマス、日本銀行條例十一條、十二條ヲ御變ヘニナツテ、サウシテ日本銀行金融ノ對象物ヲ擴張シテ、其活動範圍ヲ廣クシタノナラバ、所謂參與理事制ト云フモノノ意義モ、非常ニ大キナモノデアルト思ヒマスケレドモ、一方ノ方ヲオヤリニナラズニ、唯職制ダケ御改正ニナリマシタト云フヤウナコトハ、例ヘテ申シマスレバ、馬車ヲ持ッテ居ル者ガ今度ハ自動車

ニ代ヘヨウト思ツタ、併シ自動車ハ買ヘヌカラ相變ラズ馬車ヲ使ッテ居ルト云フノニ、氣ヲ早クシテ厭者ヲ解雇シテ運轉手ヲ頼ンダヤウナモノデハナカラウカト吾々ハ考ヘル、斯ウ云フ點ニ付キシテハ、十分ナル御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

最後ニ私ハ一點御伺致シタイコトハ、大藏大臣ハ日本銀行ニ依ル爲替統制ヲスル御決心ガ、モウ御付キニナツテ居ルノデアラウト思ヒマス、ソコデ我國ノ爲替統制ヲ日本銀行ニ擔當セシムル御意思ガ大藏大臣ニ御有リデアルカドウカト云フコトヲ御伺致スノデアリマス、現在世界主要國ノ爲替統制ハ誰ガヤツデ居ルカト云ヘバ、何處デモ中央銀行ガヤツデ居リマス、御承知ノ通り爲替政策ト云フモノハ、所謂貨幣政策、通貨政策ノ一ツノ形態ニ過ギナイノデアルカラ、中央銀行ガ主幹トシテ之ヲ擔當スルト云フコトガ條理上當然デアリマス、現在ノヤウニ正金銀行ト云フモノニ日本ハ委セテ居ルノデアリマスガ、ナゼ是ガ惡イカト云フト、一ツノ實際ノ例ガゴザイマス、最近丁度昨年ノ十二月中旬カラ今年ノ一月八日、爲替管理令ガ強化スルマデノ間爲替ガ非常ニ暴落シタ、此事ハ勿論思惑輸入ガ殺到シタコトハ一ツノ重大ナ理由デアラウケレドモ、爲替統制ノ任ニ當ッテ居ル正金銀行ガ、毅然トシテ外貨ノ買ヒニ賣向ハナカッタト云フトガ、重大ナル爲替操作ノ失敗デアルト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、併ナガラ正金銀行ノ爲替操作ノ失敗バカリヲ責メル譯ニ行クマイト思フ、何故ナラバ正金銀行ガ日本ノ基準デアル所ノ一志二片ヲ維持ショウト致シマシタ場合ニ、政府ハ何等ノ補償ヲ致シテ居ラナイノデアル、正金銀行ノ「リス」ニ對シテハ何等ノ補償ヲシテ居ラナイ、前ニ井上大藏大臣ノ時正金銀行ガ弗ラ賣向シタ、此時井上サンハチヤント、善イカ惡イカハ兎モ角トシテ、政府ガ一札ヲ正金銀行

ヘ入レテ居ル、ソコデ正金銀行ハ腰ヲ入レテ、アノ操作ヲチヤントヤツタノデアリマス、然ラバ政府ハ少シモ構ツテ呉レズ、一ツノ營利會社デアル所ノ正金銀行ガ本腰ヲ入レテ、國策デアル所ノ爲替統制ト云フモノニ、毅然トシタ態度ヲ以テ邁進スルト云フコトヲ望ムコトハ、蓋シ無理デハナカラウカト思フ、正金銀行ガ初メ出来タ時分ハ、ソレハ日本銀行カラ金ヲ借りテ、サウシテ日本ノ唯一ノ貿易銀行トシテノ仕事ヤツテ居リマシタラウガ、今日ハ他ノ爲替銀行ト同ジ立場ニ立ツテ競争ヲシ營業ヲシテ居ル所ノ一ノ營利會社ニ過ギナイ、外ノモノト同ジニ竝ンデ商賣ヲシテ居ル所ノ正金銀行ニ、他ノモノヲ率ヒテ行クヤウナ統制ノ力ヲ與ヘテ置クト云フコトニ、既ニ缺陷ガアルノデハナカラウカ、傳ヘラル、所ニ依レバ、此國策ヲ利用シテ正金銀行ガ利益ヲ得テ居ルヤノ噂サハ市場ニハアル今日、政府ハ餘程御考ニナラナケレバナラスト思フノデアリマス、又正金銀行ガ國策デアル所ノ、一志二片ヲ維持スル所ノ爲替統制ヲ行フ爲ニハ、外國ニ澤山ノ在外資金ト云フモノヲ擁シテ居ラナケレバナラナイ、是ハ大部分ハ御承知ノ如ク無利子デセウ、無利子ノ數億ノ在外資金ヲ持タナクチャナラヌガ、ソレハ何處カラ持ッテ行クカト云フト、内地デ「コール」ヤ其他ヲ吸收シテ、是ニハ「コスト」ヲ拂ツテ居ル、サウシテ見ルナラバ政府ハ助ケテ呉レズ、營利會社デアル所ノ正金銀行ガ國策ノ爲ニ「リス」ヲ冒シ、而シテ「コスト」ヲ自ラ負擔シテ居ルト云フヤウナ制度ノ上ニ一大缺點ガアルノデアリマセスカ、斯ウ考ヘテ見マシタ場合ニハ、日本銀行ガ乗出シテ、サウシテ他ノ諸國ノ中央銀行ト同ジヤウニ、爲替政策ト云フモノガ通貨政策ノ一形態デアル事實ニ鑑ミマシテ、日本銀行ノ責任ニ於テ爲替統制ヲ擔當セシムルコトガ必要デアルト信ズルノデ

アリマス

私ノ質問ハ大體是デ終リマシタガ、唯本質問ヲ終ルニ當リマシテ一言ダケ申上ゲテ置キマスガ、中央銀行ノ——中央銀行ト申シマスルカ、我が日本銀行ノ重大ナル目的ト云フモノハ、要スルニ飽マデモ通貨ノ調節ト云フコトニアリマス、能ク通貨ノ調節ト云フコトヲ消極的ニ御取リニナル論者ガアリマスガ、私ハ之ヲ積極的ニ取リタイ、具體的ニ申上ゲマスレバ、一國ノ産業能力ヲ十分ニ活動セシムルニ必要ナル過不足ナキ通貨ノ量ヲ供給シテ、其通貨ノ價值ヲ内外ニ安定セシムルト云フコトガ、日本銀行ノ重大ナル使命デアアルコトハ論ヲ俟タナイノデアリマス、ソレデアアルカラ私ハ日本銀行ノ金融對象物ト云フモノヲ廣ク天下ニ求メテ、日本銀行ノ通貨調節ノ力ヲ強化致シマシテ、サウシテ日本銀行ノ活動力ノ範圍ト云フモノヲ自由ニシテ、活潑ナラシメタイト云フコトノ念願ノ爲ニ、此質問ヲ致シタ次第デアリマス、而シテ大藏大臣ガ在野ニ於ケル所ノ色々ノ御言明、或ハ本會議委員會ヲ通ジテ御正月頃ノ御話ト、三月頃ノ御話ト餘程違フ、餘程世間ニ迷ヒガアリマスカラ、ドウゾ一般ノ迷ハスヤウニ、事ハ苟モ日本ノ金融政策ヲ掌ル日本銀行ノ條例改正ニ關スル問題デアリマスカラ、率直ニ所懷ヲ開陳サレシコトヲ切望シテ私ノ質問ヲ終リマス（拍手）

（國務大臣結城豊太郎君登壇）

○國務大臣（結城豊太郎君） 木暮君ノ御質問ニ對シテ御答ヲ申上ゲマス、現行日本銀行條例ニ對スル見方ガドウデアアルカ、何故根本的改正ヲヤラヌカ、斯ウ云フ御話デアリマス、御話ニモアリマシタヤウニ、生産ノ擴充ノ爲ニ金融機關ノ活動ヲ期待スル、殊ニ中央銀行ノ活動ヲ期待スルコトニ於テハ御同感デアリマス、ソレデ只今迄ノ日本銀行ノ條例ノ立テ方ト致シマシテハ、御話ノ

通りニ古イ條例デアリマシテ、其時分ノ經濟界ノ實情カラ申シマシテ、商業手形ノ再割引ト云フコトガ主タル業務デアアル、其後ニ公債擔保ノ割引ト云フコトガ仕事ニナツテ居リマスルガ、産業金融ノ方ニ對スル連絡ガ不十分デアッタト云フコトハ、御話ノ通りデアリマス、是ハ條例ノ立法ノ精神ガサウデアリマシタガ、併ナガラ年々經過致シマスル其時ノ當局者ノ運用次第ニ依ッテ、敢テ其條例ニ違反スルトカ、或ハ條例ヲ潛ルトカ云フヤウナコトヲ致シマセヌデ、今ノ條例ニ依ッテ産業金融ニ對スル連絡ガ出來ルノデアリマス、今回モ金融機關ノ活動ニ俟ツト云フコトハ、私共ノ考トシテハ、只今ノ日本ノ金融機關ノ缺陷ト致シマシテハ、各種ノ機關ノ連絡統制ガ不十分デアアル、斯ウ云フコトガ考ヘラレマスノデ、其邊ハ日本銀行ノ中心ニシテ連絡協調ヲ圖ラネバナラス、斯ウ考ヘテ居リマス、隨テ條例ヲ改正シマシテモ、直接ニ産業資金ニ日本銀行ガ融通スルト云フヤウナコトハ、曾テ考ヘタコトモアリマセヌガ、其邊ノ連絡ニ依ッテ、ソレノ職分ヲ有ッテ居リマス金融機關ニ活動ヲサセル、斯ウ云フコトガ目的デアアルノデアリマス、ソレデ只今ノ條例ヲ改正致シマセヌデモ、サウ云フコトハ出來マスノデアリマス、併ナガラ御話ノヤウニ、日本銀行條例ト云フモノガ古イノデアリマスカラ、之ヲ御覽ニナリマスルト、條文カラ致シマシテ、其ダ現代ニ副ハナイモノガ澤山アルノデアリマス、ソレデハハ一二ノ改正ヲ行フヨリハ、全體ヲ通ジテ條例ノ改正ヲ考ヘテ、サウシテ御審議ヲ願フ方ガ宜シイ、併ナガラ今期ノ議會ハ如何ニモ會期ガ切迫シテ居ルノデ、其點ノ研究ニ付キマシテハ、大藏省ト日本銀行ト一絡ニナッテ、全體ノ條例ニ付テ十分ノ検討ヲ行フ必要ガアル、斯ウ云フコトカラ今回十一條、十二條ノ改正ノ提案ヲ致ス

コトヲ見合セタノデアリマシテ、他ニ何等ノ考ヘアリマセヌ、コチヲ考ノ變タト云フヤウナコトモナイノデアリマス、唯世間デハ日本銀行ノ條例ノ改正ト云フコトハ、如何ニモ大シク飛躍のトカ、今御言葉ニアリマシタヤウニ、或ハ非常ナ改革ヲスルヤウナコトニ考ヘル人ガアルノデアリマスルガ、サウ云フコトハ是ハ努メテ避ケベキコトデアリマシテ、御承知ノ通りニ改革ヲ致シマスニシテモ、急激ナル改革ヲ避ケテ、徐々ニ改ムルコトガ必要デアアルノデアリマスルガ、只今ノ條例ニ於テサウ云フ連絡統制ヲ圖ッテ、ソレノ機關ヲ十分ノ活動ヲサセルト云フコトニ於テハ、何等ノ支障ガナイノデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ、今回ハ條例全般ニ對スル改正案ト云フモノヲ見合セタヤウナ次第デアリマス

ソレカラ産業金融ニ積極的ニ乗出ス考ガアルカ、斯ウ云フ御尋デアリマスガ、ドウシテモ生産ノ擴充ヲヤリマス爲ニハ、其邊ニ金融ノ援助ヲ必要ト致シマスルノデ、背後ニ日本銀行ガソレ等ノ援助ヲスルコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、併ナガラ直接ニソレ等ノ資金ヲ日本銀行カラ融通スルト云フヤウナコトハ、時トスルト累ヒラ貽スヤウナコトニナリマスノデ、是ハソレゾレノ機關ヲ通ジテ出スヤウナコトニ致スベキデアッテ、産業金融ト云フコトニ付テハ十分ニ働キマスガ、直接ニ之ヲヤルベキデヤナイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス見返擔保ノコトニ付テ、是ハ違法デハナイカト云フ御話モアリマシタガ、少シモ違法デハナイノデアリマス、條例ノ面カラ見マスルト、商業手形ノ割引ト云フコトガ主ニナッテ居リマスガ、併ナガラヤハリ確實ナル有價證券ヲ擔保ニシテ貸出スト云フコトハ、當然出來ルノデアリマシテ、立法ノ趣旨ガサウナッテ居ル爲ニ、多少ノ便宜ヲソコニ行ツコトデハアリマスルガ、少シモ法律ニ違反シテ居ルヤウナ點ハナイノデアリマス、是ハ産業金融其他ニ於テ洵ニ便利ナ制度デアリマシテ、今後ニ於テモ此制度ニ依ッテ産業金融ヲ賄ヒマシテ、例ヘバ社債其他ヲ擔保ニシテ融通ヲスルト云フコトハ、一向ニ差支ナイト思フノデアリマス、日本銀行ノ金融ノ對象物ハ狭クナイカト云フコトデアリマスガ、只今ノ所デハサウハ考ヘテ居リマセヌ

ソレカラ參與制度ヲ廢シテ參與理事ト云フコトニ致シマシタニ付テハ、是ハ今マデノ參與ニ付テハ、御話ノヤウナ餘リ效果ハナカッタノデアリマス、寧ロ參與理事ト致シマシテ、ソレ等ノ方ニ責任ヲ取ッテ貰フ方ガ却テ效果アルモナガラウ、斯ウ云フヤウナコトカラ、參與理事ト云フコトニ致シタヤウナ次第デアリマス、隨テ却テ練達堪能ノ外部ノ人ヲ參與セシムルコトニナリマシテ、色々日本銀行ノ施設ヲスル上ニ於テ、效果ガアルダラウト思フノデアリマス、是ハ十一條、十二條ノ改正ニ伴ハナイデモ、組織ノ上ニ於テ是ダケノコトヲ致スコトハ必要デアラウト思フノデアリマス、通貨ノ調節ニ付キマシテハ、御考至極私ハ同感デアリマス、御答申上ゲマス

○議長（富田幸次郎君） 木暮君、宜シウゴザイマスガ

○木暮武太夫君 御答辯漏ガアリマスカラ自席カラ申上ゲマス、只今御質問申上ゲマシタ中ノ最後ノ、日本銀行ニ爲替統制ヲ擔當セシムル御意思ガアルカドウカト云フ點ヲ御答願ヒマス

（國務大臣結城豊太郎君登壇）

○國務大臣（結城豊太郎君） 其事ヲ御答スルノフツイ忘レマシタガ、只今爲替ノ統制ハ正金銀行ハヤッテ居リマセヌ、大藏省ガヤッテ居リマス、併ナガラ事實ハ日本銀行ノ當局者、正金銀行ノ當局者、ソレ等ト能ク協議ヲ致シマシテ、責任ハ大藏省ノ當局者

ガ取ッテ居ル譯デアリマス

○議長(富田幸次郎君) 河野密君

(河野密君登壇)

○河野密君 私ハ只今議題トナッテ居リマスル日本銀行條例ノ改正案ニ對シマシテ、社會大衆ノ名ニ於テ極メテ簡單ニ御質問申上ゲマス、私ガ此問題ニ付テ發言ラセントシマスル理由ハ、第一ニ此案ガ結城財政ノ根幹ヲ成スモノデアリ、第二ニ此案ニ依ッテ日本ノ財政政策ガ一定ノ方向ヲ取ルト感ズルカラデアリ、第三ニ今日國民大衆ノ一齊ニ憂慮シテ居リマス「インフレーション」ガ愈々本格的トナリ、所謂惡性「インフレーション」ノ可能性ガ深マッテ來、其結果大衆ノ生活ヲ脅威スルニアラザルカラ感ズルカラデアリマス、勿論今日提案セラレマシタ日本銀行條例ノ改正ハ、極メテ局部的ノモノデアリマシテ、當初傳ヘラレマシタモノトハ違ッテ居ルノデアリマスルガ、其底ヲ流レテ居ルモノハ、結城、池田兩氏ヲ結ブ所謂生産力擴充財政ノ根本精神デアアルコトニハ變リハナイノデアリマス、此根本精神ハ、銀行ノ銀行トシテ日本銀行ノ機能ヲ、資本融通ヲ本位トスル産業金融ノ機能ニ轉換セントセシムルモノデアリマシテ、日本銀行ヲ名實共ニ國民ノ銀行カラ、資本家ノ銀行カラシメントスルモノデアルト私ハ考ヘタノデアリマス(拍手)ソコデ私ノ御尋セントスル點ハ次ノ通りデアリマス

第一ニ結城、池田兩氏ガ企テ居リマスル日本銀行條例ノ改正案ナルモノハ、昭和二年ニ制定セラレマシタル銀行法ノ精神——私ハ條文トハ申シマセヌ、精神デアリマスルガ、精神ニ反スルモノニアラザルカト云フ點デゴザイマス、昭和二年銀行法ノ制定ヲ見マシタ當時ニ於テ、論争ノ中心トナリマシタ點ハ、日本ノ銀行ヲ英吉利型ノ商業銀行ノ型ニ從ハシムルノデアアルカ、ソレトモ獨逸型ノ産業銀行型ニ從ハシムルノデア

ルカト云フコトニアツタト存ズルノデアリマス、而シテ私ノ解スル所ニシテ誤リガナカッタトシマスルナラバ、産業資金ノ融通ハ其大要ヲ興業銀行ニ依ラシメ、投資ヘノ融通ハ主トシテ根本ヲ勸業銀行ニ依ラシメ、一般ノ銀行ハ商業銀行タル方向ニ向ヒ、日本銀行ハ所謂銀行ノ銀行トシテ、一般銀行ノ王座ヲ占ムルト云フコトニアツタト信ズルノデアリマス、其後我國ニ於キマシテモ、亦諸外國ニ於キマシテモ、相踵ク恐慌ニ依ッテ、中央銀行ノ機能ニ著シイ變化ノアツタコトハ事實デアリマスルガ、一時ノ急ニ應ズル爲ニ、中央銀行ノ機能ニ變革ヲ加ヘマシタ國ハ、概シテ其成績ガ惡ク、産業資本ノ大規模ナル融通ノ爲ニハ、日本ノ興業銀行ヲ擴大スルガ如キ特殊ノ機關、例ヘバ産業復興會社トカ、産業金融會社トカ云フモノヲ建設シテ、ソレニ依ッテ居タト私ハ思フノデアリマスルガ、今結城大藏大臣竝ニ池田日本銀行總裁ヲ貫イテ、兩者ニ依ッテ企テラレテ居リマスル計畫ナルモノハ、其逆ヲ行カントスルモノデアアルヤウニ考ヘマス、是ハ昭和二年ノ銀行法以來ノ我國ノ銀行政策ト、甚シク矛盾スルモノニアラザルカト考ヘルノデアリマスルガ、大藏大臣ノ所見ヲ伺フノデアリマス

第二ニ此改正ニ依リマシテ、日本銀行ノ負債ベキ所ノ危險性ノ負擔ト云フモノガ増大スル點デアリマス、從來ノ日本銀行條例ハ先程木暮君カラモ御話ガアリマシタヤウニ、商業手形ニ對スル金融ニ限ッテ、株券社債等ニ融資スルコトヲ禁ジテ來タノデアリマス、勿論事實ニ於テハ、此運用ハ所謂見返擔保ノ便法ニ依リマシテ、大イニ緩和セサレタトハ申シマスルガ、尙ホ此鐵則ガケハ儼然トシテ存シテ來タノデアリマス、然ルニ今日之ニ反スル方向ヲ執ツタナラバ、ドウ云フ結果ニナルデアリマセウ、從來鐵則ヲ守ッテ來タノハ、長期金融ニ依ッテ融資ノ固定性ヲ來スコトヲ恐レ、日本銀行ノ機能トスル通貨ノ伸縮ヲ通ジテ金融經濟界ヲ巧ミニ「リード」シテ行ク機能ノ麻痺センコトヲ惧レタカラデアリマス、然ルニ今結城大藏大臣ノ改正案ヲ貫ク指導精神ヲ見マスルノニ、愈々此禁ヲ破ッテ、所謂長期ノ産業資金ノ融通、資本ノ融通ヲ爲スト云フコトニ依ッテ「インフレーション」ヲ起シ、ソレニ依ッテ生産力ノ擴大ヲ人爲的ニ圖ラントスル如クデアリマス、併シ斯ノ如キ資本融通ノ方法ハ、金本位制ヲ維持セル當時ニ於テモ、危險性ヲ導クノデアリマスルガ、況ン金本位制ヲ離脱シテ居リマスル今日ニ於キマシテハ、常ニ惡性「インフレーション」ヲ招來スル所ノ危險性ガ潜在シテ居ルノデアリマシテ、此方法ニ依ッテ尙ホ拍車ヲ掛ケラレタル結果トナルト存ズルノデアリマスルガ、大藏大臣ニ此點ニ對スル所見ヲ伺ヒタイノデアリマス

第三ノ點ハ、日本銀行ハ所謂資本融通ニ依リマシテ、先程木暮君カラモ御話ノアリマシタヤウニ、苦イ經驗ヲ嘗メテ居ル管デアリマス、非常ニ苦イ經驗ヲ嘗メテ居ル管デアリマス、此爲ニ私ハ國庫ニ莫大ナ損失ガ掛ケラレタト存ズルノデアリマスルガ、其明確ナル數字ヲ示シテ戴キタイと思フノデアリマス、當局ノ方ハ或ハ當時ニ於ケル金融ナルモノハ、震災或ハ恐慌ニ依ッテ無クナツタモノニ對スル融通デアアルガ故ニ、是ハ損ヲスルノガ當然デアアル、斯様ニ御考ヘニナルカモ知レマセヌケレドモ、將來産業ニ對スル融通トシマシテハ、無ニ對スル融通ニ於テハ何等變ル所ハナイト私ハ信ズルデアリマス、之ニ依ッテ人工的ニ作ラレタ資本、人工的ニ作ラレタ生産力ノ擴大ト云フモノハ、謂ハハ架空の資本デアリ、架空の生産力ノ擴大ニ過ギナイノデアリマス、而モ其融資ガ軍需工業ニ主トシテ向クノデアリマスカラ、常ニ一定ノ「インフレーション」ヲ増大シテ、其軍需工業ヲ刺戟シ、常ニ「インフレーション」ヲ増大シ、刺戟スルコトヲ停止スルナラバ、直チニ回轉ハ止マッテシマフ結果ニナルト思フノデアリマス、謂ハハ坂ニ向ッテ車ヲ押シヤウナモノデアリマシテ、其結果ノ危險負擔ナルモノハ、是ハ懸ッテ日本銀行ニ在ルト存ズルノデアリマスガ、大藏大臣ハ如何ニ御考ニナリマスガ、而モ斯ノ如キ適度ノ「インフレーション」ヲ起ス積リデ、始終資本ノ融通ヲスルト云フコトヲヤッテ行クト、其ノ結果利益ヲ見マスモノハ、其得タル資金ヲ一定ノ限度ニ於テ、之ヲ踏倒シテ行ク所ノ可能性ヲ有スル産業資本家ノミデアッテ、結局其損失ハ國庫ノ負擔トナリ、一般大衆ノ負擔トナルト信ズルガ如何デアリマセウカ(拍手)

第四ノ正貨現送トノ關係デアリマス、政府ハ在外資金ノ潤滑ヲ來シタ爲ニ、正貨ノ現送ヲ企テマシテ、既ニ其第一回ノ現送ヲ實行シタノデアリマスガ、今日「ブロック」經濟ノ時代ニ於キマシテ、金ノ保有ガ如何ナル意味ヲ有ツカト云フコトニ付テハ、政府當局ニ於テ萬々御承知ノコトト存ズルノデアリマス、而モ此正貨現送ニ依ッテ狙ヒマス目的ハ、爲替相場ノ維持ト、爲替ノ下落ヲ通ジテ起ラントスル國內のナル「インフレーション」ヲ阻止スルニ在リト信ジマスガ、然ルニ一方ニ於テハ金ヲ現送シ、他方ニハ産業資金ヲ放出シ、大規模ナル授信作用ニ依ッテ「インフレーション」ヲ人工的ニ起シテ行カウトスルナラバ、爲替相場ガ薄弱ニナルコトハ是ハ當然デアリマス、益々大規模ナル金ノ現送ヲシナケレバナラナクナルノデアリマス、其結果ハ加速度的ニ「インフレーション」ニ拍車ヲ掛ケラレマス、政府ハ金ノ現送ヲ圖ルト共ニ、日本銀行ヲシテ時價ヲ以

テ產金ヲ買上ゲシメ、產金買上ニ對スル差金ヲ補償シテ居リマスガ、其補償限ノ度ヲ最近二億カラ四億ニマデ増大セントシテ居ラレルノデアリマスガ、斯ノ如ク金紙ノ開キガ増大シテ行クコトハ、ソレ自身重大ナル事デアリマシテ、廳テ平價ノ切下ヲ必然ナラシメ「インフレーション」ノ惡化ヲ招來セシメルト思ヒマスガ、當局ノ御考ハ如何デアリマスガ、而モ此產金買上政策ニ依リマシテ直接ノ利益ヲ受クルモノハ、所謂少數ノ產金業者、三井、三菱、住友等ノ產金業者ヲ裨益スル結果ニナルト考ヘマスガ、政府ノ御考ハ如何デアリマセウカ(拍手)

第五ノ點ハ主トシテ組織ノ點デアリマスガ、參與會ヲ廢シテ參與理事制ヲ採ラレマシタ理由ハ、如何ナル點ニアリマセウカ、私ノ御尋セントスルモノハ、之ニ依ッテ日本銀行ニ對スル國家ノ統制力ヲ増大セントスルノデアリマセウカ、ソレトモ別箇ノ意圖ニ基クモノデアリマセウカ、伺ヒタイノデアリマス、新ニ設ケラレル參與理事ニハ、如何ナル人物ヲ据エントスルノデアリマセウカ、例ヘバ一般國民ノ代表者ヲ之ニ參加セシメル御考デアリマスガ、セメテハ貴衆兩院ノ代表者ヲ之ニ入レル位ノ精神ガオアリデアリマセウカ、伺ヒタイノデアリマス、此處ニ佐藤外務大臣モ居ラレマスガ(居ナイト呼フ者アリ、笑聲)佐藤外務大臣ノ御存ジノ如ク、昨年「レオン・ブルム」ノ内閣ガ成立致シマシタ時ニ、佛蘭西中央銀行ノ理事ノ中ニハ、所謂佛蘭西勞働總同盟「ゼー・デー」ノ「ゼネラル・セクレタリー」ヲシテ居リマス「ジュネー」ガ選バレタコトハ、大藏大臣モ御存ジト存ジマスガ、吾々ハ勿論今日ノ日本ニ於テ、斯ノ如キ急激ナル所ノ要求ヲセントスル者デハゴザイマセヌガ、日本銀行ノ理事中ニハ、少クトモ貴衆兩院ノ代表者各一名位ヲ入レルコトハ當然ナリト、吾々ハ考ヘザルヲ得ナイノデア

リマスガ、政府ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス

第六ノ點ハ、日本銀行ノ機能ハ國民中樞ノ銀行デアリマスガ故ニ、國家ノ之ニ對スル監督權ヲ強力ナラシメ、日本銀行ノ營業成績ノ如キハ之ヲ議會ニ報告シテ、議會ノ承認ヲ經ルト云フガ如キ方面ニ、改正ノ方針ヲ向ハシムルコトガ、今日ノ趨向デアリマスガ、大藏大臣ハ如何ニ御考ニナリマスガ、今回ノ大藏大臣ノ改正ノ方向ヲ見マスト、如何ニモ國家ノ監督權ノ増大ヲ拒否致シマシテ、其日本銀行ノ持つ至大ナル機能ヲ、一切擧ゲテ財界人ノ獨裁ニ之ヲ委ネントスル傾向ガ強イヤウニ思ハレルノデアリマスガ、大藏大臣ハ果シテ如何デアリマスガ、大藏大臣ノ御存ジノ如ク、ツイ本年ノ一月三十日ニ獨逸ノ中央銀行ノ機能ニ變化ガゴザイマシテ、獨逸ニ於キマシテハ銀行ニ對スル國家ノ統制力ヲ強メタノデアリマスガ、一體中央銀行ニ對スル國家ノ統制力ヲ強メルカドウカト云フ點ニ付テハ、大藏大臣ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス、獨逸ノ中央銀行ノ機能ニ國家ノ統制權ヲ強メ、國家ノ獨裁權ノ下ニ之ヲ置カウトシタト云フコトニ付キマシテハ、色々ノ理由モアルト存ジマスガ、兎ニ角中央銀行ガ產業資金ノ方面ニ出動シヨウトスルナラバスル程、私ハ中央銀行ニ對スル國家ノ統制權ト云フモノヲ高メナケレバナラナイト信ズルノデアリマス、然ルニ大藏大臣ハ、一方ニ於テハ中央銀行ノ產業資金ニ對スル出動ヲ獎勵シナガラ、一方ニ於テハ國家ノ中央銀行ニ對スル統制權ヲ弱メントスルガ如キ態度ヲ執ルノハ、其間ニ甚シキ矛盾アリト信ズルノデアリマスガ、大藏大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ズルノデアリマス

第七ノ點ハ、日本銀行ガ產業資金ノ融通方面ニ出動致シマシテ、所謂低金利政策ヲ愈ニ本格的ニ實行致シマスルコトニナリマス

ルト、直接ニ困ルモノハ中小商工業者、中小生産者デアリマス、中小商工業者、中小生産者ノ資金難ト云フモノハ、既ニ低金利政策ヲ謳歌致シマシタ馬場財政ノ下ニ於テモ、現實ノ問題トナッテ經驗ヲセラレタコトデアリマスガ、結城大藏大臣ハ中小商工業者、中小生産者ノ資金難ヲ緩和スベキ、或ハ庶民金庫ヲ御創リニナルトカ、此方面ニ對シテハ洵ニ御同情ト御理解トヲ持タナイカノ如クニ吾々ハ見受ケルノデアリマスガ、日本銀行ノ產業資金貸出ニ出動セラレルト同時ニ、中小商工業者、中小生産者融資ノ方面ニ對シテ、如何ナル御考ヲ持ツカ、私ハ之ヲ承リタイノデアリマス、要スルニ日本銀行條例ノ改正案ハ、極メテ簡單ナル提案デアリマスルガ、其背後ニ流レテ居リマスル所ノ政策ハ、極メテ重大デアルト私ハ信ズルノデアリマス、吾々ハ結城、池田兩氏ノ「コンピ」ニ依ッテ、所謂生産力擴充ノ爲ノ過剩授信作用ガ、結局彼ノ震災手形善後處理ノ如クニ莫大ナル損失ヲ政府ニ掛ケ、惡性ノ「インフレーション」ヲ惹起シ、一方ニハ過剩ノ授信作用ニ助ケラレタル日本ノ「スチンネス」ヲ生ミ出ス如キ結果ニ陥ルコトヲ恐レルノデアリマス(拍手)吾々ハ彼ノ銀行法ノ制定ガ、昭和二年金融恐慌ノ序曲ヲ爲シタルガ如ク、今回提案ニナツタ日本銀行條例ノ改正ガ、昭和十二年度ニ於ケル惡性「インフレーション」ノ序曲トナルコトヲ恐レルノデアリマス(拍手)此點ヲ嚴ニ當局ニ警告ヲ致シマスルト共ニ、當局者ノ責任アル御答辯ヲ希ヒマシテ、私ノ簡單ナル質問ヲ終ル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(結城豐太郎君) 河野君ノ御質問ニ對シテ御答申上ゲマス、昭和二年ノ銀行法ノ改正ノ時分ニ、是ハ普通銀行デアリマス、ヤハリ英吉利流ニ從フカ、獨逸流ニ從フカト云フ議論ハ確ニアリマシタ、ソレハ言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、短期ノ金融ヲスルカ、長期ノ金融ヲスルカト云フコトニアルノデアリマスルガ、普通銀行トシテハ短期ノ金融ニ應ジナケレバナラス、斯ウ云フ風ナコトニ改正サレタコトハ事實デアリマス、ソレト中央銀行、日本銀行ハ普通銀行ノ銀行ト云フノデアリマセヌデ、ヤハリ各種ノ特殊銀行、其他金融機關ノ全般ニ對スル中央ノ機關ト云フコトニ考ヘテ宜カラウト思フノデアリマスガ、併ナガラ發券銀行トシテ、是亦長期ノ金融ニ對シテ焦付ケラヌヤウナコトハ、是ハ斷然避ケネバナラヌデアリマス、ソレデ長期ノ金融ヲシテ、其爲ニ「インフレーション」ヲ起ストカ、惡性ノ貸出ヲスルヤウニナラヌカ、通貨膨脹ヲ來ササウト云フコトハ日本銀行トシテ斷ジテナカラウト思フノデアリマス

震災善後策ノ處置トシテ特別融通ニ付テノ御質問ガアリマシタガ、ソレハマダ處理ガ十分ニ出來テ居リマセヌノデ、金額モ未確定デアリマス、ソレカラ正貨ノ現送ニ付テ御質問ガアリマシタガ、是ハ爲替相場ヲ維持スル上ニ於キマシテ、又日本ノ國際貸借尻ヲ決済スル上ニ於テ、相當ノ正貨ヲ送リマスコトハ、何等ノ懸念モナイノデアリマシテ、ソレノ爲ニ產金業者ヲ利益セシムルトカ、或ハ大キナ資本家ヲドウスルト云フヤウナコトハ、是ハ御懸念ハナカラウト思フノデアリマス、ソレカラ次ノ參與理事ハマダ人ハ決ッテ居リマセヌガ、大體ノ趣旨ハ經濟界ノ各方面ノ練達堪能ノ士ヲ集メテ、サウシテ日本銀行ノ仕事ニ參與シテ貰ハウ、ソレ等ノ人ノ考ヲ聞イテ日本銀行トシテ仕事ヲシヨウト、斯ウ云フノデアリマス、詰リ各方面ノ連絡協調ヲ圖ルト云フコトガ主タル目的デアリマス爲ニ、其目的カラ人選ヲスルダラウト思フノデアリマス、

ソレカラ日本銀行ニ對スル國家ノ監督統制ト云フコトハ、是ハ何等ノ變更ハナイノデアリマシテ、從來通りヤハリ國家ガ十分ニ監督シテ行クコトニナルノデアリマス、最後ニ中小商工業者ニ對スル金融ニ付テモ考ヘテ居ルカト云フ御質問デアリマシタガ、是ハ常ニ考ヘテ居ルコトデアリマシテ、庶民金融ハ此議會ニ出サスト云フコトハ、庶民金融ハ殊ニ大切ナ問題デアラゲケニ、十分ニ案ヲ練ラナケレバナラスト云フコトカラ出シマセヌノデアリマシテ、不必要ナ爲ニ出サスト云フノデアリマセヌ、ソレデ中小商工業ニ對スル金融ニ付テハ、從來カラ非常ナ心配ヲシテ居リマス云フコトヲ重ネテ申上ゲマス

○議長(富田幸次郎君) 河野君、宜シウゴザイマス

○河野密君 宜シウゴザイマス

○議長(富田幸次郎君) 是ニテ質疑ハ結局致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○中山福藏君 日程第一乃至第三ノ三案ヲ一括シテ、一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案外二件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第四、東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣結城豊太郎君

第四 東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

昭和十一年度末現在ノ東京帝國大學資金ニシテ東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ノ用ニ供スルモノノ昭和十一年度東京帝國大學ノ歳入歳餘ニシテ同帝國大學農學部附屬農業教員養成所ニ關シタルモノノハ之ヲ學校及圖書館資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ編入シタル資金ニシテ歳入歳餘ヨリ成リタルモノノハ之ヲ東京農業教育專門學校ノ資金トシテ區分整理スベシ
昭和十一年度帝國大學特別會計歳入歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノニシテ東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ニ關スルモノノハ之ヲ學校及圖書館特別會計ニ繰越使用スベシ

附則
本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣結城豊太郎君登壇〕

○國務大臣(結城豊太郎君) 只今議題トナリマシタ東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、農業教育ノ普及徹底ヲ圖ル爲メ、現在ノ東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ハ、之ヲ昭和十二年度ヨリ獨立セシメマシテ、東京農業教育專門學校ト致シマスル關係上、昭和十一年度末現在ノ東京帝國大學資金ノ中、東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ノ用ニ供シマスルモノ、昭和十一年度東京帝國大學ノ歳入歳餘ニシテ、同帝國大學農學部附屬農業教員養成所ニ關シタルモノノハ、之ヲ學校及圖書館資金ニ編入スル等ノ規定ヲ設クル必要ガアリマス、仍テ本法法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラシ

コトヲ希望致シマス
○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○中山福藏君 本案ハ政府提出、一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案外二件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、地方鐵道補助法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——鐵道大臣伍堂卓雄君

第五 地方鐵道補助法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會

地方鐵道補助法中改正法律案

第一條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ地方鐵道ニ對シ建設費ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヨリ益金ヲ控除シタル殘額以内ニ於テ運輸數量ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ補助スルコトヲ得

補助ヲ爲ス地方鐵道ノ範圍竝ニ前項ノ建設費、益金及運輸數量ノ算出方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 補助金ノ使途ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
附則第二項ヲ左ノ如ク改ム

第一條ノ規定ニ依ル補助金ハ昭和十七年四月一日以後ノ期間ニ付テハ之ヲ交付スルコトヲ得ズ
附則
本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ附則第二項ニ掲グル地方鐵道以外ノ地方鐵道ニ對シテハ申請ニ依リ仍從前

ノ第一條ノ規定ニ依リ補助ヲ爲スコトヲ妨ゲズ但シ昭和十二年四月一日以後ニ補助ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中百分ノ五トアルハ百分ノ四トス

〔國務大臣伍堂卓雄君登壇〕

○國務大臣(伍堂卓雄君) 只今上程サレマシタ地方鐵道補助法中改正法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、現行補助法ハ營業開始後十年間補助スルモノデアリマスガ、昭和十二年一月一日以後ニ營業ヲ開始シタル地方鐵道ニハ、之ヲ適用スルコトヲ得ナイコトニナツテ居リマス、地方鐵道ハ概ネ國有鐵道ト密接ナ關係ヲ有シ、交通脈絡上重要ナ役割ヲ演ズルモノデアリマシテ、公益上其存續ヲ必要トスルモノデアリマスカラ、其運營業ヲ保持シ、更ニ進シテ施設ノ改善等ヲ行ハシムルコトニ依リ、獨立自營ノ域ニ達スルヤウ之ヲ誘導シ、公益ノ増進セシメナケレバナラナイノデアリマス、此目的ヲ達スル爲ニハ、單ニ現行補助法ノ年限ヲ延長スルコトニ代ヘ、現在ノ事情ニ即シテ適切ナ政策ヲ施スベキモノト考ヘ、此趣旨ニ依ル新補助制度ヲ設ケヤウトスル次第デアリマス、何卒慎重審議ノ上御協賛アラシ

コトヲ希望致シマス
○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○中山福藏君 本案ハ政府提出、鐵道敷設法中改正法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第六及第七ハ關聯セル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第六、小運送業法案、日程
第七、日本通運株式會社法案、右二案ヲ一
括シテ第一讀會ヲ開キマス——鐵道大臣佐
堂卓雄君

第六 小運送業法案(政府提出)

第一讀會

第七 日本通運株式會社法案(政府提出)
第一讀會

小運送業法案

小運送業法

第一條 本法ニ於テ小運送業トハ左ニ掲
グル事業ヲ謂フ

一 鐵道、軌道若ハ自動車運輸事業ノ
爲ス物品運送又ハ此等ノ運送機關ト
通運送ヲ爲ス運送機關ニ依リ通物品
運送ノ運送取扱業又ハ運送代辦業

二 鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業ニ
附隨シ又ハ之ヲ利用シテ爲ス陸上ノ
物品運送業

第二條 小運送業ヲ營マントスル者ハ主
務大臣ノ免許ヲ受クベシ

第三條 小運送業者ハ運賃、料金其ノ他
ノ取扱條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受
クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認
ムルトキハ運賃料金其ノ他ノ取扱條件
ノ變更、設備共同使用ノ協定、集配區
域ノ協定其ノ他事業ノ實施及改善ニ關
シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 主務大臣ハ小運送業者ヲシテ其
ノ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ部下
ノ官吏ヲシテ其ノ事業ノ狀況ヲ檢査セ
シムルコトヲ得

前項ノ官吏其ノ職務ヲ執行スル場合ニ
於テハ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯ス

第六條 小運送業者其ノ事業ノ全部又ハ
一部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 小運送業ノ讓渡又ハ小運送業ヲ
營ム會社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ總
社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クル
ニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

相續人ガ被相續人ノ小運送業ヲ承繼シ
タルトキハ相續人ハ小運送業ノ免許ヲ
受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ
ハ相續人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣
ニ届出ヅベシ

第八條 免許又ハ認可ニハ條件ヲ附スル
コトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之
ヲ變更スルコトヲ得

第九條 小運送業者其ノ事業ニ關スル協
定ヲ爲シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ届
出ヅベシ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ
亦同ジ

前項ノ協定ガ本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ
害スル虞アルトキハ主務大臣ハ協定ノ
全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ其ノ變更ヲ
命ズルコトヲ得

第十條 小運送業者ハ認可ヲ受ケタル運
賃及料金ヲ公示スベシ

小運送業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ
小運送業ニ付テハ公示シタル運賃及料
金以外ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ但
シ特別ノ事由ニ因リテ爲シタル特別ノ
作業ニ付相當ノ報酬ヲ受クルハ此ノ限
ニ在ラズ

第十一條 鐵道營業法第十三條ノ三ノ規
定ハ小運送業ニ之ヲ準用ス

第十二條 小運送業者左ノ各號ノ一ニ該
當スルトキハ主務大臣ハ免許ノ全部若
ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一
部ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

一 本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
二 免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違
反シタルトキ

三 事業ノ經營不確實又ハ資産狀態ノ
著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續ス
ルニ適セザルトキ

四 公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキ
五 第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金
ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シ
タルトキ

第十三條 第三條乃至第五條、第八條乃
至第十條及前條ノ規定ハ運送品ノ荷
造、保管及仕分、保險契約ノ締結、代
金ノ取立、立替其ノ他小運送業ニ通常
附帶シテ爲ス業務ニ之ヲ準用ス

第十四條 免許ヲ受ケズシテ小運送業ヲ
營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス自
己ノ免許名義ヲ他人ニ利用セシメタル
者亦同ジ

第十五條 小運送業者左ノ各號ノ一ニ該
當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス

一 本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ニ依リ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ
之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

三 免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違
反シタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ニ依リ届出若ハ報告ヲ爲サズ又ハ虛
偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

五 第五條ノ規定ニ依リ檢査ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

第十六條 小運送業者ハ其ノ代理人、戶
主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ
業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自
己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ理事、取
締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ
法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 本法ニ定ムル主務大臣ノ職權
ノ一部ハ之ヲ地方長官(東京府ニ在リ
テハ警視總監トス)又ハ鐵道局長ニ委
任スルコトヲ得

第十八條 第一條ニ掲グル事業以外ノ陸
上ニ於ケル物品運送業(鐵道、軌道又
ハ自動車ニ依リ物品運送業ヲ除ク)又
ハ陸上ニ於ケル物品運送ノ運送取扱業
若ハ運送代辦業ニ於ケル運賃、料金其
ノ他ノ取扱條件ニ關スル規定ハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法公布前小運送業ヲ開始シタル者又ハ
其ノ承繼人ニシテ本法施行ノ際現ニ小運
送業ヲ營ムモノハ本法施行後三月内ニ主務
大臣ニ其ノ旨ノ届出ヲ爲ストキハ本法施
行ノ日ヨリ本法ニ依リ小運送業ノ免許ヲ
受ケタル者ト看做ス

本法公布ノ日以後ニ小運送業ヲ開始シタ
ル者ニシテ本法施行ノ際現ニ小運送業ヲ
營ムモノ又ハ其ノ承繼人ハ本法施行後三
月内ニ限リ小運送業ヲ營ムコトヲ得此ノ
期間内ニ免許ノ申請ヲ爲ストキハ免許又
ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法

第一條 日本通運株式會社ハ小運送業ノ
健全ナル發達ヲ圖ル爲メ左ノ事業ヲ營ム
コトヲ目的トスル株式會社トス

一 小運送業者ノ取引ヨリ生ズル債權
債務ノ決済ニ關スル事業

二 貨物引換證ノ整理及保證ニ關スル
事業

三 小運送業者ノ助長ニ必要ナル事業

四 小運送業者及之ニ附帶スル事業

日本通運株式會社ハ小運送業者又ハ之ニ
關聯スル事業ニ投資スルコトヲ得

第二條 日本通運株式會社ノ資本ハ三千
五百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之
ヲ増加スルコトヲ得

第三條 日本通運株式會社ノ株式ハ記名
式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ

執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額
以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ
外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所

有スルコトヲ得

第四條 政府ハ日本通運株式會社ノ資本
ノ半額ヲ限リ其ノ株式ノ引受ヲ爲スコ
トヲ得

前項ノ株式引受ニ因ル拂込金ハ帝國鐵
道會計ノ資本勘定ノ歳出トシ政府ガ該
引受ニ因リ取得シタル株式ハ同會計ノ

資本所屬物件トス

第一項ノ規定ニ依ル株式ノ株金拂込ハ
其ノ他ノ株式ノ株金拂込トノヲ異ニス
ルコトヲ得

第五條 日本通運株式會社ニ社長副社長
各一人、理事五人以上及監事二人以上
ヲ置ク

第六條 社長ハ日本通運株式會社ヲ代表
シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務
ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ
行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ日本通運
株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本通運株式會社ノ業務ヲ監査
ス

第七條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命
ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ
選任シ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三
年トス

第八條 日本通運株式會社ノ社長、副社
長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ
得但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 日本通運株式會社ハ每營業年度
ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四
條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式

ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割
合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依
ル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ
要セズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益
金額ガ第四條第一項ノ規定ニ依ル株式
以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ

年六分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超
過額ハ總株式ニ對シ均一ノ割合ニ達ス
ル迄第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以

外ノ株式ノ拂込ミタル株金額及第四條
第一項ノ規定ニ依ル株式ノ拂込ミタル
株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之
ヲ配當スベシ

第十條 主務大臣ハ日本通運株式會社ノ
業務ヲ監督ス

主務大臣ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテ
モ日本通運株式會社ノ金庫、帳簿及諸
般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ日本通運株式會社
ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲
スコトヲ得

第十二條 定款ノ變更、社債ノ募集、利
益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務
大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效

力ヲ生ゼズ

第十三條 日本通運株式會社其ノ事業ヲ
休止セントスルトキハ主務大臣ノ認可
ヲ受クベシ

第十四條 主務大臣ハ日本通運株式會社
ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監
事ノ行為ガ法令、法令ニ基ク命令若ハ

定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムル
トキハ其ノ議決ヲ取消シ又ハ社長、副
社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ
得

第十五條 日本通運株式會社本法又ハ本
法ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ社長
又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副

社長ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又
ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長
又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第十六條 社長、副社長又ハ理事第八條
ノ規定ニ違反シタルトキハ二百圓以下
ノ過料ニ處ス

第十七條 非訟事件手續法第二百六條乃
至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ
之ヲ準用ス

附則

第十八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

第十九條 日本通運株式會社左ノ事項ニ
付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録
稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依

リ算出シタル稅額ガ左ノ額ヨリ少キト
キハ其ノ稅額ニ依ル

一 設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千
分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資
ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一ト

ノ合計額

二 設立ノ際ニ於ケル出資ノ目的タル
不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得
不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團
體ハ日本通運株式會社ニ對シ前項ニ規
定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ

取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日
本通運株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ
事務ヲ處理セシム

第二十一條 日本通運株式會社ノ設立ニ
際シ金錢以外ノ財産ヲ出資ノ目的ト爲
ス者アル場合ニ於テハ設立委員ハ出資

ノ目的タル財産ノ價格ニ付評價委員會
ニ諮問スベシ

前項ノ評價委員會ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主
務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ
株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式及
前條ノ金錢以外ノ財産ノ出資ニ對シテ

割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株
式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十三條 株式申込證ニハ定款認可ノ
年月日並ニ商法第二百六條第二項第
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項

ヲ記載スベシ

第二十四條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終
リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ
提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受
ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ
拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ
遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

創立總會ニ於テハ第七條第二項ノ規定
ニ準ジ理事ヲ選任スベシ

第二十六條 創立總會終結シタルトキハ
設立委員ハ其ノ事務ヲ日本通運株式會
社社長ニ引渡スベシ

(國務大臣伍堂早雄君登壇)

○國務大臣(伍堂卓雄君) 只今議題トナリ

マシタ小運送關係ニ法律案提出ノ理由ヲ申
上デマス、小運送ハ國民經濟上極メテ重要
ナル意義ヲ有スルノデアリマスガ、現行制
度ノ下ニ於キマシテハ、其經營ヲ自由ニ放
任致シテアリマス結果、小運送業ノ堅實ナ
ル發達ヲ期待シ得ナイバカリデナク、一般
利用者ニ對シテモ弊カラザル不便、不利ヲ
與ヘテ居ル實情デアリマス、仍テ此際小運
送業ヲ免許營業ト致シマシテ、資力薄弱、
信用不確實ナルモノノ簇出ヲ防止スルト共
ニ、免許業者ニ對シマシテ適當ナル監督取
締ヲ加ヘタイト存スルノデアリマス、又小
運送業ハ其業務ノ性質上、業者間ニ於ケル
貸借ノ決済、業務ノ連絡、其他ノ統轄事務
ヲ行フ機關ヲ必要トスルモノデアリマシ
テ、此機關ヲシテ業者間ノ連絡ト事業ノ助
成トヲ行ハシムルコトガ、小運送改善ノ捷
徑デアルト考ヘルノデアリマスガ、現在ノ
如キ數箇ノ營利會社ニ之ヲ委ネマスコトハ、
公益上不適當デアリマスシ、又直接國家ノ
經營トスルコトモ實情ニ副ハス處ガアリマ
スノデ、此際新ニ半官半民ノ特殊會社ヲ設
立シ、國家ガ適當ニ之ヲ監督助長致シマシ
テ、統轄機能ノ完全ナル運用ヲ圖リタイト
存スルノデアリマス

尙ホ小運送改善ノ問題ハ、業界二十年來
ノ懸案デアリマシテ、鐵道省ハ從來色々ノ
方策ヲ講ジマシタガ、孰レモ徹底シタ成果
ヲ收メルニ至ラズ、又帝國議會ニ於キマシ
テモ、此小運送改善ガ屢問題ニナツタノハ御
承知ノ通りデアリマス、鐵道省ハ之ニ鑑ミ、
昨年朝野ノ權威者ヲ網羅シタ小運送制度調
査會ヲ設ケ、慎重審議ヲ御願シ、其答申ヲ
得マシタノデ、之ニ基キ茲ニ兩法案ヲ提出
致シタ次第デアリマス、業界ヲ根本ニ改
善シテ國民利福ニ寄與スルニハ、是非共此
兩法ノ實施ニ俟タネバナラスト信ズル次第
デアリマスカラ、何卒御審議ノ上御協賛ヲ

賜ハラント御願致シマス

○議長(富田幸次郎君) 此際新ニ議席ニ著
カレマシタ議員ヲ御紹介致シマス、北海道
第五區選出議員木下成太郎君
(木下成太郎君起立)

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ
マス、順次之ヲ許可致シマス——三好榮次
郎君

(三好榮次郎君登壇)
○三好榮次郎君 昨ハ茲ニ上程サレマシタ
兩法案ニ付テ質疑ヲ致シタイト思フノデア
リマス、本法案ノ運輸行政上ノ事務的檢討
ノ前ニ、私ハ幸ヒ鐵道大臣ガ我が商工業ノ
問題ニ對スル商工大臣ヲ兼務セラレテ居ル
ガ爲ニ、此問題ヲ通ジマシテ、現政府ノ懷
念ヲ一ツ伺ヒタイト思フノデアリマス

現内閣ハ議會開會中ノ政變ニ依リマシテ
組閣セラレ、隨テ議會ニ提案サレマシタル
豫算案ヲ初メト致シ、之ニ關聯致シタル法
律案、——施政ハ、總テ一時ノ便法ナリト
政府モ唱ヘラレテ居ルノデアリマス、隨テ
幾多ノ重要ナル法律案、或ハ農地法ト云ヒ、
或ハ國民健康保險法ト云ヒ、或ハ商法ノ改
正法案ト云ヒ、或ハ又茲ニ提出サレマシタ
ル法案ノ如ク、重要ナル法案ダト唱ヘラレ
テ居リマスルガ、果シテ是等ノ重要法案ニ
對シテ、政府ハ國政ノ大局ヨリ見テ、偉大
ナル信念ノ下ニ、是等ノ法案ヲ發案サレタ
ルヤ否ヤニ多少ノ迷ヒヲ私ハ生ズルノデア
リマス、コ、二三年此方、我國ノ產業經濟
界ニハ色々波紋ガ生ジマシテ、或時ハ統
制經濟ガ論ゼラレ、或ハ資本主義ノ是正ガ
唱ヘラレ、更ニ進ミマシテハ營利追求ノ資
本主義ヲ打破致シテ、公益第一主義ノ經濟
機構ヲ樹立シナケレバナラスト云フヤウナ
議論モ出テ參ツタノデアリマス、是ガ爲ニ我
國ノ產業經濟界ニ於キマシテハ、非常ナ危

惧ノ念ヲ懷キマシテ、是ガ爲ニ多少タリト
モ我國ノ產業經濟ノ發展ヲ、一時的ニセヨ
多少ノ阻止ヲ見タルコトハ、私共ノ洵ニ遺
憾トスル點デアッタノデアリマス、現内閣ガ
成立セラレマシテカラ、私共ハ是等國民ノ
不安ノ念ヲ懷イテ居リマスル產業經濟對策
ニ對シテ、政府ノ所謂抱負經綸ヲ伺フコト
ノ出來マセスコトハ、洵ニ遺憾ニ考ヘテ居
リマスルガ、去ル本會議ニ於キマシテモ、
總理大臣ハ是等問題ニ對シテ、斯様ナコ
トヲ仰セラレテ居ルノデアリマス、「産業ノ
振興ハ内外ノ經濟情勢ニ適應セシメ、保護
ノ施設ヲ講ズルト共ニ適切ナル統制ヲ實施
スルコトガ緊要デアリマス、尤モ是ガ爲ニ
國民ノ創造力ヤ企業心ヲ沈滞萎靡セシムル
コトガアツデハナラスノデアリマシテ、寧ロ
進ンデ之ヲ助長スベキデアルト存ズルノデ
アリマス」、斯様ニ總理大臣ハ仰セラレテ居
ルノデアリマス、又大藏大臣ハ其施政ノ演
說ニ於キマシテ、斯様ナコトヲ仰セラレテ
居ル、「我國經濟界ハ重大ナル時期ニ遭遇シ
テ居リマスカラ、是ガ根本對策ヲ樹立ヘ、
極メテ慎重ヲ期スルノ要ガアルノデアリマ
ス、經濟界ノ組織ハ本來極メテ微妙ナルモ
ノデアリマシテ、一部ノ不調和ハ忽チ全體
ノ運營ノ圓滑ヲ阻害スルモノデアリマスル
カラ、單ニ一部の觀察ニ基キ、部分的必要
ノ爲ニ全體ノ發展ヲ阻害スルガ如キハ、嚴ニ
戒ムベキデアラウト存ジマス、故ニ政府ト
致シマシテハ、今後ノ經濟政策ノ樹立ニ當
リマシテハ、常ニ全體ト一部トノ雙方ニ留
意シ、先ヅ全體トシテノ歸趨ヲ考察シ、其
方向、其線ニ沿ウテ各部門ノ調和的漸進ヲ
期シタイト考ヘテ居ルノデアリマス」、サウ
シテ「平地ニ波瀾ヲ生ズルガ如キコトハ、努
メテ之ヲ避クベキモノデアルト信ズルノデ
アリマス、何事モ極端ナ事ハ行ヒ易イノデ、
中庸ヲ得ルコトハ困難デアリマスガ、私ハ
其難キヲ執ル心構ヲシテ居ルノデアリマス」、

斯様ニ總理大臣、大藏大臣ハ、施政ノ演說
ニ於テ、其產業經濟對策ノ指針トシテ、仰
セラレテ居ルノデアリマス、併シ私共ハ此
總理大臣、大藏大臣ノ我國ノ產業經濟ニ關
スル此信念ヲ伺ツテ、コ、二三年ノ間、私共
ガ其歸趨ニ迷ツテ居リマシタ日本ノ產業經
濟政策ハ、如何様ナコトニ依ツテ進歩發達ス
ベキモノデアアルカト云フ此迷ヒガ、此施政
ノ演說ダケニ依ツテハ、私共ハ氷解スルコト
ガ出來ヌノデアリマス、元來私共ハ財政政
策ニ依ツテ、國家ノ產業經濟ガ指導セラレマ
スルコトハ能ク承知ヲ致シテ居リマス、併
シ其國家ノ財政ノ基本ハ何處ニ置クベキカ
ト言ヘバ、申上ゲル迄モナク國民經濟力ノ
充實ニアル、其國民經濟力ノ充實ハ申上ゲ
ル迄モナク、所謂產業經濟ノ發展ニアルコト
ハ申上ゲル迄モナイ、是ニ於テ私共ハ財政
政策ヲ考慮スルト同時ニ、所謂一國ノ產業經
濟政策ト云フモノガ茲ニ樹立スルニアラザ
レバ、吾等ガ進歩發達スル國家ノ其財政ヲ變
理致スノハ、洵ニ困難ノ感ゼザルヲ得ヌト思
フノデアリマス、是ニ於テ私ノ政府ニ御尋
致シタイノハ、此案ヲ通ジマシテ、政府ハ
我國ノ產業經濟機構ニ對シテ如何ナル信念、
如何ナル經濟理念ヲ持ツテ之ヲ指導セラレ
ントスルノデアアルカト云フコトデアリマス、
本法案ヲ通讀致シマスルト、只今鐵道大臣
ノ說明セラレマシタル如ク、半官半民ノ特
殊會社ヲ作り、小運送ヲ政府ノ免許制度ニ
依ツテ、サウシテ運輸行政上ノ統制ヲ圖ルト
云フ御趣意ノヤウデアリマス、故ニ一面ヨ
リ之ヲ見マスルト、所謂民主官從、民業ヲ
主ト致シマシテ、鐵道省ハ唯之ヲ指導スル
ト云フ意味デアアルガ如クニモ解サレルノデ
アリマスルガ、又一面カラ之ヲ見マスルト、
其實質ニ於キマシテハ、即チ鐵道省ガ直營
スルカノ如クニモ、亦之ヲ見ルコトガ出來
ルノデアリマス、私共ハ本案ヲ運輸行政上
ノ事務的問題トシテ檢討スル時、二三ノ質

問ヲ提出スルコトヲ御願致シマス

疑ガアルノデアリマスルガ、其前ニ當リマシテ、斯ノ如キ半官半民ノ仕事ニ依ッテ鐵道省ガ指導シヨウトスル、其經濟理念ハ何處ニ根據ガアルカ、即チ所謂國營事業、官營事業ニ對シテ、色々私ハ批評スベキ事柄ガアルト思フノデアリマスルガ、政府ハ我國ノ產業經濟ヲ指導致スノ、所謂自由資本主義是正ノ立場ヨリ、如何ナル經濟理念ヲ以テ之ヲ指導セラレントスルノデアアルカ、昨年電力問題ガヤカマシクナリマシタル時ニ、國家社會主義デアルトカ、色々所謂經濟理念ニ付キ、「イデオロギー」ニ付キ、論議サレタコトガアルノデアリマス、國民ノ間ニハ是等ノ問題ニ對シテ非常ナ迷ヒヲ生ジテ居ル、希クハ政府ハ斯様ナ機會ニ於キマシテ、吾々ハ斯様ナ經濟上ノ信念ヲ以テ我國ノ產業經濟ヲ指導スルノデアルト云フ、其御考ヲ御示ニナルコトガ當然デアッテ、吾々ハ之ヲ聽イテ、實業人、經濟人ハ之ヲ基礎ト致シテ諸般ノ計畫ヲ樹テルコトガ出來ルト思フノデアリマスルカラ、是等ノ點ニ付テノ政府ノ御所信ヲ私ハ伺ヒタイト思フノデアリマス

本案ノ事務の問題ト致シマシテハ、私ハ第一ニ本案ニ依ッテ日本通運株式會社ト云フ半官半民ノ會社ヲ御作リニナル、其半官半民ノ會社ニハ、現在存在致シテ居リマスル所ノ國際通運ノ關係ヲ基礎ト致シテ、之ヲ現物出資サセテ、之ニ政府ガ半額ノ出資ヲシテ、茲ニ特殊會社ガ出來ルコトニナツテ居ルト云フヤウデアリマスルガ、此國際通運ヲ特殊會社ニ買收セラル、其財物出資ノ見積等ハ、如何ナル標準ニ依ッテ之ヲ爲サントスルノデアアルカ、是ハ委員會ニ於テモ吾々ノ同僚カラ色々御質問ノアルコト思ヒマスルガ、其大綱ダケヲ一ツ御示ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

第二ハ、新ニ出來マスル日本通運株式會社ト鐵道省トノ關係デアリマス、法案ニ依

リマスルト、所謂小運送ノ指定、非指定、今マデ指定サレテ居タル者モ、指定サレザル者モ、兩者共今回ノ法律ニ依ッテ、所謂免許セラレテ、サウシテ日本通運株式會社ノ關係ニ包含サレルコトニナルノデアリマスカ否カ、又左様ダトスルナラバ、其結果ト致シテ、果シテ現在ヨリモ小運送費ト云フモノガ、如何様ナ程度ニ低下スルコトガ出來ルヤ否ヤ、是ノ大體ノ御見込ガ決ッテ居ルト思ヒマスルカラ、其點ヲ伺ッテ置キタイト思フノデアリマス

第三ハ、本案ニ依リマスルト、小運送ヲ扱ヒマスル者ハ總テ免許制度ニ依ル、斯ク致シマスルト、全國各地ノ小運送ヲ扱ヒマスル者ハ、所謂官許ニ依ッテ、免許ニ依ッテ其地位ヲ得ルコトニナリマスルカラ、其結果ト致シテ獨占ノ弊ニ流レハセヌカ、私共ノ今日マデ知リ得タル所ニ依リマスルト、今日マデノ國際通運ノ取扱ニ於キマシテモ、鐵道省ガ運送店ヲ指定致シマスルガ爲ニ、實際荷物ヲ依託スル者ノ方カラ申シマスルト、色々不便ノアツタコトヲ私共ハ承知ヲ致シテ居ル、然ルニ今回ノ法律ニ依リマシテ、更ニ是ガ嚴格ニ、所謂免許制度ニ依ル、サウ致シマスルト、結論ニ於テハ一驛一店主主義ニ或ハ段々ナルカモ知レナイ、一驛一店主主義ニナリマシタル時ニ、依託者ノ方カラ申シマスルト、相當ナ不便ヲ感ズルコトガアリハセヌカト私ハ疑問ヲ持ツノデアリマス、是ニ於テ免許制度デアッテ、斯様ナ組織ニナリマスルト、業界ハ獨占ノ弊ニ移リマシテ、遂ニ先程申上ゲマシタヤウニ、恰モ鐵道省ガ直營ヲスルガ如ク、世ノ中ニ言ハレマスル所ノ所謂官僚獨善ノ弊ニ陥リハセヌカ、是ガ爲ニ蒙リマスル一般依託者ノ不便ト利益ハ相當大キイモノデハナイカト云フヤウナ疑問ヲ私ハ懷クノデアリマス、是等ノ點ニ付テノ政府ノ御答ヲ私ハ伺ヒタイト思フノデアリマス

以上申上ゲマシタ四點、即チ大局ノ上カラ見マシテ、日本ノ產業經濟政策ノ立場カラ、此案ヲ通ジテ見マスル所ニ依リマスルト、所謂產業政策、經濟政策ハ、其政府ノ有セラル、信念ハ、即チ國家社會主義ト唱ヘラレ、或ハ官僚獨善ト唱ヘラレ、所謂現內閣ノ施政方針ノ中ニ言ハレマシタ如ク、大藏大臣ノ仰セラレルガ如ク、急激ナル變化ヲ與ヘズシテ中庸ヲ得ル——中庸ヲ得ルト云フヤウナコトダケデハ、吾々國民ハ了解スルコトガ出來ナイノデアリマス、モウ少シ明ニ、例ヘバ公益主義ト營利主義トヲ並行サセル、サウシテ民業ヲ自由ニ發達セシムルコトヲ考慮スルト云フノカ、或ハ公益主義ヲ第一ト致シテ、營利主義ヲ第二トスルヤウナ、新シキ經濟機構ヲ御考ニナツテ居ルノカ、斯様ナ大切ナル產業、經濟政策ニ對スル政府ノ御信念ヲ私ハ伺ヒタイト思フ、第二ニハ事務の問題ト致シマシテ、先程申上ゲマシタヤウニ、即チ國際通運ノ買収ニ當リマシテ、其見積ノ標準ヲ何處ニ御決メニナツテ居ルカ、日本通運ト鐵道省トノ關係ニ於キマシテ、指定、非指定ノ運送店ノ取扱ニ關スル點、是ガ爲ニ小運送貨ノ低下スル程度ヲ御見込ニナツテ居ルナラバ、其程度、及ビ免許制度ノ結果獨占ノ弊ニ移リマシテ、却テ依託者ニ非常ナル不便ヲ及ボスモノデハナイカト云フ此疑問、此四點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ御願申上ゲタイト思フノデアリマス（拍手）

（國務大臣伍堂雄雄君登壇）

○國務大臣（伍堂雄雄君） 第一ニ統制經濟ニ對スル根本政策ニ付テ御質問ガアリマシタガ、是ハ首相、大藏大臣、又私モ色々機會ニ於テ申述ベタノデアリマスルガ、要スルニ今日ノ世界ノ經濟情勢ニ鑑ミマシテ、又我國ノ國防上ノ見地カラ考ヘマシテ、國策上竝ニ公益上必要ナモノニ對シテ、適當ナ統制ヲ行ハナケレバナラスト考ヘルノデアリマスルガ、其統制ハ強度ノ統制ト云フ意味デハアリマセヌノデ出來ルナラバ自主的ノ統制ニ依ッテ、ソレデモイカナイモノニ對シテハ、適度ノ統制ヲ行ヒタイト云フノデアリマシテ、是ガ一般ノ政府ノ執ラントスル政策デアリマス、此小運送法案ト、ソレカラ日本通運會社法案ハ、少シ今日論議サレテ居リマス統制問題トハ趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、是ハ先程法案ノ說明ヲ致シマシタ時ニ申述ベマシタ通り、此數箇年間ニ起ツタ問題デハアリマセヌ、實ニ邇レバ二十年來ノ懸案デアツタノデアリマシテ、關聯上簡單ニ申上ゲマス、小運送制度ノ改善ニ對シマシテハ、長年ノ間意ヲ用ヒテ、色々ノ政策、色々ノ手段ヲ用ヒタノデアリマス、邇リマスト大正八年ニ公認制度ヲ實施致シマシテ、要スルニ小運送業者ニ鐵道省ノ「レッテル」ヲ貼ッテ信用ヲ得セシメタノガ初メデアリマシテ、其後大正十五年ニ、全國運送店ノ合同ヲ行ッテ見クノデアリマス、是ハ驛前ノ運送店ヲ合同サセ、又當時存在シテ居リマシタ統轄會社、內國通運、明治運送、國際運送、是等ヲ合同サセマシテ、國際通運ト致シタコトハ御承知ノ通りデアリマス、ケレドモ是ハ自由主義ニ繼續シテ參リマシタ爲ニ、其後色々多數ノ小運送業者ガ發生シ、又其後統轄會社等モ出來マシテ、此時ニ行ヒマシタ合同ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、要スルニ今回ノ二法案ノ目的ハ、決シテ是ハ官營ニシ、直營ニスルト云フ意味デハナイノデアリマス、現存シテ居リマス小運送店ヲ全部認メマス外、統轄會社トシマシテ、五ツカ六ツカアリマスノヲ、ソレヲ一ツニ纏メマシテ、サウシテ鐵道省クハ軌道、其他ノ運輸施設ニ依ル運送ノ兩端ニ於キマス所ノ、交互計算業務ヲ一ツノ會社ト統轄スル、即チ從來ノ小運送業者ハ此五ツ六ツノ交互計算會社ヲ經テ、債權債務ノ決算ヲ

致シテ居リマシタノヲ、一ツノ統轄會社ニ繼メル、即チ今度出來マス日本通運會社ニ繼メマスコトニ依リマシテ、一ツ以上ノ交互計算會社ニ拂ッテ居リマシタ料金ヲ、一ツニスルコトガ出來ル、斯様ナ便宜ガアリマスノト、ソレカラ色々信用ノ置ケナイ小サナ小運送業者ガ簇出シマスコトニ依ッテ齊サレル所ノ小運送業者安全ニ行ハシムル、是ハ獨リ指定運送業者ノミナラズ、非指定業者モ望ム所デアリマシテ、私ガ就任以來、此全國ノ指定並ニ非指定運送業者ノ代表者カラ、齊シク此兩案ノ成立ヲ熱望シテ來ラレタノデアリマス

具體的ニ先刻ノ四ツノ質問ニ對シテ申上ダマス、評價ニ對シテドウスルカ、現在ノ國際通運ヲ買收スル、其方法ハ如何ニト云フ御質問ダト考ヘマスガ、是ハ別ニ勅令ヲ以テ定メマス評價委員會ノ議ヲ經テ適當ナ評價ヲ致シマス積リデアリマス、ソレカラ今回ノ法案ガ成立チマス、指定並ニ非指定兩者ヲ共ニ免許致シマス結果、從來指定運送業者ニミ鐵道省ガ行ッテ居リマシタ請負制度ヲ、更ニ非指定運送業者ニモ均霑サセル考ガアルカドウカト云フコトデアリマスガ、此鐵道省ノ請負ト云フモノハ、要スルニ宅扱ノ運送ニ對スル請負デアリマシテ、之ヲ非常ニ多數ノ運送業者ニ分割スルコトハ、業務ノ性質上出來難イノデアリマス、ヤハリ免許致シマシタ總テノ運送業者ノ中ノ或數ダケヲ指定スルコトニナルノデアリマス、併ナガラ現在ノ指定サレタ運送業者ハ、長イ歴史ガアルノデアリマス、之ヲ廢メタル譯ニハ行キマセヌガ、其數ガ色々ナ事情カラ缺ケタ場合ニハ、申ス迄モナク補闕シナケレバナリマセヌ、サウ云フ意味ニ於テ均霑サセル積リデ居リマス、ソレカラ免許制度ヲ實施スルト、獨占ニナル弊害ガナイカト云フ御尋デゴザイマスガ、是ハ免許制度ヲ實施致シマシテモ、要

スルニ現存シテ居リマス運送店ハ其儘殘スノデアリマスカラ、ソレ等ノ間ニ「サービス」トカ、或ハ料金ノ定メラレタ範圍内ニ於テ、自由ニ競争ガ行ハレルノデアリマスカラ、是ハ獨占ノ弊害ハ生ジナイモノト認メテ居ルノデアリマス、大體是デ御質問ニ答ヘタト思ヒマス

○議長(富田幸次郎君) 三好君、宜シイデスカ

○石坂豐一君

(石坂豐一君登壇)

○石坂豐一君 只今上程サレテ居リマス小運送免許ノ法案竝ニ日本通運株式會社新設ノ法案ニ對シマシテ、私ノ質問スル所ヲ申述ベタイト存ジマス、實ハ私ハ鐵道ニ關シテハ全然素人ノ者デアリマス、併シ毎日々々鐵道ヲ長短ニ拘ラズ利用シテ居ル一人デアリマス、而シテ此小運送ト云フモノハ、ドウ云フ範圍ノモノカ存ジマセヌケレドモ、鐵道省ノ吾々ニ示サレテ居リマス鐵道、軌道ニ屬セザル所ノ、宅カラ驛マデノモノヲ指シテ言ハレテ居ルモノト致シマシタナラバ、斯ノ如キ小運送ニ對シテハ、私共年中數少カラズ厄介ニナッテ居ル者デアリマス、而シテ又モウ一面ノ方面カラ考ヘテ見マス、此小運送業ナルモノハ、頗ル簡易ナル營業デアリマシテ、誰デモ營業ガ出來ル所ノモノデアルト考ヘルノデアリマス、私ノ所ニ參ッテ居ル所ノ若イ青年ナドハ、之ニ對シテ幾多ノ疑問ヲ持チマシテ、私ニ此機會ニ於テ質問シテ戴キタイト云フコトヲ申出デ、居ル者ハ數少クナイノデアリマス、取分ケテ申シマスガ、此案ハ私共ノ先輩前田鐵相ノ立案ニ係ルモノデアリマシテ、私共其點カラ申シマシタナラバ、之ニ盲判ヲ捺スベキ性質ノモノデアルト考ヘルノデアリマス、私共國

所ヲ十分質問マシテ、理解ノ行ッテ所デ私ノ態度ヲ決定致シタイト思フノデアリマス、姑ク御清聴ヲ汚シタイト思フノデアリマス

店手數料ガ上ッテ來テ、荷主ノ不利益ヲ來スト云フコトニナリハシナイカ、或ハ免許制トサツタナラバ、運送店ヲ嚴重ニ監督致シテ、運賃ヲ公正ナラシムル御辯明ナサルカモ知レマセヌケレドモ、鐵道ノ目ノ及バヌ所ノ行爲ハ多數アル、又監督ノ目ノ及バヌモノ多數アリマセウカラ、今ヨリ運賃ノ低下ヲ圖ルト云フコトハ容易ナコトデナイト考ヘルノデアリマス

○議長退席、副議長著席

第三ニハ鐵道省ガ運送店ノ不當不正ノ取扱トシテ、幾多ノ列舉ヲナサツテ居ルノデアリマス、私共ノ手許ニハ約五十件バカリ類例ヲ整頓シテ御知ラセニナッテ居リマス、此種ノ行爲ハ、大部分ハ既往十數年間ニ於テ、全國七千餘ノ驛所ニ於テ行ハレテ居ル事柄デアリマシテ、餘リニ今日ノ運送店ヲ誣ユルモノデハアルマイカ、吾々ハ此社會世相ヲ見マス時ニ、制服ノ巡査ガ人ヲ殺シタコトモアルケレドモ、國民ハ之ヲ以テ善良ナル誠忠ノ警察官ヲ疑フモノデハナイノデアリマス、又最近埼玉縣ニ百萬圓バカリ金ヲ使ヒ込シタ役人ガ居ルガ、之ヲ以テ官僚全體ヲ免許制ニスルト云フコトニハ參ラスト思ヒマス、殊ニ此不正分子ノ中ニハ、鐵道省ガ指定シタ店ガ數少クナイト思ヒマス、サスレバ之ヲ免許制ニシタカラトテ、不正ノ者ガ根絶スルトハ限ラナイト考ヘルノデアリマスガ、此點保證ガ出來ルノデゴザイマセウカ

又第四ニハ、政府ハ素行不良ノ業者多キコトヲ以テ免許制ヲ布クト言ハレテ居リマス、本法案ニ依リマスレバ、現在ノ運送店ハ總テ免許ヲ受ケタモノト看做サレルノデゴザイマシテ、當分ハ改善ノ見込ナイコトナルノデアリマス、此點ハ如何デゴザイマセウカ、又現在ノ開業者ハ斯ウナッテ參リマス、僅カバカリノ失策ニ依ッテデモ、免許ヲ取消サレル不安狀態ニ襲ハレテ、戰々兢兢々タラザル得ナイデハアリマス、此點ハ、國民ノ一部ニ

第二ニハ鐵道省ガ不正競争ヲ怱レ、又競争者ノナイ處デハ暴利ヲ貪ルコトヲ憎ンデ、之ヲ以テ免許制ト爲サントシテ居ラレルノデアリマスガ、抑、新規開業ヲ抑ヘ、既ニ開業シテ居ルモノヲ保護スル結果、自然運送

業シテ居ルモノヲ保護スル結果、自然運送

業シテ居ルモノヲ保護スル結果、自然運送

業シテ居ルモノヲ保護スル結果、自然運送

業シテ居ルモノヲ保護スル結果、自然運送

對シテデモ、生活不安ノ状態ニ陥レルト云フコトハ、私ハ良策デハアルマイト思フ、現内閣ノ政綱デアル所ノ、國民生活安定ノ點カラ言フテ如何ナモノデゴザイマセウカ、要スルニ小運送店ノ如キ簡易ナル職業ハ、國民ノ自由營業ニ委セテ置ク方ガ、國民ノ活動範圍ヲ廣クスル所以デアルト、私ハ確信ヲ致シテ居ル者デアリマス、徒ニ免許制ヲ以テ臨ムコトハ國民ヲ萎縮セシメ、且ツ競争ナキ結果、荷主ノ負擔ヲ増大スルノ逆ノ結果ヲ來サナイカト考ヘルノデアリマス、殊ニ小運送ヲ免許制ト爲スニ伴ヒ、鐵道ト關係ナイ所ノ自動車ヲ取締ルト云フコトニナルノデアリマスルガ、是ハ小運送業ノ免許ニ名ヲ藉ツテ、鐵道トノ競争營業者デアル所ノ自動車ニ對シテ、自己ノ營業ニ對スル防禦線ヲ張ルコトノ嫌ハナイデアリマセウカ、此點ヲ御説明願ヒタイノデアリマス、我國ノ現狀ニ於キマシテハ、自動車ノ發達ハ已ムヲ得ナイモノデアリマス、又自動車ハ、是ハ國防上カラ申シマシテモ、益々發達セシメナケレバナラスモノデアリマスルガ、之ヲ鐵道省ガ此小運送ノ機會ニ於テ取締ヲ厲行スルト云フコトニナリマスレバ、其發達ニ多少ノ阻碍ヲ來スコトニナリハシマイカ、此點ニ對スル御説明ヲ承リタイノデアリマス

第五ニ免許制ニスル結果、荷主ノ負擔ガドレ程減ズル見込ガアルノデアリマセウカ、其概算ヲ御示シ願ヒタイ、荷主即チ一般民衆ノ負擔ガ減ラナケレバ、此制度ノ意義ヲ失フモノト考ヘルノデアリマス

其次ニ日本通運會社ノ法案ニ對シテ御説明ヲ願ヒマス、私ハ何ガ故ニ日本通運會社

官報號外 昭和十二年三月十七日 衆議院議事速記第二十三號 小運送業法案外一件 第一讀會

ヲ新設スルノカ、不敏ニシテ其理由ヲ發見スルニ苦シムノデアリマス、鐵道省ハ此新設會社ヲ以テ、政府ノ免許シタル運送店ヲ統轄シ、宅扱ノ元請、引換證ノ整理等、又は等各店ノ間ノ交互計算ニ當ラセルト言ハレテ居ルノデアリマスガ、此種ノ事業ハ現在國際通運會社及ビ其他ノ計算會社ガ完全ニ行ッテ居ルト伺ッテ居リマス、若モ現在ノ宅扱請負料、是ガ高過ギルト云フノデアアルナラバ、之ヲ引下サセルコトモ、強チ至難デハアルマイカト考ヘルノデアリマス、是ガ出來ルナラバ、鐵道省ニ於テ進ンデ各驛ニ於テ、直接指定店トノ請負ニナサツタラ如何ナモノデアリマセウ、強チ新設會社ヲ起シテ之ニ當ラシメルト云フコトハ理解出來ヌノデアリマス、半官半民會社ハ今ヤ國民ハ食傷シテ、其成績ヲ疑ッテ來テ居ルト考ヘマス、世間デハ此新會社ハ鐵道省ノ古手官吏ヲ賣込ム所ノ養老院デハアルマイカト言ッテ居ルノデアリマス、現ニ國際通運鐵道省ノ古手官吏ヲ押付ケテ居ルノデアリマスルカラ、世間デ左様ニ申スト云フコトモ、強チ理不盡ノコトデハアルマイカト考ヘマス、鐵道省ガ此點ニ對シテ辯明ガアリマサルナラバ、篤ト私共ノ諒解ノ行クヤウニ説明ヲ仰ギタイノデアリマス、世間デハ最早此會社ノ社長ハ誰、副社長ハ誰ト云フコトヲ、吾々ニ洩シテ居ルノデアリマスルガ、私ハ之ニ信ヲ置イテ居ル者デハゴザイマセスケレドモ、世間ノ耳目、世間ノ風評程恐ロシイモノハナイノデアリマス、又假令政府ガ此資本ノ半數ヲ出資シテ居ルシテモ、此會社ハヤハリ營利會社デアアルカシテ、損失勘定ニ於テマデモ單ニ小運送業者ニ負

ケテヤルト云フ譯ニ參リマスマイ、況ヤ此新會社ガ官僚式ノ經營ヲ以テ營業致シマシタナラバ、經費ハ嵩ムノデアリマス、現在ノ計算會社ノ如ク、僅少ノ費用ヲ以テ各加盟店ノ期待ニ副フコトハ不可能デハアルマイカト考ヘルノデアリマス、勿論今日ノ國際通運ニ對シテ、總支拂金ノ實費手續料トシテ御拂ヒニナッテ居ル一割ヲ負ケサセルト云フコトモ出來マセウ、斯ウ云フコトハ至難デハナイト考ヘマス、又政府ハ引換證ノ整理ハ、交互計算ノ事務ノ如キハ、之ヲ官ニ依ラズ民ニ偏セズ、官民持出シノ會社ニ纏メテ、之ヲ統一處理セントスル如キ御希望ノヤウデアリマスルガ、鐵道ガ直接之ヲヤルコトガ出來ナイト云フナラバ、鐵道自ラ自己ノ營業ハ最早官業ニ適セナイト云フコトヲ、自由セラル、ト同様デハゴザイマスマイカ、私ハ此點ニ付テ餘リ思ハシク感じナイノデアリマス、又今日ノ全國通運會社ヲ全部免許制トシテ之ヲ營業セシムルト云フコトハ、運送店ノ資力信用ガ取扱ニ非常ナ懸隔ヲ生ズルノデアリマス、ドノ運送店モ同ジ資力信用ノアルモノトハ言ハレナイノデアリマス、之ヲ同一ノ基準ヲ以テ待遇スルコトハ至難デアツテ、必ズ多數ノ階級ニ分ツテ待遇シテ行カナケレバナラス、斯様ナ結果、更ニ又第二小運送店ニ相當シタル所ノ計算會社ガ出現スルコトガナイデアリマセウカ、此點ヲ明瞭ニ御示シテ願ヒタイノデアリマス

マイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、若シサウデアツタナラバ、此日本通運會社ノ實現ハ、是等薄資ノ通運會社ニ取リマシテ、實ニ威シノ鬼面トモナラザルモノデアアルカ、此點ニ對シテ小運送會社ノ者共ヲ安心セシムルヤウナ理由ガアリマシタナラバ、御説明ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)政府ハ半官半民ノ會社ヲ擁スルナラバ、寧ろ小運送會社ノ組合ヲ設ケマシテ、交互計算事務ニ當ラシムルコトモ出來ナイモノデアリマセウカ、要スルニ拂込少キ株式ヲ半數以上ノ株ト看做シマシテ、政府ニ於テ之ヲ何處マデモ占有セラレル以上ハ、全然政府ノ出店ノヤウナモノトナリマシテ、聽テ歲月ヲ經過スルニ從ツテ、古手官吏ノ巢窟トナルノ虞ガナイトモ限ラナイノデアリマス(拍手)斯ノ如クシテ國民ノ反感ヲ買フニ至リマシタナラバ、折角御作りニナツタ所ノ此運送界刷新ノ目的ガ、却テ國民ノ信ヲ失フト云フコトニナリマスマイカ、ドウゾ此點ニ付テ大臣ノ所信ヲ拜聽致シタイノデアリマス(拍手)

(國務大臣伍堂卓雄君登壇)

○國務大臣(伍堂卓雄君) 御答致シマス、第一ニ此小運送ヲ免許制度トスルコトニ依ツテ、自ラ獨占主義ニ陥リ、運賃等ガ高クナラスカト云フ御質問ト承リマシタガ、是ハ運賃ハ公示致シマシテ、公衆ノ批判ヲ受ケルコトニ致シマス爲ニ、極公公正ナ標準ヲ採ルコトニナルト思ヒマス、ノミナラズ道理上極ク明カナ點ハ、先程申シマシタ通りニ、從來五ツ六ツノ交互計算會社ニ拂ッテ居リマシタ料金ダケデモ、一ツニ纏メルコトニナリマスノト——ソレハ相當ハッキ

リシタ問題デアリマス、又其他集約作業デアリマストカ、色々ノ點カラ見マシテ、運賃ハ今日ヨリモ安クナルコトハ明カデアルト考ヘルノデアリマスガ、下ノ位安クナルカト云フコトハ、此處デ申上ゲルコトハ出来ナイノデアリマス

ソレカラ此運送業者ノ不正行為デアリマスガ、是ハ先刻モ是マデノ歴史ニ付テ申上ゲマシタ通りニ、要スルニ一旦合同ヲサセ、又統轄會社モ合同ヲシマシタガ、ソレガ免許制度デナカッタガ爲ニ、多數ノ不信用ナ小運送業者ガ濫立致シマシテ、其結果隨分澤山ノ不正行為ガ今日ト雖モ行ハレテ居リマスルコトハ、記録ガアリマスカラ委員會等デ御示シガ出来ルノデアリマス

ソレカラ現在ノ運送業者ヲ免許シタモノトシテ置イテ、サウシテ將來其免許ヲ取消スヤウナコトヲスルノデハナイカ、斯様な御質問デアリマシタガ、ソレハ將來非常ナ不正行為等ヲ行ハヌ限リハ、左様な考ハ毛頭持ツテ居ナイノデアリマス

ソレカラ荷主ノ負擔ハ減ルノカドウカト云フ御話デゴザイマスガ、是ハ只今申シマシタ通り、料金が減ルモノト考ヘルノデアリマス、其他色々ノ不正行為ニ依ッテ禍ヲ受ケルコトガ無クナリマスノト、殊ニ様子ノ分ラナイ、所謂一概ニ荷主等ガ色々ノ方法ニ依ッテ損害ヲ受ケテ居ルコトハ御承知デアルト思ヒマス、斯様なコトガ無イト云フコトニ依リマシテ、著シク利益ヲ受ケルト考ヘルノデアリマス

ソレカラ日本通運會社ノ統轄會社ヲ設ケルコトニ付テノ御議論デゴザイマスガ、是ハ只今申シマシタ所ニ關聯シテ居リマシ

テ、此交互計算會社ヲ多數ニ存在サセマスコトハ、各ノ系統ニ屬スル運送業者ハ全國ニ跨ル運送業ヲ行ヒマスルニハ、ドウシテモ一ツノ交互會社デハ行キマセヌノデ、ソレデヤハリ是等ノ五ツ六ツニ上ル交互計算會社ニ料金ヲ拂ッテ入ッテ居ナケレバナラヌ、斯様な不利益ガアリマスノト、ソレカラ貨物引換證ノ整理保證等ニ付テ、隨分驚カヤウナ不正事件ガアルノデアリマス、是ハ一々斯ウ云フ事ガアツタト云フコトヲ申上ゲル必要ハナカラウト思ヒマス、斯様な事ヲ完全ニ取締ルコトガ出来、其保證ノ責ニ半官半民ノ會社ガ任ズルノデアリマス、此點ニ於テ荷主ハ非常ナ安心ヲ得ルト思ヒマス

其次ニ官吏ノ養老院ニナルノデハナイカト云フ御話デゴザイマスガ、是ハ或ハ官吏ト雖モ最モ適當ナ人ガアレバ、其幹部ニスルト云フコトハアリ得ルノデアリマスカ、決シテ是ハ養老院ニスルト云フヤウナ考デ、斯様な統轄會社ヲ起スノデハナイノデアリマス、最モ斯道ニ堪能ナ人ヲ集メタイト思フノデアリマス

○石坂豐一君 簡單デゴザイマスカラ此席カラ……

○副議長(岡田忠彦君) 許シマス

○石坂豐一君 只今大臣ノ御答辯ヲ伺ッタルノデアリマスガ、私ノ質問ニ對シテ的外レタコトガ澤山アルノデアリマス、殊ニ自動車ノ取締ニ付テノ説明ヲ伺フコトガ出来ナカッタノデアリマス、其他免許制ニシタ爲ニ、ドレダケノ運賃ガ減ルノデアルカ、此點ニ關シテハ鐵道ノ事務當局ガ、屢々幾ラ減ルノデアルト云フコトヲ御言明ニナッテ

居ルコトヲ伺ッテ居ルノデアリマスガ、之ヲ大臣ノ口ヲ通シテ責任アル御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、ソレガ分ラナイト仰セラレルト、私共尙ホ一層不審ガ増スノデアリマス、伍堂鐵道大臣ハ兼務デアラセラレカラ、マダ御研究ガ足りナイノデハナイカト思ヒマス、ドウゾ責任アル御答辯ヲ此席ニ於テ拜聽シタイノデアリマス

○國務大臣(伍堂卓雄君) モウ一ツ申シ漏レマシタガ、今一ツニ纏メテモ亦交互會社ガ出来ルノデハナイカト云フ御質問ガアツタト考ヘマスガ、今度ノ計畫ニ於キマシテハ、サウ云フコトノナイヤウニ一ツニ纏メタノデアリマシテ、其意味ニ於テ半官半民ノ強力ナモノニ致シタノデアリマス、ソレカラ只今仰セラレタ自動車ノ關係ニ付テハ、私ハ能ク御答ガ出来マセヌ、政府委員カラ御答サセマス

○政府委員(喜安健次郎君) 自動車ノ取締ヲ小運送業法ノ實施後ニ於キマシテ嚴重ニスル、言換ヘマスレバ、鐵道ト競争關係ニ立ッテ居リマスル自動車ヲ壓迫スルヤウナ態度ニ出ルノデハナイカ、斯ウ云フ御質問ノヤウデゴザイマシタガ、御承知ノ通り自動車ニ付キマシテハ、數年前ニ議會ノ御協賛ヲ經マシタ自動車交通事業法ト云フ取締規則ガゴザイマス、其適用ヲ受ケルコトニ相成ッテ居リマスノデ、今回ノ小運送業法實施ノ結果ト致シマシテモ、自動車方面ニ對シテハ特ニ影響ガアルヤウナコトハゴザイマセヌ、其點ハハッキリ此處デ申上ゲルコトガ出来ルノデゴザイマス、ソレカラ今度ノ

兩法案ヲ實施致シマスル結果、小運送費ガ幾ラ低下スルカ、事務當局ハ從來數額ヲ擧ゲテ言明シテ居ッタガ、之ヲ大臣ノ口カラ聞キタイ、斯ウ云フコトデゴザイマシタガ、成程事務當局ト致シマシテ、是等ノ法律ヲ實施致シマスルト、ドレ位小運送費ガ低下スルカト云フコトヲ申上ゲタコトハゴザイマス、併シナガラ御承知ノ通り、小運送費トシテ今全國デドレ位ノ金ガ使ハレテ居ルカト云フコトハ、是ハ正確ナ數字ハゴザイマセヌ、或人ハ年額二十億ニ上リハシナイカ、或人ハ又サウアルマイ、十億位デアラウ、或ハ十四億デナイカ、斯ウ云フヤウニドレ位使ハレテ居ルカト云フコトノ數額ガ既ニ推定ナンデゴザイマス、色々具體的ノ數字、減額スベキ數字ハゴザイマスルノデスガ、假ニ之ヲ二十億費トシテ居ルト致シマシテ、將來假スニ時日ヲ以テ致シマスレバ、一割減ルトシテモ二億位ニナリハシナイカ、即チ二億ノ金額ト云フモノガ、小運送ヲ從來利用シテ居リマスル國民ノ負擔カラ減ルト云フコトニナルノデハナイカ、斯ウ云フ極メテ推測ノ假定ノ下ニ數字ヲ申上ゲタコトハゴザイマス、尙ホ具體的ノ稍、正確ニ減リ得ル數額ニ付キマシテモ、色々調査ハゴザイマスガ、是ハ委員會デ御説明ヲ申上ゲルヤウニシタイト存ジテ居リマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 石坂君、宜シウゴザイマス

○石坂豐一君 私ハ事務當局ガ多年御研究ノ結果、斯ノ如キ重大ナル法案ヲ、國民ノ前ニ立憲的ナ判斷ヲ受ケラル、其勇氣ニ感服スルノデアリマス、サリナガラ其精神ニ

於テハ、何處マデモマダ疑ッテ居ル所ノ點
ガ多クアリマスルガ、是ハ後日ノ機會ニ讓
リマシテ、私ノ質問ヲ打切りマス

○副議長(岡田忠彦君) 永山忠則君

(永山忠則君登壇)

○永山忠則君 我ハ只今上程サレマシタ小
運送業法案及ビ日本通運株式會社法案ニ關
シマシテ質問ヲ致シ、政府ノ所信ヲ御伺
シタイト存ズル者デアリマス、本法案ノ狙
ヒ所ハ、現在ノ小運送業者ガ指定運送店
及ビ非指定運送店ニ對立シテ居リマシテ、
其相剋甚シキモノガアルノデアリマス、
其甚シキ相剋ヲ融合統一一致シマシテ、其摩
擦面ヲ「スムース」ニ致シマシテ、且ツ小運
送業ノ本質ガ公益性ヲ多分ニ持テ居ル點
ニ鑑ミラレマシテ、國家ガ之ニ公益的統制
ヲ加ヘラレテ、事業ヲ合理化セシメ、冗費
ヲ節約シ、小運送費ノ低減ヲ圖ツテ、以テ荷
主大衆ノ負擔ヲ輕減セントスル所ノ動向ヲ
示シテ居ルモノデアルト思フノデアリマス、
故ニ本法案ハ物價騰貴ヲ抑制シ、國民生活
安定ヲ圖ル上ニ於テ、重大ナル關係ヲ特ツ
モノデアリマシテ、謂ハバ庶政一新ノ國策
ノ一ト言ヒマシテモ、敢テ過言デナイト思
フノデアリマス、故ニ本法案ノ窮極ノ目的
ハ、荷主大衆ノ負擔輕減ニ重點ヲ置クベキ
デアラウト思フノデアリマスガ、果シテ政
府當局ハ本法案ノ目的ヲ小運送業ノ合理經
營ト、公益的統制トニ置イテ、小運送費ノ
低廉ヲ圖リ、荷主大衆ニ福利ヲ齎スコトヲ
重點トシテ居ラレルノデアリマスガ、政府
ノ所信ヲ御伺スルノデアリマス

墮シ、荷主大衆ノ恩惠極メテ少ク、否過去
ノ一驛一店主義ガ荷主公衆ニ非常ナル不利
ヲ招イタヤウナ結果ニ終ルノデハナイカト
思フ點デアリマス、即チ大正十五年六月九
日、鐵道省ハ一驛一店主義ヲ聲明シ、同八
月通運、國際、明治ノ三社ノ合同方針ヲ確
立シマシテ、昭和二年末全國一驛一店合同
運送ノ出現ヲ見タノデアリマスガ、爾來鐵
道省ハ此合同運送店ニ對シ、特別小口扱貨
物集配作業ヲ下請セシメ、一方合同運送ノ
總括會社トシテノ國際通運ニ對シテハ、是
ガ元請ヲ爲サシメ、續イテ今日マデニ荷物
積込取卸シ及ビ貨車手押作業、手荷物、小
荷物配達作業一手請負等々ノ有ニル特權ヲ
指定運送店ニ集中強化シテ、非指定運送店
ノ絶滅ヲ期セント焦慮サレタノデアリマス
ガ、結果ハ却テ反對ニ、一驛一店ノ指定運
送店ノ利潤獨占ト横暴ニ、荷主公衆ヨリ非
難ガ起リマシテ、昭和二年運送店合同當時
ハ、四千店ノ運送店デアリマシタガ、漸次
非指定運送店ヲ増加致シマシテ、現在約七
千店ニ及ンデ居ルノデアリマス、其比率モ
最近鐵道省調査トシテ傳ヘラル、所ニ依リ
マスレバ、指定店ガ三千二百八十八店、非
指定店三千七百三十二店デアリマシテ、非
指定運送店ガ四百四十四店ノ多キニ至ッテ
居ルノデアリマス、此過去ノ事實ヲ基調ト
シテ考ヘマスト、現法案通過後ノ運用次第
ニ依リマシテハ、指定運送店ノ利潤強化ニ
墮シ、結局荷主公衆ノ不利ト、怨嗟ヲ招ク
ニ至ルニアラズヤト案ゼラル、ノデアリマ
スガ、當局ノ所見如何デゴザイマスガ、勿
論本法案ハ國際通運ヲ解消致シマシテ、日
本通運株式會社ヲ作り、指定及ビ非指定運

送店ヲ打ッテ一丸トナシ、交互計算及ビ貨物
引換證ノ整理及ビ保證、小運送業ノ助長發
達等ノ諸事業ヲ目論ンデ居ル點ニ於キマシ
テハ、將來小運送事業ノ整調ヲ圖リ、業者
ノ利潤確保ニ進展スルデアラウコトヲ示唆
スルモノデアルト是認スルモノデアリマス
ガ、此業者ノ經濟確立ト相俟チマシテ、運
送料金ノ低下ヲ圖リ、延イテ荷主大衆ノ福
利ヲ増進スルニハ、政府ハ相當ニ英斷的ニ、
現在ノ指定運送店ガ持ツ不勞所得、不當利
潤ニ公益的統制ヲ加ヘナクテハ至難事デア
ルト考ヘルノデアリマスガ、政府ノ所見ハ
如何デアリマスガ

第一國際通運株式會社ガ日本通運株式會
社ノ半官半民ノ公益的會社ニ改組サル、ヲ
契機ト致シマシテ、現在國際通運ガ不勞所
得トシテ利潤ヲ獨占セル、宅扱貨物集配元
請制度ノ撤廢ヲナスベキデアリマセウ、現
在國際通運本社ハ、鐵道省ヨリ宅扱貨物集
配ノ元請ヲ爲シテ、之ヲ各驛ノ指定店ニ下
請ヲ爲サシメテ居ルノデアリマシテ、其元
請料トシマシテ、取扱總額ノ約一割五分ヲ
天引シテ、利益ヲ收得シテ居ルト言ハレテ
居ルノデアリマス、此宅扱費年約七百萬圓
デアリマスカラ、實ニ年百萬圓ノ不當利潤
ヲ獲得シテ居ル現狀デアリマス、又小荷物、
手荷物ノ集配元請外、小運送業務兼業ニ依
リマシテ、莫大ナル不當利潤ヲ獨占シテ居
ルノデアリマシテ、巷間傳ヘル所ニ依リマ
スト、國際通運株式會社ノ重役ハ、年收入
夥シイモノガアルトサヘ稱セラレテ居ルノ
デアリマス、元來國際通運株式會社ノ本質
的目的ハ、交互計算ト貨物引換證ノ整理保
證及ビ業者間ノ事業助長ニアルノデアリマ

シテ、交互計算費及ビ管理費、其他貨物引
換證ノ整理保證費等々ニテ、相當以上ノ利潤
ヲ得テ居ルモノデアリマスカラ、特殊ナル
小運送業ヲ營ンダリ、是ガ元請ヲ爲ス必要
ハナイト思フノデアリマス、今回出來上リ
マス日本通運株式會社ハ、是等ノ特權附ケ
ラレタ不當利潤ヲ公益的ニ統制排除シテ、
眞ニ公益性ノ會社ニ整備シナクテハナラス
ト信ズルノデアリマスガ、政府ハ嘗テ小運
送調査會ニ於テ、此特權ハ既得權デアルガ
故ニ排除出來ザル旨ヲ申述べラレテ居ルト
拜聞スルノデアリマスガ、斯クテハ日本通
運株式會社ノ出資金三千五百萬圓ヲ、政府
ガ半額支出スル半官半民ノ公益性ヲ持ツ會
社ノ特質ヲ沒却致シマシテ、純然タル營利
會社ノ態樣ヲ示スモノト思ハレルノデアリ
マスガ、政府ハ果シテ日本通運株式會社業
務ハ、公益性本質ニ屬進スルモノナリトノ
斷言ヲ下シ得ラル、デアリマセウカ、所信
ヲ御伺シタイノデアリマス

次ニ指定運送店ト非指定運送店トノ相剋
ガ、既往及ビ現在ノ小運送制度ノ失敗ノ主
因ヲ成スト同時ニ、又荷主大衆ニ不利益ヲ
齎シテ居ルノデアリマスカラ、本法案ノ施
行ノ目的ハ、又同業者間ノ事業ノ合理的整
調デナクテハナラスノデアリマス、政府ハ
果シテ本法案實施ニ當リマシテ、此點ニ全
幅ノ努力ヲ傾注サレルノデアリマスガ、第
一政府ハ、各驛毎ニ指定及ビ非指定運送店
ノ商業組合結成ヲ慫慂シテ、事業ノ合理化
ヲ圖ルト共ニ、庶民金融ノ至便ヲ圖リ、現在
ノ非指定運送店ガ持ツ交互計算會社ガ、庶
民金融ノ便ニ資シテ居ルモノヲ、日本通運
株式會社ハ、之ヲ願ミナイトノ非難ガ續出

セル缺點ヲ、此小運送商業組合ノ組織ニ依リマシテ、補正スルノ計畫アリヤ否ヤヲ御伺スルノデアリマス、私ガ特ニ小運送商業組合結成ノ促進ニ關スル政府ノ指針ヲ御伺スル所以ノモノハ、鐵道省ハ是迄非指定運送店ガ商業組合組織ヲ自衛上ノ立場ヨリ申請セルモノヲ、商工大臣ニ對シテ指定運送店強化ノ爲メニ、反對答申ヲサレテ居ルト云フ事實ガアルノデアリマス、是ガ爲ニ北海道小運送商業組合モ、九州小運送組合モ成立不能ニ陥ッテ、業者ノ悲痛ノ叫ビヲ聞イテ居ルノデアリマス、是ニ於テ私ハ敢テ政府ニ對シテ、此商業組合結成ニ對スル方針ヲ御伺スルノデアリマス

指定及ビ非指定運送業者ノ相剋整調ト事業ノ合理化ハ、現在指定運送店ガ持つ各種ノ特權ヲ解放スルノデナクテハナラヌト思フノデアリマス、此點ニ公益的ノ統制ヲ加ヘナクテハ、經營ノ合理化ニ依ル冗費節約ノ根本目的ハ、逸脫スルモノデアルト私ハ思フノデアリマス、政府ハ此指定店ガ有スル特權ヨリ生ズル獨占的利潤ヲ驛毎ノ指定、非指定店ヲ合一スル小運送業組合ニ統制分配スルノ覺悟ヲ御持チニナッテ居リマスガ、御伺シタイノデアリマス、其特權トハ宅扱貨物集配作業、貨物積込取卸及ビ貨車手押作業、手小荷物配達作業、鐵道倉庫貨物取扱、省營自動車線發著貨物取扱等ノ一手請負及ビ運賃料金後拂、驛構内鐵道用地ノ貸付、無賃乘車證交付等デアリマシテ、非指定運送店ハ是等ニ對シテハ何等ノ恩惠ガナイノデアリマス、繼子扱ヒモ甚シイノデアリマス、元來是等ノ特權付與ハ、過去ニ於テ非指定運送店ヲ撲滅スル爲メノ手段トシテノ、指

定運送店利潤強化策ヨリ出デタルモノデアリマスカラ、本法案ガ指定及ビ非指定店ノ一視同仁主義ヨリ萌芽セルモノデアアル以上、是等ノ特權ノ統制ハ必然的デナクテハナラヌト思フノデアリマスガ、政府ノ御考ハ如何デアリマスガ、若シ此特權ガ小運送業者一般ニ無差別的ニ解放サレズシテ、政府ノ事業統制下ニ置カレ、非指定店ガ唯一ノ生存手段タル強度ノ自由競争ニ掣肘ヲ加ヘラレタナラバ、長年ノ壓縮政策ノ爲メ、經濟内容ノ劣勢トナレル非指定運送店ノ運命知ルベキノミト思フノデアリマス、現在非指定運送店ハ店員、仲仕、倉方、家族等三十餘万人ヲ擁シ、最低生活線ニ喘イデ居ルノデアリマス、是ガ經濟ノ破綻ハ由々シキ社會問題デアルト思フノデアリマスガ、

政府ノ所見ハ如何デアリマスガ、各驛毎ニ小運送業者組合ヲ結成セシメテ、其組合ニ前記ノ特權ヲ解放スルコトコソ、指定、非指定店ノ相剋激化ヲ整調シマシテ、經營ノ合理化、作業ノ融合統制ガ出來、冗費節約ノ目的ヲ貫徹シ、荷主大衆ノ負擔輕減トナルモノデアルト考ヘルノデアリマスガ、政府ノ御意見ヲ御伺致シタイノデアリマス之ヲ要スルニ本法案ノ最重要性ヲ公益的統制ニ置キ、其觀點ヨリ現在國際通運株式會社ニ不當ニ特權付ケラレタル不合理性ヲ是正シテ、日本通運株式會社ヲ出現セシメ、一方非指定運送店絶滅策トシテ、有ユル特權ヲ指定運送店ニ集中強化シタル、非社會性ノ部分層ヲ統制シテ、一般業者ニ再分配スルノ方途ヲ講ジテ、以テ小運送料金ノ低減ヲ圖リ、一般民衆ノ福利ヲ増進スベキデアルト思料致シマスガ、政府ノ率直ニ

シテ親切ナル答辯ヲ要求スル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(伍堂卓雄君) 御答致シマス、勿論此法案ハ國民生活ニ貢獻スル爲ニ計畫サレタノゴザイマシテ、運送店ノミヲ利シテ、荷主ニ迷惑ヲ及ボスヤウナコトガナイノミナラズ、荷主ニ積極的ノ利益ヲ與ヘル爲ニ出來タノデアリマシテ、ソレハ先程申シマシタ通り運賃ノ低下ヲ圖リ、事業ノ正確、其他「サービス」ノ點ニ於テ、是マデ缺陷ノアリマシタ所ヲ是正シヨウト云フノデアリマス、ソレカラ指定運送業者ト非指定運送業者ヲ差別待遇スルコトハ宜クナイト云フ御話デアリマス、是ハ御趣意ニ於テハ同感デアリマスガ、先程モ申シマシタ通り、全運送業者ヲ指定トスルコトハ、非常ニ事業ノ關係カラ難カシイノデアリマス、即チ宅扱貨物ニ對スル請負デアリマスカラ、是ハヤハリ一定ノ數ニ止メテ置カナケレバナラス、併ナガラ今日指定サレテ居ルモノハ、是迄ノ歴史モアリマシ、ソレヲ廢サセル譯ニハ行キマセヌカラ、將來補關等ノ場合ニハ適當ニ考ヘテ行キタイト思フノデアリマス、ソレカラ此統轄會社ニ不當利潤ヲ與ヘルコトニ對シテハ、嚴ニ監督ヲ要スルコトハ勿論デアリマシテ、永山君ノ言ハレマシタ如キ理想ヲ以テ、監督指導シテ行キタイト思フノデアリマス、即チ指定者、非指定者ノ協調ニ對シテハ十分ニ努力致シマシテ、其間ニ摩擦ノナイヤウニ致スコトハ最モ強キ意願デアリマシテ、今回ノ兩法案ノ上程ニ付キマシテハ、非指定、指定兩方共全國カラ多數見エマシテ、是ガ速ニ上

程セラレンコトヲ、竝ニ其成立ヲ希望シテ居ルコトニ依リマシテモ、如何ニ此兩法案ガ業者ノ爲ニ利益デアアルコト云フコトヲ御推察ヲ願ヒタイノデアリマス

○永山忠則君 此席カラ御許ヲ願ヒマス――多々御伺シタイ點モゴザイマスガ、是デ私ノ質問ハ後日ニ譲リマシテ終リマス

○副議長(岡田忠彥君) 是ニテ質疑ハ終局致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○中山福藏君 日程第六乃至第七ノ兩案ヲ一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彥君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際小林鑄君外一名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、及ビ手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際小林鑄君外一名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、及ビ手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際小林鑄君外一名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、及ビ手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際小林鑄君外一名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、及ビ手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彥君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際小林鑄君外一名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、及ビ手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

十二號中改正法律案、手代木隆吉君外三名提出、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、右二案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者小林鑄君

大正十二年法律第五十二號中改正法律案(小林鑄君外一名提出) 第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案(手代木隆吉君外三名提出) 第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正

第一項中「昭和十二年十二月三十一日迄」ヲ「昭和十七年十二月三十一日迄」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正

第一項中「昭和十二年十二月三十一日迄」ヲ「昭和十七年十二月三十一日迄」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(小林鑄君登壇)

(司法省ノ政府委員ノ出席ヲ願ヒマス)ト呼フ者アリ

○小林鑄君 只今議題トナリマシタ大正十二年法律第五十二號中改正法律案ノ提案ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマス、此法律即チ大正十二年法律第五十二號ハ、次ノ如ク規定シ

テ居リマス(明治二十六年司法省令第九號辯護士試験規則ニ依ル試験ノ受験ヲ出願シタル者ニシテ昭和十二年十二月三十一日迄ニ勅令ヲ以テ定ムル試験ニ合格シタル者ハ辯護士法第三條ノ規定ニ拘ラズ辯護士試験タルコトヲ得)ト云フノデアリマス、即チ大正十二年度以前ノ辯護士試験規則ニ依リマス、特別ナル資格ナクモ我國ノ臣民ハ辯護士試験ニ應ジテ、之ニ合格スレバ辯護士タルコトガ出來ル規定デアッタノデアリマス、然ルニ高等試験令ノ改正ニ依リマス、辯護士モ亦中學ヲ出テ、法律科ノ專門部、或ハ學部ノ法科ヲ出ナケレバ、辯護士試験ニ應ズルコトガ出來ナクナッタノデアリマス、併ナガラ大正十二年度ニナルマデ、多年ノ間法律ノ勉強ヲ致シマシテ、此試験ニ「パス」シテ辯護士タルコトヲ終生ノ希望トシテ、營々トシテ努力シテ來タ者ガ澤山ニ殘ッテ居タノデアリマスカラ、社會政策上茲ニ大正十二年法律第五十二號ト云フモノガ發布サレテ、是等ノ人々ニ大正十一年度マデニ試験ニ應ジタ者ニハ、受験資格ヲ與ヘルト云フコトニナッタ今日マデ來タノデアリマス、併ナガラ其間ニハ色々ノ經過ガゴザイマシテ、大體五年毎ニ此期間ヲ限ッテ居ッタノデアリマス、即チ昭和七年度頃デアッタと思ヒマスガ、其期間ヲ延バシマシテ、昭和十二年十二月三十一日マデト云フコトニ相成ッテ今日ニ來タノデアリマス、併ナガラ此爲ニマダ救済サレザル所ノ、試験ヲ受ケヨウトシテ勉強シテ居ル者ガ、尙且ツ千數百人アルト云フコトデアリマス、併ナガラ此儘ニシテ置キマスルナラバ、本年ノ十二月三十一日ニ資格ヲ失フノデアリ

マスカラ、此議會ニ之ヲ提出シテ、更ニ十七年ノ十二月三十一日マデ、即チ五年間ノ延期ヲスルト云フコトガ、社會政策上極メテ重要ナルコトダト思ッテ、本案ヲ提出シタ所以デアリマス、即チ更ニ五年間ノ猶豫ヲ致シマシテ、是等ノ人々ヲ救済シ、其目的ヲ達成セシメタイト云フ趣旨ニ外ナラスノデアリマス、御承知ノ如ク是等ノ人々ハ、今日マデ非常ナル苦學研鑽ヲ續ケラレタル人々ガ多クアリマシテ、其家族ノ人々モ、其試験ニ合格シテ辯護士タルコトヲ神ニ祈ルヤウナ熱心サヲ持ッテ來テ居ルノデアリマス、然ルニ此儘ニシテ、此資格ヲ剝奪スルト云フコトハ、一種ノ既得權ヲ奪フモノデアリマシテ、本人ノ落膽ハ固ヨリデアリマスガ、其家族親族ノ悲歎モ亦思ヒヤルダニ同情スベキ點ガ少クナイノデアリマス、若シ之ヲ奪フト云フコトニ依ッテ、是等受験者、其家族ヲ自暴自棄ニ陥レシメ、延テハ危險思想ニ陥ルヤウナコトガアルナラバ、洵ニ是マデ取り來ッタク寛大ナル措置ト云フモノガ無ニナルコトニナルト考ヘマス、仍テ本案ヲ提出シタノデアリマスガ、幸ニ政府モ此點ヲ諒トセラレマシテ、日程ヲ變更サレテマデ本案ノ上程ニ同意ヲサレタノデアリマサルカラ、滿場ノ諸君モ是非是等ノ人々ノ境遇ニ同情サレマシテ、速ニ本案ニ賛成セラレンコトヲ切ニ御願スル次第デアリマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 提出者手代木隆吉君

(手代木隆吉君登壇)

○手代木隆吉君 只今上程セラレマシタ大正十二年法律第五十二號中改正法律案ノ理

由ニ付キマシテ、只今述べラレマシタ小林鑄君ノ説明ニ補足ヲ致シマシテ、此法律改正案提出ノ理由ヲ辯明致シタイト思ヒマス、只今小林君カラ大體ヲ述べラレマシタ通り、從來辯護士ノ受験資格ニハ學歷ヲ問ハナカッタノデアリマス、其後受験資格ニ制限ガ設ケラレマシテ、小林君ノ言ハレル通り、中等學校ヲ卒業シ、若クハ專門學校入學檢定試験ニ合格シ、而シテ三年以上法律ノ專門學校ニ學ンデ、之ヲ修了シタル者ト云フ制限ヲ受ケルニ至ッタ譯デアリマス、而シテ其改正前ヨリ長イ間此司法試験ヲ受クル目的ノ爲ニ、苦學力行ヲシテ居リマシタ多數ノ受験生ハ、之ニ依ッテ其進路ヲ遮ラレルコトニナッタノデアリマス、是ニ於テ大正十二年法律第五十二號ニ依リマシテ、是等ノ受験生ヲ救フノ途ヲ設ケラレタノデアリマ

スルガ、其期限ハ正ニ本年十二月三十一日ヲ以テ滿了致スノデアリマス、然ルニ尙ホ茲ニ受験資格ヲ有スル者ニシテ救ハレザル者千五百名ニ上ルノデアリマス、其多數ノ中ニハ長イ間苦學ヲ致シマシテ、既ニ齡六十ヲ超エル者モアルノデアリマス、併シ尙ホ目的ヲ捨テズ、致々トシテ其目的ノ貫徹ニ努メテ居ルノデアリマスガ、或ハ家族ヲ扶養シ、其日ノ生活ヲ支ヘツ、努力ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、今遽ニ此途ヲ塞ガレルヤウナコトガアリマスルナラバ、ソレ等ノ者ノ失望落膽ハ言フ迄モナク、是ガ又社會ニ及ボス所ノ影響モ、只今小林君ノ言ハレタ通りデアリマス、左様ナ點カラ致シマシテ、何トカシテ此殘ッテ居ル多數ノ篤學者ヲ、是非救済ヲ致シタイト考ヘルノデアリマシテ、先年來當局ニ對シテ屢、陳情ヲ致シ、或ハ議會ニ請願ヲ致シ、議會ニ於

テハ其請願ヲ採擇致シテ居ルノデアリマス、尙ホ昨年ノ第六十九特別議會ニ於テ前司法大臣カラシテ、是等ノ救済ニ付テ十分ノ考慮ヲ爲スト云フ言明ヲ得テ居ルノデアリマシテ、恐ラク今回ハ政府ノ手ニ依ッテ改正案ガ提出セラレダラウト期待ヲ致シテ居タリト拘ラズ、是ガ提出ヲ見ナカッタノデアリマシテ、茲ニ吾々ハ此窮狀ヲ救フ爲ニ、議員案トシテ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、而シテ曾テ醫師ノ試驗ニ於キマシテ、多數ノ受驗者ヲ最後ノ一人マデモ救ツタ前例ガアルノデアリマス、屢、此年限ヲ延長致シマシテ、遂ニ一人殘ラズ此醫師ノ受驗生ガ救ハレタ例モアルノデアリマスガ、此方ハ司法省ノ管轄デアリ、醫師ノ方ハ別ノ役所ノ管轄デアリマスケレドモ、是非ソレ等ノ前例ニモ鑑ミラレマシテ、尙又昨年ノ特別議會ニ於ケル林法相ノ此言明ヲ實現スルコトニ、當局モ十分ノ考慮セラレマシテ、是等ノ者ガ救ハレマスルヤウニ、此議員提出案ノ成立ニ對シテモ、是非政府ノ御同意ヲ願ヒタイト考ヘル所ノモノデアリマス、甚ダ簡單デアリマスルガ、之ヲ補足致シマシテ提案ノ趣旨辯明ト致ス次第デアリマス、何卒滿場ノ諸君ノ御賛同ニ依リマシテ、本案ノ速ニ成立スルヤウニ御助力アラシコトヲ、切ニ御願致ス次第デアリマス

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際牧野賤男君外十一名提出、衆議院議員選舉法中改正法律案、及ビ戸澤民十郎君外二名提出、衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラシコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔贊成〕異議アリ〔贊成〕反對〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、政府ハ此議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ

〔議長橫暴〕ト呼フ者アリ 牧野賤男君外十一名提出、衆議院議員選舉法中改正法律案、戸澤民十郎君外二名提出、衆議院議員選舉法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——牧野賤男君

衆議院議員選舉法中改正法律案(牧野賤男君外十一名提出) 第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案(戸澤民十郎君外二名提出) 第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

タルトキハ選舉運動ノ爲ニ使用スル勞務者ヲ選任スルコトヲ得

第九十一條中「選舉事務所」ノ下ニ「又ハ選舉演說會場」ヲ加フ

第九十三條第一項中「二十人」ヲ「二十五人」ニ改ム

第九十五條ノ二中「選舉運動ハ」ノ下ニ「其ノ準備行為ヲ除ク外」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

議員候補者銓衡ノ爲ニスル集會ハ前項ノ準備行為ト看做ス

第九十六條第一項但書中「演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ」ノ下ニ「爲シ又ハ應援辯士ノ依頼、斡旋及派遣並推薦狀發送ノ依頼ヲ」ヲ加フ

同條第二項但書中「常備ノ使用人」ノ下ニ「並第三者ガ演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス場合ニ於テ之ト同居スル親族家族及常備ノ使用人」ヲ加フ

第九十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

選舉委員ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日當ヲ支給スルコトヲ得前項ノ演說ニ依リ選舉運動ヲ爲ス者ニ付亦同ジ

第九十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第三者ガ演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス爲ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十八條ノ二中「第一項但書ノ規定ニ依リ推薦狀」ノ下ニ「又ハ選舉運動ノ事務ノ爲ニスル文書」ヲ加フ

第二百二十九條中「第九十五條ノ二」ノ下ニ「第一項」ヲ加フ

第三百三十四條中「一年以下ノ禁錮」ノ下ニ「又ハ五百圓以下ノ罰金」ヲ加フ

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第二十條中「市町村長」ノ下ニ「又ハ地方長官ノ指定シタル者」ヲ加フ

第四十九條第二項中「市町村其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ」ヲ削ル

第六十九條第五項ヲ削リ同條第六項中「前三項」ヲ「前二項」ニ改ム

第七十五條第一項但書中「第七十九條第八項」ヲ「第七十九條第六項」ニ改ム

第七十九條第三項及第四項ヲ削リ同條第五項中「第三項ノ規定ノ適用アルトキ及」ヲ削ル

第八十三條第一項中「第六十九條第六項」ヲ「第六十九條第五項」ニ改ム

第八十四條第一項ヲ削ル

第八十五條中「第八十一條、第八十三條又ハ前條第一項ノ規定」ヲ「第八十一條又ハ第八十三條ノ規定」ニ改ム

第八十六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生ジタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ內務大臣及關係地方長官ニ通知スベシ

同條第三項中「第八十三條若ハ第八十四條」ヲ「第八十三條又ハ第八十四條」ニ改メ同項中「第一項ノ規定ニ依リ訴訟ニ付判決アリタルトキ又ハ第八十四條第二項」ヲ削ル

第八十七條第一項中「第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項」ヲ「第八十一條又ハ第八十三條」ニ改ム

第八十九條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ選舉委員ハ選舉事務長ノ承諾アル場合ニハ選舉運動ニ使用スル勞務者ノ選任ヲ爲スコトヲ得

第九十三條第一項中「二十人」ヲ「二十五人」ニ改ム

第九十五條ノ二ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ立候補準備ノ爲ニスル行爲ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十六條第一項但書中「演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動」ヲ「演説若ハ推薦狀ニ依ル選舉運動、選舉演説會ニ出演スル者ノ依頼、斡旋若ハ派遣又ハ推薦狀發送ノ依頼」ニ改ム

同條第二項但書中「但シ議員候補者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人」ノ下ニ「並前項但書ニ依リ第三者ガ演説又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス場合ニ於テ之ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人」ヲ加フ

第九十六條ノ二 議員候補者銓衡ノ爲ニスル集會ハ郡市及勅令ヲ以テ定メタル市ノ區以上ヲ單位トスルモノニ限リ前條第一項ノ規定ヲ適用セズ但シ之ニ要スル費用ハ銓衡ニ依リ立候補届出ヲ爲シタル候補者ノ選舉運動費用ニ加算ス

第九十七條ニ左ノ一項ヲ加フ
選舉委員及選舉運動ノ爲ニスル演説會ニ出演スル者ハ前項ノ規定ニ依ル實費辨償ノ外日當ヲ受クルコトヲ得

第九十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第九十六條第一項但書ニ依リ第三者ガ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十八條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ
特定少數ノ者ニ對シ推薦狀ノ發送又ハ演説會ノ開催ヲ依頼スル等其ノ他選舉運動ノ事務ノ爲ニスル文書ノ發送ハ之

ヲ前項ノ規定ニ依ル文書ノ頒布ト看做サズ

第百一條第一項但書中「文書ニ依ル」ヲ削ル

第百二十九條中「第九十八條ノ二」ノ下ニ「第一項」ヲ加フ

第百三十四條中「一年以下ノ禁錮」ノ下ニ「又ハ百圓以下ノ罰金」ヲ加フ

第百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長

又ハ選舉運動ヲ總括主宰シタル者第百十二條乃至第百十三條ノ罪ノ中惡質ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同ジ

但シ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ又

ハ其ノ者ガ當選人ノ制止ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百四十一條中「第十六條、第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項」ヲ「第十六條、第八十一條又ハ第八十三條」ニ改ム

第百四十一條ノ二第一項及第二項中「第八十四條第二項」ヲ「第八十四條」ニ改ム

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○牧野賤男君登壇
只今上程致サレマシタ衆議院議員選舉法ノ改正案ニ付趣旨辯明ヲ致シマス、現行ノ選舉法ハ選舉界ノ弊風ヲ一

掃シ、政界ヲ廓清スルト云フコトヲ標榜致サレマシテ改正致サレタノデアリマスルガ、

一昨年ノ府縣會議員ノ選舉、及昨本年ノ衆議院議員ノ選舉、並ニ二三ノ地方議會ノ議員選舉ニ於テ經驗致シマシタ所ニ依レバ、

現行法ハ頗ル不備缺陷ガアツテ、之ニ向ッテ朝野齊シク改正ノ必要ヲ唱ヘテ、内務省ニ於カレテモ、司法省ニ於カレテモ、之ヲ研究シテ其綱要ヲ發表セラレテ居リマス、又

在野ノ政黨ニ於テモ、民政黨、政友會各、委員ヲ舉ゲテ研究ヲ致シテ、其綱要ヲ發表セラレテ居リマス、又時ノ政府ニ於テモ選舉法改正委員會ヲ設ケテ、各方面カラ委員ヲ選出致シテ、選舉法改正ノ要綱ヲ發表セラレテ居リマスルコトハ、諸君御承知ノ通り

デアリマス、内務省ハ改正要綱ニ基キ條文化ヲ致シタモノヲ持ッテ居ルト云フコトデアリマス、併ナガラ政府ノ瓦解、林内閣ノ出現等ニ依ル情勢ノ變化ニ依リマシテ、現在ノ内務省ニ於テハ改正案ヲ提出シナイト云フコトヲ明ニ致サレタノデアリマス、加之條文ヲ作ッテ居ル其案文サヘモ、極秘ニ付シテ吾々ニ示サナイト云フ有様デアリマス、吾々ハ既ニ各方面ニ於テ研究セラレテ、恐ラクハ異論ハアルマイト思フ點タケヲ拾ヒ上ゲテ、改正案ヲ提出致シタノデアリマス、此改正案ハ頗ル僅少ノ改正デアリマスルガ、此僅カナル改正ニ依ッテ、現行法ノ不備缺陷ガ頗ル多量ニ補ヒ得ルト信ジテ居ル者デアリマス（拍手）申ス迄モナク選舉ハ國民ヲ總動員致ス國家の大事業ト致シテ取扱フベキモノデアリマス、ソレ故ニ選舉權ノ有無ヲ問ハズ、老若男女ヲ問ハズ、苟モ意思能力ノアル者ハ、事實上選舉ニ無關心デハ

居ラレナイノデアリマス、ソレ故ニ法律ハ成ベク國民ニ便利ニ、容易ニ、簡單ニ、安全ニ、明朗ニ選舉運動ガ出來ルヤウナ方針ヲ以テ規定致スベキモノデアルトハ、勿論デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）然ルニ從來ノ選舉法ノ變遷ノ經過ヲ見マスルト云フト、多クハ取締官憲ガ其取締ニ便利デアルト云フコトニ重點ヲ置イテ規定セラレテアルヤウニ思フノデアリマス、殊ニ現行法ハ頗ル難解デアリマシテ、此難解ノ法律ヲ取扱フ所ノ官憲ガ、殊更ニ難解ニ導クヤウナ解釋ヲ致シテ居リマシタコトハ、既ニ經驗セラレタ選舉ニ於テ、吾々ハ十分苦痛ヲ感ジタ所デアリマス、即チ法律ノ立テ方モ、官憲ノ取締方針モ、國民ノ自由安全ト云フコトハ全く閑却セラレテ居ッタ言ウテモ、敢テ過言デナイト信ズルノデアリマス、又最モ著シク吾々ノ異様ニ感ズルコトハ、選舉ヲ行ハントスルニ當リマシテ、内務省ハ警保局ヲ中心ト致シテ、全國ノ警察ニ移牒ヲ致シテ、所謂檢舉ノ準備ニ著手ヲ致シテ檢舉網ヲ張ルノデアリマス、司法省ハ刑事局ヲ中心トシテ各檢察局ニ命令ヲ發シテ、檢舉陣ヲ組織シテ、部隊ヲ分ッテ、甚シキハ警察ニ態、出張ッテ來テ、晝夜ヲ分タズ檢舉ニ從事ヲ致シテ居ルノデアリマス、固ヨリ選舉ノ神聖ヲ汚ス者ヲ嚴重ニ檢舉センガ爲ニ、職務ニ忠實デアルト云フコトハ、吾々モ敬意ヲ表スルコトニ躊躇致シマセス所デアリマスガ、併シ取締官憲モ國民ノ一員トシテ、選舉ノ結果ニ支配セラレルモノデアルト云フ根本ノ觀念、言葉ヲ換ヘテ申スト、取締官憲ガ好ムト好マザルトニ拘ラズ、國民ノ一員トシテ到底選舉カラ

通レルコトガ出来ナイモノデアルト云フ根
本觀念ヲ、或ハ忘レテ居ルノデハナイカト
云フヤウニ、吾々ヲシテ疑ハシムルノデア
リマス、恰モ選舉ハ國民ノ一部分ノ仕事デ
アツテ、官憲ハ其傍觀者デアツテ、選舉ノ範圍
外ニ立ッテ居ル者ト心得テ居ルヤウナ感ヲ
持ッテ居ルノデアリマスカラ、國民ト共ニ明朗
ナ選舉ヲスルト云フコトヲ後廻シニシテ、
嚴重ニ檢舉ヲスルト云フ觀念ニノミ囚ハレ
テ、是ガ爲ニ或ハ無辜ヲ罰シ、或ハ羅織ヲ
事トシ、遂ニハ人權蹂躪ノ暴舉ヲ敢テスル
者ガアルト云フコトハ、屢々吾々ノ實見致ス
所デアリマス、斯ノ如キハ甚ダ遺憾千萬デ
アリマシテ、法律ヲ改正スルニ當リマシテ
ハ、是等ノ重要ナル問題ヲ解決スルコトヲ
考究スルノ必要ガアルノデアリマス、又選
舉ノ區制ノ問題、選舉ノ根本制度ノ問題デ
アル所ノ選舉ノ方法、即チ例ヘバ比例代表
ノ如キ、是等モ十分研究ヲスル必要ガアル
ノデアリマス、殊ニ現行ノ別表改正ニ付テ
モ、人口ノ増加上急速ニ手ヲ染メナケレバ
ナラナイ部分モアルノデアリマス、是等ハ
姑ク他日ノ研究ニ委ネテ、今ハ極メテ僅少
ノ部分ノミノ改正ヲ以テ甘ゼントスル者
デアリマス、ソレ程目前ノ弊害ヲ除クノニ
急ナルモノヲ感ズルノデアリマス

諸君ノ御賛成ヲ以テ、速ニ通過セラレンコ
トヲ希望致シマス(拍手)
○副議長(岡田忠彦君) 提出者戸澤民十郎
君
(戸澤民十郎君登壇)

テ申セバ、繰上當選ノ如キハ極メテ不合理
ニ出来テ居リマス、第百三十六條ニ依ッテ失
格シタル場合、其繰上當選ノ次ノ順位ニアル人
ノ選舉事務長ガ、若シ選舉法違反ニ問ハレタ
ル場合ニ於キマシテモ、其次點者ニ對スル制裁ノ
法ガナイト云フコトハ、正ニ現行法ノ大ナル
缺陷デアリマス(拍手)斯ノ如キハ幾多ノ弊
害ト共ニ、之ヲ根本的ニ削除シテ、繰上當
選ノ制度ヲ全廢スルガ宜シイト云フノガ、
私ノ提案ノ一ツトナッテ居リマス、是ニハ色
色ナ弊害ガアルコトハ、申上ゲルマデモナ
ク各位ノ御承知ノ通りデアリマス、其他今
日ノ如キ選舉法ハ、立憲政治ノ實ヲ舉ゲル
爲ニハ極メテ不適當ナル點ガアリマス、即
チオ互ノ眞ノ立憲國民トシテノ選舉ヲ行ハ
シムルニハ、今少シク簡單明瞭ニスルト云
フコトガ、論ズルマデモナク必要デアリマ
ス、故ニ只今提案致シマシタ法案ノ各部ヲ
御覽願ヒマス、極メテ簡單ニシヨウ、明
瞭ニシヨウ、疑問ノアル點ヲ少クシヨウト
云フノガ、提案ノ一理由デアリマス(拍手)
委員ノ數ノ二十名ヲ二十五名トシタ點、是
ナドハ最早此處デ説明ヲ申上ゲル必要ハ認
メマセス、又日常ヲ出スト云フコト、現行
法ヲ見マスト云フト、各部ニ於テ人情ニ副
ハザルモノガアリマス、委員ノ數ヲ五名増
加シ、之ニ對シテ日常ヲ與ヘルト云フコト
ハ、今日ノ社會通念ニ照シテ極メテ適當ナ
リト、提案者ハ信ジテ居ル一點デアリマス、
其外連坐規定ノ徹底ヲ期シ、例ノ但書ヲ削
除致シマシテ提案ヲ致シテ居リマス、アノ
連坐規定ノ但書ノ如キハ、極メテ疑問ノ起
ル點デアリマシテ、又事務長ガ起訴ヲ受ケ
テ居リナガラ、或人ハ連坐規定ニ問ハレ、

或人ハ連坐規定ニ問ハレナイト云フ、極メ
テ不公平ナリト多クノ方々カラ見ラレル缺
點モアリマス、寧ロ進ンデ此但書ハ徹底的
ニ撤廢シタ方ガ、法ノ精神ニ副フノデアラ
ウト云フコトヲ信ジマシテ、本案ニハ此點
ヲ削除シテアリマス、其外投票所ノ増加、
是ハモウ説明ヲ申上ゲル迄モアリマセス、
又提案ノ一點ハ、混同開票制度ヲ決メテア
リマス、是ニハ大分議論モアルヤウデアリ
マスガ、能ク委員會ニ於テ御審議願ヒタイ
ト思ヒマス、其他立候補届出前ノ手續ヲ、
稍々選舉界ノ實情ニ適合セシムルヤウニ改革
シタ一點モゴザイマス、又勞務者ノ選任ニ
付テ、事務長ダケガ選任ノ權限ガアルト云
フコトデハ、餘リニ狭イ、極メテ不便デア
ル、此點ハ委員タルモノハ事務長ノ承認ヲ
得テ、勞務者ノ選任ガ出来ルト云フコトガ
提案ノ一點ニナッテ居リマス、其外細々シイ
點ハ、委員會ニ於テ實際ノ經驗ヲ有セラレ
ル諸君ガ詳細ノ御論議ヲ盡サレテ、此提案
ニ對シテ十分ニ御審議ヲ盡サレンコトヲ切
望致シマシテ、提案ノ理由ト致シマス

○戸澤民十郎君 只今上程ニナリマシタ衆
議院議員選舉法中改正法律案ノ提案者ノ一
人ト致シマシテ、極メテ簡潔ニ提案ノ理由
ヲ説明申上ゲタイト存ジマス、現行法ハ實
施以來極メテ經驗ニ富マセラル、諸君ガ親
シク色々御體驗ニナッテ、選舉法中多々改正
ヲ要スベキモノアルコトハ、今更私ガ此壇
上デ諸君ニ申上ゲル必要モアリマセス、而
モ前ノ第六十九會議ニ於キマシテ、我ガ衆
議院ハ院議ヲ以テ是ガ改正ヲ爲スベキコト
ヲ決議シ、政府ニ要望ヲ致シタノハ諸君ノ
御承知ノ通りデアリマス、前内閣ノ廣田首
相ハ院議ヲ尊重シテ、是ガ調査委員會ヲ設
ケ、諸君ノ中ノ代表者ノ方々モ之ニ參加セ
ラレテ、慎重審議一箇年ヲ費シテ、非常ニ
數々御努力ニナッテ、其成案ヲ見タノデアリ
マス、只今茲ニ提案致シマシタ案ハ、其委
員會ノ努力ノ結晶ト略々相似タルモノデ、大
同小異デアリマス、併ナガラ衆議院議員選
舉法ノ實體タルモノハ、申上ゲル迄モナク
立憲政治ノ實ヲ舉グルガ爲ニ(ヤリ易イヤ
ウニシタ方ガ宜イヨ)ト呼フ者アリ)少數ノ
喧シイ人々ガ輕率ニ暴言ヲ吐クヤウナ、輕
率ナ問題デハアリマセス(拍手)苟モ立憲政
治ノ爲ニ努力セントスル者ハ、モウ少シ慎
重ニ此法案ニ臨ンデ宜イ(拍手、質問ヲサ
セロ)ト呼フ者アリ)議論ハ勝手デアル、委
員會ニ於テ十分議論ヲ盡スガ宜イ
現行選舉法ノ缺點ノ一ツ二ツヲ摘ミ上げ

或人ハ連坐規定ニ問ハレナイト云フ、極メ
テ不公平ナリト多クノ方々カラ見ラレル缺
點モアリマス、寧ロ進ンデ此但書ハ徹底的
ニ撤廢シタ方ガ、法ノ精神ニ副フノデアラ
ウト云フコトヲ信ジマシテ、本案ニハ此點
ヲ削除シテアリマス、其外投票所ノ増加、
是ハモウ説明ヲ申上ゲル迄モアリマセス、
又提案ノ一點ハ、混同開票制度ヲ決メテア
リマス、是ニハ大分議論モアルヤウデアリ
マスガ、能ク委員會ニ於テ御審議願ヒタイ
ト思ヒマス、其他立候補届出前ノ手續ヲ、
稍々選舉界ノ實情ニ適合セシムルヤウニ改革
シタ一點モゴザイマス、又勞務者ノ選任ニ
付テ、事務長ダケガ選任ノ權限ガアルト云
フコトデハ、餘リニ狭イ、極メテ不便デア
ル、此點ハ委員タルモノハ事務長ノ承認ヲ
得テ、勞務者ノ選任ガ出来ルト云フコトガ
提案ノ一點ニナッテ居リマス、其外細々シイ
點ハ、委員會ニ於テ實際ノ經驗ヲ有セラレ
ル諸君ガ詳細ノ御論議ヲ盡サレテ、此提案
ニ對シテ十分ニ御審議ヲ盡サレンコトヲ切
望致シマシテ、提案ノ理由ト致シマス

○中山福藏君 兩案ハ質疑ヲ爲サズシテ、
議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコト
ヲ望ミマス
(反對)ト呼ヒ其他發言者多ク議場騒
然)

○副議長(岡田忠彦君) 靜ニ——靜ニ——
中山君ノ動議ハ、兩案ハ質疑ヲ爲サズシ
テ、議長指名十八名ノ委員ニ付託センコト
ヲ望ムモノデアリマス、本動議ノ採決ニ對
シテハ、社會大衆黨、國民同盟、東方會、
第二控室所屬議員全員ヨリ、記名投票ノ要

或人ハ連坐規定ニ問ハレナイト云フ、極メ
テ不公平ナリト多クノ方々カラ見ラレル缺
點モアリマス、寧ロ進ンデ此但書ハ徹底的
ニ撤廢シタ方ガ、法ノ精神ニ副フノデアラ
ウト云フコトヲ信ジマシテ、本案ニハ此點
ヲ削除シテアリマス、其外投票所ノ増加、
是ハモウ説明ヲ申上ゲル迄モアリマセス、
又提案ノ一點ハ、混同開票制度ヲ決メテア
リマス、是ニハ大分議論モアルヤウデアリ
マスガ、能ク委員會ニ於テ御審議願ヒタイ
ト思ヒマス、其他立候補届出前ノ手續ヲ、
稍々選舉界ノ實情ニ適合セシムルヤウニ改革
シタ一點モゴザイマス、又勞務者ノ選任ニ
付テ、事務長ダケガ選任ノ權限ガアルト云
フコトデハ、餘リニ狭イ、極メテ不便デア
ル、此點ハ委員タルモノハ事務長ノ承認ヲ
得テ、勞務者ノ選任ガ出来ルト云フコトガ
提案ノ一點ニナッテ居リマス、其外細々シイ
點ハ、委員會ニ於テ實際ノ經驗ヲ有セラレ
ル諸君ガ詳細ノ御論議ヲ盡サレテ、此提案
ニ對シテ十分ニ御審議ヲ盡サレンコトヲ切
望致シマシテ、提案ノ理由ト致シマス

或人ハ連坐規定ニ問ハレナイト云フ、極メ
テ不公平ナリト多クノ方々カラ見ラレル缺
點モアリマス、寧ロ進ンデ此但書ハ徹底的
ニ撤廢シタ方ガ、法ノ精神ニ副フノデアラ
ウト云フコトヲ信ジマシテ、本案ニハ此點
ヲ削除シテアリマス、其外投票所ノ増加、
是ハモウ説明ヲ申上ゲル迄モアリマセス、
又提案ノ一點ハ、混同開票制度ヲ決メテア
リマス、是ニハ大分議論モアルヤウデアリ
マスガ、能ク委員會ニ於テ御審議願ヒタイ
ト思ヒマス、其他立候補届出前ノ手續ヲ、
稍々選舉界ノ實情ニ適合セシムルヤウニ改革
シタ一點モゴザイマス、又勞務者ノ選任ニ
付テ、事務長ダケガ選任ノ權限ガアルト云
フコトデハ、餘リニ狭イ、極メテ不便デア
ル、此點ハ委員タルモノハ事務長ノ承認ヲ
得テ、勞務者ノ選任ガ出来ルト云フコトガ
提案ノ一點ニナッテ居リマス、其外細々シイ
點ハ、委員會ニ於テ實際ノ經驗ヲ有セラレ
ル諸君ガ詳細ノ御論議ヲ盡サレテ、此提案
ニ對シテ十分ニ御審議ヲ盡サレンコトヲ切
望致シマシテ、提案ノ理由ト致シマス

惟フニ現行法ニ於ケル不備缺陷ハ、滿場
諸君ノ齊シク熟知セラレル所デアルト信ジ
マスカラ、恐ラク各方面ニ御異存ノナイコ
トト信ズル事柄ダケヲ取上ゲテ、此改正案
ヲ提出致シタ次第デアリマシテ、以上ノ趣
旨ヲ以テ本案ヲ提出致シタノデアリマスル
ガ、詳細ハ委員會ニ於テ辯明ヲ致スコトト
致シマシテ、只今ハ以上ノ數言ヲ以テ趣旨
辯明ニ代ヘタ次第デアリマス、何卒滿場ノ

諸君ノ御賛成ヲ以テ、速ニ通過セラレンコ
トヲ希望致シマス(拍手)
○副議長(岡田忠彦君) 提出者戸澤民十郎
君
(戸澤民十郎君登壇)

テ申セバ、繰上當選ノ如キハ極メテ不合理
ニ出来テ居リマス、第百三十六條ニ依ッテ失
格シタル場合、其繰上當選ノ次ノ順位ニアル人
ノ選舉事務長ガ、若シ選舉法違反ニ問ハレタ
ル場合ニ於キマシテモ、其次點者ニ對スル制裁ノ
法ガナイト云フコトハ、正ニ現行法ノ大ナル
缺陷デアリマス(拍手)斯ノ如キハ幾多ノ弊
害ト共ニ、之ヲ根本的ニ削除シテ、繰上當
選ノ制度ヲ全廢スルガ宜シイト云フノガ、
私ノ提案ノ一ツトナッテ居リマス、是ニハ色
色ナ弊害ガアルコトハ、申上ゲルマデモナ
ク各位ノ御承知ノ通りデアリマス、其他今
日ノ如キ選舉法ハ、立憲政治ノ實ヲ舉ゲル
爲ニハ極メテ不適當ナル點ガアリマス、即
チオ互ノ眞ノ立憲國民トシテノ選舉ヲ行ハ
シムルニハ、今少シク簡單明瞭ニスルト云
フコトガ、論ズルマデモナク必要デアリマ
ス、故ニ只今提案致シマシタ法案ノ各部ヲ
御覽願ヒマス、極メテ簡單ニシヨウ、明
瞭ニシヨウ、疑問ノアル點ヲ少クシヨウト
云フノガ、提案ノ一理由デアリマス(拍手)
委員ノ數ノ二十名ヲ二十五名トシタ點、是
ナドハ最早此處デ説明ヲ申上ゲル必要ハ認
メマセス、又日常ヲ出スト云フコト、現行
法ヲ見マスト云フト、各部ニ於テ人情ニ副
ハザルモノガアリマス、委員ノ數ヲ五名増
加シ、之ニ對シテ日常ヲ與ヘルト云フコト
ハ、今日ノ社會通念ニ照シテ極メテ適當ナ
リト、提案者ハ信ジテ居ル一點デアリマス、
其外連坐規定ノ徹底ヲ期シ、例ノ但書ヲ削
除致シマシテ提案ヲ致シテ居リマス、アノ
連坐規定ノ但書ノ如キハ、極メテ疑問ノ起
ル點デアリマシテ、又事務長ガ起訴ヲ受ケ
テ居リナガラ、或人ハ連坐規定ニ問ハレ、

或人ハ連坐規定ニ問ハレナイト云フ、極メ
テ不公平ナリト多クノ方々カラ見ラレル缺
點モアリマス、寧ロ進ンデ此但書ハ徹底的
ニ撤廢シタ方ガ、法ノ精神ニ副フノデアラ
ウト云フコトヲ信ジマシテ、本案ニハ此點
ヲ削除シテアリマス、其外投票所ノ増加、
是ハモウ説明ヲ申上ゲル迄モアリマセス、
又提案ノ一點ハ、混同開票制度ヲ決メテア
リマス、是ニハ大分議論モアルヤウデアリ
マスガ、能ク委員會ニ於テ御審議願ヒタイ
ト思ヒマス、其他立候補届出前ノ手續ヲ、
稍々選舉界ノ實情ニ適合セシムルヤウニ改革
シタ一點モゴザイマス、又勞務者ノ選任ニ
付テ、事務長ダケガ選任ノ權限ガアルト云
フコトデハ、餘リニ狭イ、極メテ不便デア
ル、此點ハ委員タルモノハ事務長ノ承認ヲ
得テ、勞務者ノ選任ガ出来ルト云フコトガ
提案ノ一點ニナッテ居リマス、其外細々シイ
點ハ、委員會ニ於テ實際ノ經驗ヲ有セラレ
ル諸君ガ詳細ノ御論議ヲ盡サレテ、此提案
ニ對シテ十分ニ御審議ヲ盡サレンコトヲ切
望致シマシテ、提案ノ理由ト致シマス

求ガアリマス、仍テ是ヨリ記名投票ヲ行ヒ
マス、中山君提出ノ動議ニ賛成ノ諸君ハ白
票、反對ノ諸君ハ青票ヲ持參セラレシコト
ヲ望ミマス——閉鎖——氏名點呼ヲ行ヒマ
ス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(岡田忠彦君) 投票漏ハアリマセ
スカ——投票漏ナシト認メマス——投票函
閉鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヨリ報告致サセマス

〔田口書記官長朗讀〕

投票總數 二百三十

可トスル者 白票 百九十三
否トスル者 青票 三十七

〔拍手起ル〕

〔參照〕

中山福藏君提出兩案ハ質疑ヲ爲サシテ
議長指名十八名ノ委員ニ付託スヘシトノ
動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

伊藤東一郎君 池田 清秋君
飯田 助夫君 飯塚春太郎君
服部 敦一君 服部 英明君
濱野徹太郎君 西村丹治郎君
西村金三郎君 西田 郁平君
堀内 良平君 本田 英作君
本多眞喜雄君 戶澤民十郎君
小野 寅吉君 小久江美代吉君
尾崎 重美君 大島 寅吉君
岡田喜久治君 岡本實太郎君
渡邊玉三郎君 渡邊 鏡藏君
川崎末五郎君 片岡 恒一君
片山 一男君 勝 正憲君

崎木 忠正君 柏木 清治君
漢那 憲和君 田中 武雄君
田中 万逸君 田島勝太郎君
高松 長三君 高木衆太郎君
高島 兵吉君 賴母木桂吉君
添田敬一郎君 土屋清三郎君
內藤久一郎君 中 亥藏男君
中井川 浩君 中村三之丞君
中村 梅吉君 中山 福藏君
仲西 三良君 永井柳太郎君
長野 長廣君 南雲 正朔君
村岡 吾一君 村上 國吉君
村上 久義君 紫安新九郎君
植村嘉三郎君 氏家 清君
野田 武夫君 野村 嘉六君
工藤 鐵男君 八並 武治君
矢野庄太郎君 山道 襄一君
山本 条吉君 眞鍋 儀十君
前田房之助君 松尾 四郎君
松田 正一君 松田喜三郎君
松村 謙三君 古屋 慶隆君
小畑虎之助君 小林 三郎君
小西 和君 小山 松壽君
小山 谷藏君 木槍三四郎君
手代木隆吉君 青木 亮貫君
淺川 浩君 朝倉 每人君
佐藤謙之輔君 佐澤 定二君
澤田 利吉君 櫻井兵五郎君
櫻内 幸雄君 坂下仙一郎君
木村小左衛門君 喜多壯一郎君
菊池 良一君 三好榮次郎君
清水德太郎君 斯波 貞吉君
信太儀右衛門君 比佐 昌平君
日比野民平君 一松 定吉君
最上 政三君 百瀬 渡君

角 源泉君 鈴木康太郎君
岩崎幸治郎君 犬養 健君
今井 健彦君 石井德久次君
石川 定辰君 石坂 豐一君
石坂 養平君 鳩山 一郎君
服部 岩吉君 服部米次郎君
八田 宗吉君 原口初太郎君
濱田 國松君 西岡竹次郎君
登坂 良作君 小笠原八十美君
小高長三郎君 尾崎 天風君
大石 倫治君 大野 伴陸君
岡田伊太郎君 加藤久米四郎君
加藤鏐五郎君 加藤 賢司君
川口 義久君 片山秀太郎君
金光 庸夫君 菅野善右衛門君
橫川 重次君 田中 源君
田子 一民君 丹下茂十郎君
土倉 宗明君 名川 侃市君
中村 嘉壽君 中野 猛雄君
中野 治介君 中島知久平君
永田 良吉君 南條 德男君
植原悦二郎君 上田 孝吉君
工藤十三雄君 久山 知之君
熊谷 直太君 八角 三郎君
山田 又司君 山田 佐一君
山口忠五郎君 山崎 猛君
松野 鶴平君 松山常次郎君
牧野 賤男君 益谷 秀次君
深澤豐太郎君 藤井 達二君
古河和一郎君 小林 絹治君
小谷 節夫君 木暮武太夫君
高良 宗七君 寺田 市正君
天辰 正守君 芦田 均君
木下成太郎君 木村 正義君
清瀨規矩雄君 三善 信房君

否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

宮澤 裕君 宮古啓三郎君
宮本雄一郎君 宮崎 一君
志賀和多利君 篠原 義政君
島田 俊雄君 神保 重吉君
森 幸太郎君 森田 政義君
門田 新松君 瀨川 嘉助君
助川啓四郎君 鈴木辰三郎君
井阪 豐光君 春名 成章君
林 路一君 豐田 牧君
陣 軍吉君 永山 忠則君
窪井 義道君 山口 久吉君
岸田 正記君 三鬼鑑太郎君
森 肇君 田川大吉郎君
福田 耕君
綾川 武治君 伊豆 富人君
石坂 繁君 大竹 貫一君
高岡 大輔君 野中 徹也君
清瀨 一郎君 岡崎 憲君
川俣 清音君 川村保太郎君
河上丈太郎君 片山 哲君
龜井貫一郎君 田万 清臣君
塚本 重藏君 山崎 紘二君
松本治一郎君 河野 密君
安部 磯雄君 佐竹 晴記君
三宅 正一君 水谷長三郎君
鈴木 文治君 今井 新造君
池崎 忠孝君 岡 幸三郎君
加藤 勘十君 田中 耕君
北勝太郎君 北 吟吉君
平野 力三君 大石 大君
渡邊 泰邦君 中野 正剛君
木村 武雄君 由谷 義治君
三浦 虎雄君

○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ニ依リ

マシテ、中山君ノ動議ハ可決セラレマシタ、
仍テ兩案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託ス
ルコトニ決シマシタ(拍手)

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際政府提出、郵便法
中改正法律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告
ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ……
〔反對々々〕ト呼ヒ其他發言スル者多
ク聴取スル能ハス)

○副議長(岡田忠彦君) ……

〔議場騒然聴取スル能ハス〕

○副議長(岡田忠彦君) 靜肅ニ——靜肅ニ
言スル者多ク議場騒然)

○副議長(岡田忠彦君) 改メテ申上ゲマス、
三十名以上ノ……

〔議場騒然〕

○副議長(岡田忠彦君) 靜ニ——靜ニ

〔議場騒然〕

○副議長(岡田忠彦君) 靜肅ニ願ヒマス、
中山君ノ動議ハ議事日程ヲ變更シテ、政府
提出、郵便法中改正法律案ヲ議題ト爲シ、
委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進ムベシト
云フノデアリマス、此動議ノ採決ニ對シ三
十名以上ノ議員ヨリ記名投票ノ要求ガアリ
マシタ、仍テ中山君提出ノ動議ニ對シ記名
投票ヲ以テ之ヲ決シマス(拍手)中山君ノ動
議ニ御賛成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青
票ヲ持參セラレンコトヲ望ミマス——閉
鎖——氏名點呼ヲ命ジマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(岡田忠彦君) 投票漏ハアリマセ
ヌカ——投票漏ハナイト認メマス——投票
函閉鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヨリ報告致シマス
〔田口書記官長朗讀〕
投票總數 二百二十六
可トスル者 白票 百九十二
否トスル者 青票 三十四
〔拍手起ル〕

〔參照〕

中山福藏君提出議事日程ヲ變更シテ政府
提出郵便法中改正法律案ヲ議題ト爲シ委
員長ノ報告ヲ求メ其ノ審議ヲ進ムヘシト
ノ動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

伊藤東一郎君	飯田 助夫君	服部 教一君	濱野徹太郎君	西村金三郎君	堀内 良平君	本多眞喜雄君	小川郷太郎君	小久江美代吉君	大島 寅吉君	岡本實太郎君	渡邊 鏡藏君	片岡 恒一君	勝 正憲君	楠木 忠正君	漢那 憲和君	田中 万逸君	高松 長三君	高島 兵吉君	添田敬一郎君	内藤久一郎君	中井川 浩君
池田 清秋君	飯塚春太郎君	服部 英明君	西村丹治郎君	西田 郁平君	本田 英作君	戸澤民十郎君	小野 寅吉君	大藤 唯男君	岡田喜久治君	渡邊玉三郎君	川崎末五郎君	片山 一男君	勝田 永吉君	柏木 清治君	田中 武雄君	田島勝太郎君	高木条太郎君	頼母木桂吉君	土屋清三郎君	中 亥藏男君	中村三之丞君

中村 梅吉君	仲西 三良君	長野 長廣君	村岡 吾一君	村松 久義君	植村嘉三郎君	野田 武夫君	工藤 鐵男君	山道 襄一君	眞鍋 儀十君	松尾 四郎君	松田 正一君	松村 謙三君	小泉又次郎君	小林 三郎君	小山 松壽君	木村三四郎君	青木 亮貫君	朝倉 每人君	佐澤 定二君	櫻井兵五郎君	坂下仙一郎君	菊池 良一君	清水德太郎君	信太儀右衛門君	日比野民平君	最上 政三君	角 源泉君	犬養 健君	石井德久次君	石坂 豐一君	鳩山 一郎君	服部米次郎君	原口初太郎君	西岡竹次郎君
中山 福藏君	永井柳太郎君	南雲 正朔君	村上 國吉君	紫安新九郎君	氏家 清君	野村 嘉六君	八並 武治君	山本 条吉君	前田房之助君	松田竹千代君	松田喜三郎君	古屋 慶隆君	小畑虎之助君	小西 和君	小山 谷藏君	手代木隆吉君	淺川 浩君	佐藤謙之輔君	澤田 利吉君	櫻内 幸雄君	喜多壯一郎君	三好榮次郎君	斯波 貞吉君	比佐 昌平君	一松 定吉君	鈴木康太郎君	今井 健彦君	石川 定辰君	石坂 養平君	服部 岩吉君	八田 宗吉君	濱田 國松君	登坂 良作君	
小笠原八十美君	尾崎 天風君	大野 伴陸君	岡田伊太郎君	加藤久米四郎君	加藤 賢司君	片山秀太郎君	横川 重次君	田子 一民君	名川 侃市君	中野 猛雄君	中島知久平君	南條 德男君	上田 孝吉君	久山 知之君	八角 三郎君	山田 佐一君	山崎 猛君	松野 鶴平君	牧野 賤男君	深澤豐太郎君	古河和一郎君	木暮武太夫君	高良 宗七君	天辰 正守君	木村 正義君	清瀬規矩雄君	宮澤 裕君	宮本雄一郎君	志賀和多利君	島田 俊雄君	森 幸太郎君	門田 新松君	助川啓四郎君	井阪 豐光君
小高長三郎君	大石 倫治君	大口 喜六君	若宮 貞夫君	加藤鏗五郎君	川口 義久君	菅野善右衛門君	田中 源君	丹下茂十郎君	中村 嘉壽君	中野 治介君	永田 良吉君	植原悦二郎君	工藤十三雄君	熊谷 直太君	山田 又司君	山口忠五郎君	松村 光三君	松山常次郎君	益谷 秀次君	藤井 達二君	小谷 節夫君	紅露 昭君	寺田 市正君	芦田 均君	木下成太郎君	三善 信房君	宮古啓三郎君	宮崎 一君	篠原 義政君	神保 重吉君	森田 政義君	瀬川 嘉助君	鈴木辰三郎君	飯村 五郎君

春名 成章君 豐田 收君
陣 軍吉君 永山 忠則君
窪井 義道君 山口 久吉君
綾川 武治君 三鬼鑑太郎君
否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

石坂 繁君 高岡 大輔君
野中 徹也君 清瀬 一郎君
岡崎 憲君 川俣 清音君
川村保太郎君 河上丈太郎君
片山 哲君 龜井貫一郎君
田万 清臣君 塚本 重藏君
山崎 釦二君 松本治一郎君
河野 密君 安部 磯雄君
佐竹 晴記君 三宅 正一君
水谷長三郎君 鈴木 文治君
今井 新造君 池崎 忠孝君
岡 幸三郎君 加藤 勘十君
田中 耕君 北 勝太郎君
北 吟吉君 平野 力三君
大石 大君 渡邊 泰邦君
田中 養達君 木村 武雄君
由谷 義治君 三浦 虎雄君

○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ニ依ッ

テ日程ハ變更セラレマシタ、郵便法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長報告ヲ求メマス——委員長永田良吉君

郵便法中改正法律案(政府提出)
報告書
第一讀會ノ續(委員長報告)
一郵便法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年三月十六日

委員長 永田 良吉

衆議員議長富田幸次郎殿

官報號外 昭和十二年三月十七日 衆議院議事速記第二十三號

附帶決議

一 郵便料金ハ其ノ性質上漸次之ヲ低減スヘキモノナルニ拘ラス今之カ値上ヲ行フノ已ムヲ得サルニ至レルハ從來他ノ特別會計ト均衡ヲ顧ルコトナク通信事業特別會計ヨリ一般會計ヘノ納付金八千一百萬圓ノ外更ニ本年度ニ於テ一千二百六十四萬圓ノ巨額ヲ一般會計ニ繰入ルル等々其ノ負擔ヲ遞増スルノ結果ニ外ナラス故ニ政府ハ先ツ右ノ内法案ノ明文ニ「當分ノ内」ト限定セル繰入金ヲ次年度ニ於テ相當減額スルト共ニ將來納付金ノ減少ニ努ムヘシ
二 通信施設ノ現狀ハ國民ノ期待ニ副ハサルモノアリ政府ハ速ニ之カ改善ニ努ムヘシ
三 從業員ノ待遇亦不満足ノ點尠カラス政府ハ將來之カ改善優遇ノ途ヲ講スヘシ

(永田良吉君登壇)

○永田良吉君 郵便法中改正法律案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本委員會ハ二月二十五日以来本日マデ前後八回開會致シマシテ、其間委員ト政府當局ノ間ニ於キマシテ、熱心ナル質疑應答ガアリマシタガ、本日討論ニ入りマシテ、民政黨ノ眞鍋議員ヨリ左ノ如キ附帶決議ヲ附シテ、原案通り全部可決確定サレマシタ、茲ニ附帶決議ヲ朗讀致シマス

附帶決議

一 郵便料金ハ其ノ性質上漸次之ヲ低減スヘキモノナルニ拘ラス今之カ値上ヲ行フノ已ムヲ得サルニ至レルハ從來他ノ特別會計ト均衡ヲ顧ルコトナク通信事業特別會計ヨリ一般會計ヘノ納付金

八千一百萬圓ノ外更ニ本年度ニ於テ一千二百六十四萬圓ノ巨額ヲ一般會計ニ繰入ルル等々其ノ負擔ヲ遞増スルノ結果ニ外ナラス故ニ政府ハ先ツ右ノ内法案ノ明文ニ「當分ノ内」ト限定セル繰入金ヲ次年度ニ於テ相當減額スルト共ニ將來納付金ノ減少ニ努ムヘシ
二 通信施設ノ現狀ハ國民ノ期待ニ副ハサルモノアリ政府ハ速ニ之カ改善ニ努ムヘシ
三 從業員ノ待遇亦不満足ノ點尠ナカラス政府ハ將來之カ改善優遇ノ途ヲ講スヘシ

以上ノ附帶決議ヲ附セラレマシタ、是ト同様に附帶決議ヲ政友會ノ紅露君カラモ提出サレマシタ、同一案デアリマシタカラシテ、一括シテ是ガ採決ヲ經マシテ、原案ノ通り滿場一致可決決定セラレマシタ、右御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○工藤鐵男君 此際質疑ヲ爲サズシテ、直チニ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

(反對々々)「異議アリ」ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彦君) 工藤君ノ動議ノ採決ニ對シ三十名以上ノ要求ガアリマス、仍テ記名投票ニ依リ之ヲ決シマス、工藤君提出ノ動議ニ贊成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ御投票アラシコトヲ望ミマス——閉鎖——氏名點呼ヲ行ヒマス

(異議アリ)「公平々々」ト呼ヒ其

他發言スル者アリ

(書記官氏名ヲ點呼ス)

○副議長(岡田忠彦君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハナシト認メマス——投票

閉鎖——開鎖——開鎖

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)
○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス
(田口書記官長朗讀)
投票總數 百九十

可トスル者 白票 百六十三
否トスル者 青票 二十七

(拍手起ル)
(參照)

工藤鐵男君提出本案ハ委員長報告ニ對スル質疑ヲ省略シテ審議ヲ進ムベシトノ動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

伊藤東一郎君 池田 清秋君
飯田 助夫君 服部 教一君
濱野徹太郎君 西村金三郎君
西田 郁平君 堀内 良平君
本田 英作君 本多眞喜雄君
戸澤民十郎君 小川郷太郎君
小久江美代吉君 大藤 唯男君
大島 寅吉君 岡田喜久治君
岡本實太郎君 渡邊 鐵藏君
川崎末五郎君 片岡 恒一君
片山 一男君 鍋本 忠正君
漢那 憲和君 田中 武雄君
田中 万逸君 高松 長三君
高木衆太郎君 高島 兵吉君
土屋清三郎君 内藤久一郎君
中 亥藏男君 中井川 浩君
中村三之丞君 中村 梅吉君
中山 福藏君 仲西 三良君
長野 長廣君 南雲 正朝君
村岡 吾一君 村松 久義君
紫安新九郎君 植村嘉三郎君
氏家 清君 野田 武夫君
工藤 鐵男君 八並 武治君

山道 襄一君	山本 桑吉君	前田房之助君	松田竹千代君	松田喜三郎君	小泉又次郎君	小林 三郎君	小山 松壽君	木曾三四郎君	淺川 浩君	佐藤謙之輔君	澤田 利吉君	櫻井 幸雄君	三好榮次郎君	斯波 貞吉君	信太儀右衛門君	一松 定吉君	百瀬 渡君	鈴木康太郎君	今井 健彦君	石川 定辰君	石坂 養平君	服部 岩吉君	原口初太郎君	西岡竹次郎君	小笠原八十美君	尾崎 天風君	大野 伴陸君	岡田伊太郎君	加藤久米四郎君	川口 義久君	金光 庸夫君	横川 重次君	胎中楠右衛門君	名川 侃市君
眞鍋 儀十君	松尾 四郎君	松田 正一君	古屋 慶隆君	小畑虎之助君	小西 和君	小山 谷藏君	手代木隆吉君	朝倉 每人君	佐澤 定二君	櫻井兵五郎君	坂下仙一郎君	清水徳太郎君	篠原 陸朗君	日比野民平君	最上 政三君	角 源泉君	犬養 健君	石井徳久次君	石坂 豐一君	鳩山 一郎君	八田 宗吉君	濱田 國松君	登坂 良作君	小高長三郎君	大石 倫治君	大宮 喜六君	若宮 貞夫君	加藤 賢司君	片山秀太郎君	菅野善右衛門君	田子 一民君	丹下茂十郎君		

中村 嘉壽君	中野 猛雄君	中野 治介君	永田 良吉君	上田 孝吉君	久山 知之君	八角 三郎君	山田 佐一君	山崎 猛君	松山常次郎君	益谷 秀次君	藤井 達二君	小谷 節夫君	高良 宗七君	天辰 正守君	木村 正義君	宮澤 裕君	宮本雄一郎君	志賀和多利君	島田 俊雄君	森 幸太郎君	助川啓四郎君	春名 成章君	陣 軍吉君	窪井 義道君	青木 精一君	野中 徹也君	川俣 清音君	河上丈太郎君	龜井貫一郎君	塚本 重藏君	河野 密君	佐竹 晴記君
中島知久平君	植原悦二郎君	工藤十三雄君	熊谷 直太君	山田 又司君	山口忠五郎君	松野 鶴平君	牧野 賤男君	深澤豐太郎君	古河和一郎君	紅露 昭君	寺田 市正君	佐保 畢雄君	三善 信房君	宮古啓三郎君	宮崎 一君	篠原 義政君	神保 重吉君	瀨川 嘉助君	井阪 豐光君	豐田 收君	永山 忠則君	山口 久吉君	三鬼鑑太郎君	岡崎 憲君	川村保太郎君	片山 哲君	田万 清臣君	松本治一郎君	安部 磯雄君	三宅 正一君		

否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

水谷長三郎君 鈴木 文治君
今井 新造君 池崎 忠孝君
岡 幸三郎君 加藤 勘十君
平野 力三君 大石 大君
渡邊 泰邦君 田中 養達君
木村 武雄君 由谷 義治君
三浦 虎雄君

○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ニ依リ
マシテ……(發言スル者多シ)投票ノ結果ニ
依リマシテ、本案ハ質疑ヲ用ヒザルコトニ
決定致シマシタ——此際大藏大臣ヨリ發言
ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス——
結城大藏大臣

○國務大臣(結城豊太郎君登壇)
〔國務大臣結城豊太郎君登壇〕
間ニ於テ、一般會計ニ協力スル程度ニ關シ、
公平デアルベキデアルト云フ御趣旨ハ同感
致ス所デアリマス、唯財政ノ現狀ハ極メテ
困難デアリマスルカラ、サウ急ニ御期待ニ
副フコトハ困難カトモ存ジマスルガ、出來
得ルダケ御趣旨ニ副フヤウニ努メタイト存
ジマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 討論ノ通告ハアリ

〔本幕武太夫君演說參照〕
第一表

日本銀行一般貸出金種類別(千圓)

定期	當座	割引	外國爲替	計ノ内官公關係及外國關係貸除除殘高
昭和十年六月末	昭和十年六月末	昭和十年六月末	昭和十年六月末	昭和十年六月末
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五五〇、二五三	五五〇、二五三	五五〇、二五三	五五〇、二五三	五五〇、二五三
九四、八一二	九四、八一二	九四、八一二	九四、八一二	九四、八一二
六四五、一八六	六四五、一八六	六四五、一八六	六四五、一八六	六四五、一八六
五五〇、三七三	五五〇、三七三	五五〇、三七三	五五〇、三七三	五五〇、三七三

マセス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○中山福藏君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

郵便法中改正法律案 第二讀會(確定議)
○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス(拍手)
午後六時二十七分散會

第二表

割引手形ニ依ル貸付内譯(千圓)

	昭和十年六月末	昭和十年十二月末	昭和十一年六月末
特別融通割引手形	五一八、四三九	四九八、一七六	四八二、五四〇
五億圓口割引手形 ¹⁾	五一八、四三九	四九八、一七六	四八二、五四〇
特別融通以外ノ割引手形	三一、八一四	一六二、九一三	八三、〇八〇
割引手形合計	五五〇、二五三	六六一、〇八九	五六五、六二〇

備考

(1) 昭和二年勅令第五五號ニ依ルモノ

衆議院議事速記録第二一號中
正誤

五一八頁三段一〇行「肥田琢司君」ノ次ニ左ノ二名ヲ加フ

松方幸次郎君 金井 正夫君
五一八頁三段三〇行「松尾四郎君」ノ次ニ左ノ一〇名ヲ加フ

清瀬規矩雄君 石坂 豊一君
大木貞太郎君 岡田伊太郎君
名川 侃市君 田邊 七六君
西田 鏡吉君 松山常次郎君
太暮武太夫君 原口初太郎君

頁段 行誤 正

五四五 四 一八 退職 退職

